

# 第五十回国 参議院日韓条約等特別委員会會議録第四号

昭和四十年十一月二十五日(木曜日)  
午前十時三十分開会

## 委員の異動

十一月二十五日

### 辞任

高橋文五郎君  
梶原 茂嘉君  
山内 一郎君  
中村喜四郎君  
多田 省吾君

### 補欠選任

笹森 順造君  
八田 一朗君  
和田 鶴一君  
船田 讓君  
鈴木 一弘君

出席者は左のとおり。

## 委員長

寺尾 豊君

## 理事

大谷藤之助君  
久保 勸一君  
草葉 隆圓君  
長谷川 仁君  
松野 孝一君  
亀田 得治君  
藤田 進君  
森 元治郎君  
二宮 文造君  
井川 伊平君  
植木 光教君  
内田 俊朗君  
岡本 悟君  
木内 四郎君  
黒木 利克君  
近藤英一郎君  
笹森 順造君  
田村 賢作君  
土屋 義彦君

## 國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君  
法務大臣 石井光次郎君  
外務大臣 椎名悦三郎君  
大蔵大臣 福田 赳夫君  
農林大臣 坂田 英一君  
運輸大臣 中村 寅次郎君  
國務大臣 松野 頼三君

## 政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君  
法務省民事局長 新谷 正夫君  
法務省入国管理局長 八木 正男君  
外務政務次官 正示啓次郎君  
外務省アジア局長 後宮 虎郎君

## 事務局側

外務省北米局長 安川 壯君  
外務省経済協力局長 西山 昭君  
外務省条約局長 藤崎 萬里君  
外務省国際連合局長 星 文七君  
農林大臣官房長 大口 駿一君  
水産庁長官 丹羽雅次郎君  
水産庁次長 石田 朗君  
常任委員会専門員 増本 甲吉君  
常任委員会専門員 緒城司郎次君  
常任委員会専門員 坂入長太郎君  
常任委員会専門員 渡辺 猛君  
常任委員会専門員 宮出 秀雄君

## 本日の會議に付した案件

○日本國と大韓民國との間の基本關係に関する条約等の締結について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)  
○日本國と大韓民國との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本國と大韓民國との間の協定第二条の実施に伴う大韓民國等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○日本國に居住する大韓民國国民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺尾豊君) ただいまから日韓条約等特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日多田省吾君、高橋文五郎君、梶原茂嘉君、山内一郎君、中村喜四郎君が委員を辞任され、その補欠として鈴木一弘君、笹森順造君、八田一朗君、和田鶴一君、船田讓君が選任されました。

○委員長(寺尾豊君) 日本國と大韓民國との間の基本關係に関する条約等の締結について承認を求めの件、日本國と大韓民國との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本國と大韓民國との間の協定第二条の実施に伴う大韓民國等の財産権に対する措置に関する法律案、日本國に居住する大韓民國国民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案、以上四案件を一括して議題とし、質疑を行ないます。羽生三七君。

○羽生三七君 昨日、藤田、亀田両委員によって指摘されたような衆議院の混乱した事態のもとで参議院が日韓關係条約諸案件を審議するのはまことに私としては本意ではございません。しかし、審議をなお深める意味において質疑を行ないたいと思ひます。私はきょうは主として日韓条約の背景となる國際問題を中心にお尋ねをいたしたいと思ひます。詳細についてはいづれ同僚議員から後刻順次御質問があると思ひます。実は、われわれは最初佐藤内閣は何もやらない内閣、何もやらぬではないか、こうしばしば批判をしてきたのでありますが、そうではない、大いにやっております。ただし、ただし書きをつけなければならぬ。それはわれわれの欲する方向

ではなしに、平和と逆行するのではないかと思われれる方向で大きい腕をふるっておられるのであります。そこで、たとえば日韓条約もその一例となると思いますが、もちろん私は佐藤総理も平和を拒否しているはずはないと思ひます。平和のための外交と言われている。また戦争を欲しておると思ひません。そんなことがあるはずはございません。結局問題は、平和を追求する手段と方法が、はなはだ不幸なことであるけれども、われわれと全く違ひ、こういふことだろふと思ひます。結局、佐藤総理の考え方は、自民党内閣の考へ方は、自由陣営の結束を強めて、力の均衡を拡大をして、それをこゝとして外交政策を推進するものと思われませんか。そこで、きょうはこの問題を中心にして、こゝとつ総理の所見をただしたいと思ひます。

さて、総理の言ふ平和外交とは一体どのようなものなのか。また、総理は今五十国会の施政方針演説において「私は、政権担当以来、国民諸君の強い願望を背景として、わが国の安全を確保し、アジアの平和を守るため、あらゆる努力を傾注してまいりました。」と述べられております。では、具体的にどのような努力を傾注されてきたのか、まずこの点からひとつ伺いたいと思ひます。アジアの平和のために最善の努力を傾注してきたと言われますが、具体的にどういふ努力を続けられてきたのか、まず、この点を伺いたい。○国務大臣(佐藤榮作) 羽生君にお答えいたします。

私はかねてから平和に徹するということを申し上げております。ただいま、平和に徹する考えではありろが、われわれとその手段、方法が違ひるので、こういふことを言われました。これはどういふ意味を言われるのか、私はよくわかりませんが、あるいはイデオロギー的に相違する、こういふことであらうかと思ひます。ただいまのうちにありませんが、自由陣営の結束を強固にする、これが佐藤外交の基本だ、こういふふうに御指摘でございます。

ますから、あるいは自由陣営の結束を強固にするのではない、別な方向で社会党は考えていらつしやる、まず、そういう点が国民としては明らかになりたいことだと思ひますので、社会党からさういふお尋ねがあります場合に、自分のほうはこういふことで平和を遂行していこうとするのだ、この点は明確にされたほうがいいのではないかと私思ひます。これはしかし、私の希望でありますし、私の個人的意見ですから、あえてこの席で私が羽生君に質問するわけではありません。そこで、私も日本の国のあり方として、これは自由主義陣営の一員だ、これはたびたび申し上げておるのであります。民主主義、自由主義、そのもとでこの国をより繁栄させ、また国民生活を向上させよう、かように考えておるのであります。いわゆる社会主義理念ではございません。したがって、あるいは基本的なこゝろいふ意味では対立してあるのかもわかりません。

そこで、具体的にどういふことをいままでしたというお尋ねであります。日韓交渉の妥結もその一つであります。また、私も東南アジア諸地域に対して、経済的な援助をいろいろ計画しておる。あるいは東南アジア諸地域の経済開発を具体化しようとしておる。ただいま東南アジア開発銀行の構想も具体化されつつあります。また、諸地域に対して技術的な援助あるいは経済的な援助、これを積極的に推進しております。これがいわゆる私どもの平和外交である。それぞれの国民生活が向上され、そして繁栄をもたらす、それこそ平和に徹する国柄にもなるのではないか、かように私は思ひまして、わが国が果たし得る役割、これは経済協力である。また技術的援助、かように思つて、それを推進して、おるわけでありませぬ。

○羽生三三君 いま総理は、これはイデオロギーの違いではないかと言われました。あるが、外交はイデオロギーにも違いがあると思ひます。たゞ、佐藤内閣がアメリカを好きであらうと思ひます。たゞ、自由陣営の結束を強固にする、これが佐藤外交の基本だ、こういふふうに御指摘でございます。

るいは自由主義を信奉しようとする自由であります。私はそれを批判しておりません。共産主義者が共産主義を信奉するの自由であります。私はこれも批判いたしません。そういうイデオロギーと関係なしに、現実に生起しておる諸問題にどう対処するかと、いふことが外交だと思ひます。私はさういふ立場で問題を提起しております。これを御承知願ひたい。

そこで、まあ日韓条約もその一つだとおつしやいましたが、これは逐次触れていくし、社会党に政策があるなら言つてくれといふことでもあります。問題は力の均衡を——たとえば自由陣営を強化して、力の均衡を拡大をしていく、それが問題の解決になるのではなくて、むしろそれを縮小させる方向に沿つてこそ、平和の条件が確立できるのじゃないか。たとえば、日韓条約については善隣友好の外交と言われる。あるいはアジア外交の出発点とも言つておられる。そのことの批判は後に譲るといたしまして、ここではそれが、日韓の条約がアジアの外交の出発点、平和の始まり、と言われた場合に、それが平和の推進なりあるいは平和外交にどうつながるのか、どういふ関連性があるのか、たとえば、日韓の条約を結び、友好関係を深めれば、それがどうしてアジア外交の平和路線につながるのか、どういふ関連性があるのか、それをひとつ明確にしたいと思ひます。といふことは、私も、外交といふものは原則だけの問題ではないと思ひます。やはり、ある現実の姿といふものを踏まえないければならぬ、これは当然だろふと思ひます。しかし同時に、現実だけに固着して、望ましい姿があるべき将来の姿、それを無視していきことは私は好ましくないと思ひます。したがって、現実をよく認識しながら同時に望ましい方向へ発展させていく、この調整がある意味においては外交だと思ひます。現実と、あるいは希望すべき、理想とすべき姿との調整だろふと思ひます。さらにそれを発展させて、終局的には一番自

分たが目的とする方向へ持つていく、これが外交だと思ひます。したがって、日韓の問題もこれがアジア外交の出発点といふからには、また、施政方針で総理が、先ほど私が述べましたような方針を堅持されるならば、アジア外交の始まりとしてのこの日韓が、平和外交とどうつながるのか、具体的にどういふ関連性があるのか、このことをひとつ明らかにしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作) 日韓が平和外交にどうつながるか、こゝろいふことですが、たいへん卑近な例を申して恐縮ですが、たとえば、私どもが住んでおる一つの通り、町があると、その町が楽しく平和であるためには、隣のうちとやはりお互いに朝夕のあいさつをするぐらいの關係があつてほしい、さうすると、初めてその町筋も明るくなり、お互いの生活にも潤いをもたらす、これがいわゆる平和であるとして、かように思ひます。最近の国際關係におきましては、お互いは国際的にやはり孤立するといふわけではなくて、國際交際を深めると申しますか、お互いの繁榮がある、私はかように信じております。その観点から見ますと、隣の国同士と仲よくしていき、これこそが平和につながるものである、お互いの安全をも確保していき、こゝにもなるわけでありませぬ。お互いの隣同士の国がにらみ合つていふような形ではよくない、にらみ合つていふような状態じゃない、お互いにつき合ひ合ひもしい、こゝろいふことは、お互いにつき合ひ合ひもしい、こゝろいふことは、愛好するものから見ます、ほうつてはお互いこの点では、おそろく羽生さんも御理解をいただけるだろふと思ひます。ただ、隣の国、韓国だけではありません。ソ連もありません、北鮮もありません、中共もありません。こゝろいふ状態でありませぬ。私は、これはスターラインだといふことを申し上げておるのであります。さうして、冒頭にお尋ねになりました力の均衡といふ、力の均衡は、いわゆる拡大均衡ばかりが均衡ではないのであります。羽生君の御指摘になるような縮小均

衡もまた、均衡だといえど私は思いません。したがって、いわゆる力の均衡によるバランスのとれたいまの平和の状態なんだと、こういうことは、これは情けないが、実際の現実の問題としては、そういう状態である。理想の形を考へるならば、力なんかというものを全然考へない、そうして仲よくできる、そういう世の中がほしいんだと思いません。ただいま申し上げるような意味からは、理想を目標としての行き方としては、縮小均衡の方向で努力されるのが当然だろうと、かやうに私は思っています。

○羽生三七君 総理は、近隣の国とあいさつもできないような状態では困る、仲よくするのは当然だとおっしゃいますが、韓国とは日本はつき合っておりません。これも韓国人を敵視しているものはない、それが普通のあいさつをかわず程度以上に進むところに問題があるんで、私はそれを言っているんで、韓国とつき合っちゃいかぬの、仲よくしなきゃいかぬの、そんなことは日本社会党、私個人も毛頭考へておりません。それ以上に進むことが問題になる。そこで、たとえば、安保条約にいう極東の平和と安全というのがあります。これも平和とか安全ということばをうたつておる。ところが、今日の米軍の行動は、全部ここから出発しておる。だから、平和ということばは、使いようではどうにもとれる複雑な内容を含んでおります。したがって、総理の言うこの平和外交というのが、この韓国や台湾、その他自由陣営に属する諸国との結束を強めて、いま、総理は縮小均衡もあると言われましたが、むしろ力の均衡を拡大して、それをてこにして、相手側の護歩をかちとらうというんではないか、そういう外交じゃないですか、問題の所在はそこにあると思う。この点ひとつお聞かせください。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまお尋ねになりました日韓交渉の問題に、直ちに米軍云々を引っぱってこられることは、私はやや迷惑でございます。だから、日韓交渉の問題には、これは軍事的な背景はない、また、軍事的な協力も、お互いに

相談したわけではない、その書いた条文からも、そういうのは出てまいりません。したがって、米軍云々の問題は、これは日韓交渉の問題とは全然別個の問題であります。日本とアメリカとの間に日米安保条約のあることは、私が説明するまでもなく、御承知のとおりであります。そうして、日本の安全は、この日米安保条約によって確保されておる、私はかように信じております。また国民も、そういう気持ちでいると思えます。日韓交渉と米軍の日米安保条約は、関係のない問題であります。だから、しばらくそれは別問題だとひとつ御理解をいただきたい。ただ、この機会に世界の方向、力による縮小均衡の方向に努力がされておる、これはいわゆる軍縮であります。また、片一方で、個々の国々が、その安全確保のために、それぞれ積極的に拡大もしている、これはいわゆる核保有というような事例で、これははっきりわかつておると思えます。この二律背反の状態が、国際的にたまたまの極みじゃないか、かやうに私は思っています。

そこで、先ほど申されるような、羽生君の御指摘のような、国際的にいわゆる真の平和を確保するためには、武力がないほうがいいのだ、それは、一足飛びにそういうことができないならば、やはり縮小均衡の方向へいかざるを得ない、これがジュネーブにおける軍縮会議であり、また、核兵器の取り扱い方について、核保有国も、非核保有国も一緒になりまして、いろいろ意見を交換しているのが、いまの姿じゃないか、かやうに私は思っています。しかし、申し上げておきますが、日韓交渉とこの問題は、全然別個の問題だと観念的に整理してお答えをしておるのでございます。

○羽生三七君 私は、安保条約にある国際的の平和と安全ということばを使ったのは、日韓条約にそういうことがあるからと言っておるのじゃないのです。国際的の平和と安全ということばの中から、たとえ、米軍の行動なんというものは、これは安保条約の一番基本的なあれになっておるのでし

う。でありますから、事と次第によつては、平和というものがどういふふうにもとられるということばを言っただけで、日韓条約との関連を言っているのじゃない、これは後刻、また申し上げてみます。

ただ、それで私どもは、力の均衡の拡大という場合、一挙に縮小しようというのじゃないのです。そんな極端な議論を吐きません。そんなことは現実の問題としてできるものではない、望ましい姿ではあるが、現実の問題としてできません。だから漸次縮小していく、それにはどうしたらいいかということを中心にして、私はきよりの論議をしていこうと思つておる。これは、経済では、拡大均衡というものは、時と場合によつて採用いたします。池田さんお好きであつたし、私どもも拡大均衡は、望ましい条件のもとにおいては、一番いい政策だと思つておる。しかし、外交では、あるいは防衛問題では、これはとるべき姿ではない。その一番いい例は、このベトナム戦争だろつと思つておる。きよりは先ほど申し上げたのとおり、日韓条約を中心にアジアの国際的背景を何うのが私の任務でありますから、ベトナム問題を伺いますが、ベトナム問題におけるこのアメリカのエスカレーションというものは、世界的な危機、このエスカレーションにならなければ幸いであると思つておる。このことが心配であるかないかは、だんだんお尋ねしていきたいと思つておる、いまこの現状では、たとえば日韓条約というものがどういふ意味を持つておるか、いまのアジアにおける国際情勢のもとで、日韓条約がどういふ意味を持つておるかといふこと、一体、世界の危機は、どういふ地点に発生しておるか、これは総理も御存じのように、まずドイツ問題であり、まず中国問題であり、まずベトナム問題であります。それから、朝鮮問題であります。全部、同一国家が二分されて、分裂国家ができて、民族が二分されて、そこからいわゆる緊張あるいは危機が発生しておる、これが発火点になっておると思つておる。この二重政権の存在というものが

が、危機の実は出発点である、発火点である。そういう場合に、いままでも私たちは、ドイツ問題あるいは中国問題、あるいはベトナム問題で、いやというほどその貴重な経験というものをくみ取ってきたはずであります。それなのに、また再び、将来非常に困難の予想される、南北朝鮮を二分するこの分裂国家——将来は統一しなければなりませんけれども、その片方だけだけ交渉を持つて、これが今後の問題、大きな困難を予想されるような事態に発展しないであらうか、杞憂であれば幸いであり、この心配があるがゆえに、私どもは、いままでの世界における多くの分裂国家から発生する戦争への危険、これを防止する意味においては、日韓条約というものは望ましいものではない、こつ判断をいたしております。総理の御見解を伺います。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま羽生君の御指摘のとおり、一民族が二国家、いわゆる分裂国家をつくつておる、こつ問題があるのだと、かやうに私も思つておる。これがたまたま申し上げる韓国問題あるいは中国問題、ベトナム問題また日本自身も、これは見方ですが、どうも、人の、国民と直結はしないが、そういう不幸な状態になつておるのじゃないかと思つておる。前戦争のあと始末がたまたまの不幸な結果を招いておる、これを一体どうしたらいいの、こつ問題の一つの悩みがあるのだと思つておる。まあ、日本の国の問題は、これは領土権の復讐の問題、昔の状態をここに招来する、これはわれわれが皆さまたともどもに努力する目標であります。で、これは比較的わかりやすい問題であります。しかし、韓国問題あるいは中国の問題なり、ベトナムの問題になると、そう簡単にはいきません。しかし、いまのお話のように、こつ問題があるから、その片方と交渉するなど、こつ問題は、戦後二十年たつた今日、一切そういう交渉はできないと、先ほどの話で朝夕のあいさつぐらひはできると、こつ問題でございませぬが、それ以上進めてはいけぬのか、問題はこ

こにあると思ひます。私どもは、やはり現実を考へるなら、また現実の問題で考えた場合に、國際の社会でどういふような受け入れ方をされておるか、多数の国はどうか、そういう見方をされておるか、あまり異を唱えないで、そういう多数の説に従つていくといふ、そういうのも一つの行き方だと、私は考へておきます。私は、そういう意味で、ただいま言われるように、二つの国、二つの權威がある、そういう場合の片一方だけとつき合つていくことは、これはいかんのだと、こゝ言われまが、それでは、今度は逆に、二つの国、その双方と交渉することは一体どうなるのか、これはいまの状態を恒久化するものだ、かように思ひます。一民族の一国、これは悲願だと思つて、そういうものではできなくなる。そういうものをきめるのは、やはり國際社会の通念なんだと、多数の意見なんだと、これが、七十二カ国が南を承認し北を承認しておらない。二十三カ国が北を承認しておる。これは國際的な世論といふものがここにきまりつつあるのではない、きまつておるのではない、かように考へますと、もう二十年もたつた今日、私どもは積極的に南と交渉を持つ、これが當然のことのように思ひます。もういつまでも、こゝろがこゝろな状況で、その片一方だけと交渉するのはけしからんといふようなことで遠慮していくことは、かえつて民族の獨立をばはむ、そういうことにもなるのじゃないか、かように思ひます。そのことは、ひいては平和へのつながりから見ましても、あまりけつこいなことじゃない、私はかように思つておる。

○羽生三七君 私には韓国の現状において問題としておるのです。これを無視するといふことじゃない。そんなことは當然のことです。ただ、時期的に見て、この時期にあつて拙速の方向をとる必要はないといふことを申し上げておるのであります。たゞ、基本条約に引用する國連決議、これは成立してから久しいことであり、國連決議そのものが私は失敗だと思つておる。それから長い年月がたつておる。その間に世界は激動

しておる。その激動して長い年月を経た今日のこの客観的なアジア情勢を十分把握して、その時点から韓國問題といふものを見るべきだと思つて。これはあとから申し上げますが、要するに、一口に言へば、總理は韓國といふ時点から出発された、韓國といふ部分から。私はそうじゃないと思つて。アジア全体の平和の確立の中に韓國をどう位置づけるのか。つまり、アジア全体の平和の中の一部分としての韓國といふものをよく判断をして、そこから出発するときにはおのづから違つた結論が出てくる。たとえば、北ベトナムをもし日本が承認しておつたら、おそらくベトナム問題について有効な発言をする機会を持つたと思ひます。日本はその資格を持ち得たでしよう。あるいは中国の片方だけ、台湾政権だけを、これは限定承認したいなものであります。それにしても、そういうことをしなかつたならば、今日の中国に対する日本の困難性といふものは解消されておつたはずで、同じコースをまた韓國において選ぼうとする、これを私は問題にしておる。しかし、私はこの問題はまたあとだんだん詳しく申し上げますから、いま總理の御答弁に対する反論として私は申し上げたわけで、この問題は重ねて御答弁は要りません。

さきの國連總會において、日本は今度もまた中國問題を重要事項指定とする提案國となりました。私は前内閣時代にもしばしばこの問題について、このことの不当性を指摘したことがございまして、これは中國問題が重要であること、これは當然われわれも知つておられます。おそらく世界的に見ても最重要問題の一つでありましよう、中國問題は、それほど重要問題であります。全然政府の考へ方とこの点は違ひはございません。違ひはどこにあるかといへば、中國問題が重要であるとい

うこと、重要事項指定とすることは本質的に違ひます。これはもう根本的に違ひます。重要事項である、単なる重要問題であるというならば、討論を幾らでも深めればよろしい。ところが、中國の國連加盟を阻止するための手段として重要事項指定といふものを國連の場を使つておる、これはもう明白であります。これは政府自身もそのことを承知でおやりになつておると思つて。問題は、このような場合に、私はしばしば前内閣にも警告を發しましたが、なぜ日本があつて共同提案國となる愚をおかすかといふことであり、ここに問題がある。これは、この問題の本質は複雑でありますから、簡単に言へませんが、しかし一言にして言ひならば、重要事項である、重要であるといふことと重要事項指定とすることは本質的に違ひます。しかも、一番隣國である日本、まだ二十年を経て戦後の処理もできてない中国、これとすみやかな國交回復を、たといふいろいろな國際事情があるにしても、最もすみやかにやらなければならぬ日本が、この國連加入を阻止する共同の提案國となつておる。ここに問題がある。これをどう考へておられますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) たいへんむずかしい問題ですが、ただいま御指摘になりますと、簡明にお答へするといふ場合には、やっぱり重要事項である、そういう意味において、私どもはその隣の國であるこの日本が提案國になることもこれは當然ではないか、私はかように考へております。

○國務大臣(佐藤榮作君) 実は私は別に矛盾してゐると思ひません。こゝろがこゝろ重大な事項については、やっぱり國際的に慎重にきめられるのが当然だ。それは提案國にならぬでもいいじゃないか、かような点に集中してゐると思ひますが、私は隣の國で重要問題だと、このことを考へておる以上、やっぱり提案國になるのはあたりまえじゃないか、これを隠しておくことをおかしくないか、かように私は思ひます。

○羽生三七君 その辺は根本的な考へ方の、先ほど来ずっと述べてきた根本的な考へ方の違ひがそこにある。私は全然イデオロギーを抜きにしております。たとえば、中國の政治体制あるいは政治姿勢、そういうこととか、アメリカのいまの時点での御質問していることは全然別個であります。全然別個に、客観的に見て、たとえば、これはあとからお尋ねしようと思つておりましたが、この機会に申し上げますけれども、台湾に対してはいろいろな恩義がある、終戦時に蔣總統からいろいろな便宜を与えてもらったといふ、そういう恩義もあるし、条約を結んでおるといふ一つの義務もある。しかし、迷惑をかけたのは中国本土におる七億の人民大衆であります。それが問題なんです。それとの國交回復も考へないで、考へないどころか、それを阻止するための重要事項指定の當事國となる、しかも提案國となる、それは愚かなる政策ではないかと私は申し上げておる。な

ぜんんことをやらなければならぬのか。やりたい国があるならば、それはやむを得ないでしょう。あえて日本がその役割を果たすことはないのじゃないか、これを申し上げておるわけですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) たいま言われるように、日本は、なるべくこういふ問題では外に立つたほうがいいではないか、こういふお話のようではありませんが、私は、これは重要事項であることは、だれが見てもそうだと。こういふことならば、やはり重要事項として日本もこれを取り扱おうのだ、取り扱おうのだが、提案国になるのはよけいだと、こういふことは、隣国であるだけに、提案国になるのは率直でいいんじゃないですか。日本の国としては、そういうような扱ひ方で、国際的の大多数の意見はどうなのか、多数の意見、三分の二以上の意見はどうなのか、こういふことは、ぜひ日本として知りたいことじゃないですか。ましてや、たいま御指摘になりましたように、国民政府と北京政府との関係がなかなかむずかしい状態にある、私はしばしばこの席で申しますように、いずれもが中国代表権を主張している。中国は一つだ、これは発言のしかたによつては、二つの中国に賛成する日本と、かような非難まで受ける。ここでやっぱり理論的にこういふことはつきりさしておかないと、損得の問題を考へるわけにいかないと、基本的な態度だと、私はかように思います。だから提案国になること自身が、たいま言われるように、あるいは損得から見まして、あるいは非常な誤解を受けるというやうなことがあるかも知れませんが、私は、それこそやっぱり主張が徹底して、はつきりしていいんじゃないか、かように思います。

○森元治郎君 関連。羽生さんの言ひのは、こういふことが頭にあつてお尋ねになつておると思うのです。それは衆議院の段階で権名外務大臣が、この国連憲章による重要事項の指定というの、簡単にいえば中国を入れないためだ、国連に加盟させないための条項である、まことに明快に自民党の伝統的政策を明らかにしたと思ふのです。

どこに重要事項のポイントがあるかという、三分の二という数の問題ですね。三分の二というものは、この重要事項の中でまた大事な問題です。憲章の中で大事なのは三分の二、三分の二の数でいくならば押えられる、これが重点なんでありま。そして重要事項だから慎重に審議しなければならぬ、こういふこと、そうならば、一体いかなることを審議されたか、この会合で、特別委員会ができて、そして中国加盟問題を特に取り上げて慎重に検討したのである。そういうことを国連でいつだれがやつたことがあるのですか、従来は、ただこれは総会で否決をされてしまふと、それはほつとしていただけで、何もやつていない。すなわち、この条項は入れないためだと、こういふふうな解釈するのですが、大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(権名悦三郎君) いま、私のかつての答弁に關連してお話がございましたわけですが、今回の中国問題について、ただ投票が行なわれただけで、一つも審議とか論議がかわされてないじゃないかというお話でございますが、これは第一委員会、いわゆる政治問題を取り扱う第一委員会というのがございますが、その委員会において非常に熱心にこの問題が討議されており、ただ總會においては投票行為があつただけだ、こういふことでございますから、どうぞ誤解のないように願ひます。

それから私は、重要事項指定方式は、結局それ自身に意味があるのではない。大多数の国際世論というものを背景にしてこの中国の問題を処理することが正しいやり方である。いわばこれを適用することによつて、簡単に中共の代表権を認めるということをはばんでおる。簡単にやることを、三分の二の大多数の国際世論を背景にしてかような問題はきめられるべきものである、ということ、私はそういう意味を含めて、そういう含蓄を持って私は述べたということをお解願ひしたいと思います。

○横川正市君 ます私は総理の答弁の態度です。

あなたはそのイデオロギーにとらわれない、あるいはイデオロギーにとらわれているのは社会党、社会党がこの質問する態度としてイデオロギーにとらわれ過ぎていふような、ものにとらえ方で答弁されているというところは、私は逆じゃないかと。あなたの答弁のほう、ききかたでイデオロギー的で、それにとらわれ過ぎて答弁されておるんじゃないかと思ふ。これが一点目としてお聞きしたい。

二点目は、池田さんが、日本は大國だというふうにとらびたび発言されている。ところが副総理の川島さんは、日本はみずから守る手段もない弱小國で、国際紛争に介入するだけの力がない、そういう思い上がったことはできないと、たびたび発言されている。一体総理としては、日本の今日のアジアにおける地位をどう考へておられるのか。

それから第三点目は、今度の条約の中にも、南朝鮮とは、多数の朝鮮人が居住している地域と、これと友好關係を結ぶという基本があるようです。少数の北朝鮮と多数の韓国との人口比は、二千三百万、あるいはこれはちよつと違ひかも知れませんが、北朝鮮は千二、三百万という数です。ところが、実際に今日問題になっておられます。ところが、実際に今日問題になっておられます。中国は七億の人口をかかえて、台湾は二千万といわれてゐる。一体いづれとどういふ形で友好關係を結ぶかというところは、そのとつてゐる、いわゆるケース・パス・ケースといひますか、によつてきかめてイデオロギー的にものを判断してゐるんじゃないかと思ふのであります。しかし、この三点について關連して質問をいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は私の所信をまじめにお答へしているだけでありまして、たいまお話がおりますように、イデオロギー論争に終始してゐるつもりはございません。これだけは誤解のないようにお願いいたします。まじめに私はお答へをしてゐるわけでございます。

その次に、日本は大國なのか小國なのか、こういふお話でございますが、これはいろいろ見方もあります。また発言内容によりまして、い

ろいろの言ひ方があると思ひますが、私は、今日言へることは、経済的あるいは技術的に東南アジア諸地域に對して援助する、また積極的に後援する、そういうことはやり得る、それだけの力を持つておる、かように思ひます。また、日本が、工業先進國の五つあるその一つであること、このことは私から多くを言ひてもないところでありまして、したがって、人によりまして、あるいは大國だという表現も適當だろし、またその他の表現も、それぞれの立場でやはり表現されるんだ、かように思ひます。國民に對して十分の自信を持たす、また前進さす、こういふ意味におきましてのいわゆる大國的態度といふものは、これもわかり得る、かように私は思ひます。

次に、中国の問題について、人口の問題でいろいろ韓国と比較してお話になつておられます。中国を承認するのが當然ではないか、数の多いほうで韓国—南朝鮮を承認するその考へ方ならば、中国の問題もそれと同じように処理すべきではないか、この御議論でございますが、この御議論は、私は、中国問題が今日その簡単に人口だけで割り切れるものならば、しごく簡単にけつこうであります。国連もそういうような決議をし得ないところ、この中国問題の悩みがある、かように私は思ひます。

○羽生三七君 問題は、中華民國台湾と条約關係にあるということが困難な事実になつておる、これはわれわれ承知しております。しかし、それからもう十数年の年月が経過してゐる。ちよつと韓国における国連決議の引用が、十数年たつて今日失敗とわかつたと同様であります。したがつて今日、日本が台湾との關係よりも、より高い比重—これはアジア全体の平和という立場からこの位置づけをしていかないと、より高い比重をアジア全体の平和に置かないと、問題の解決にならぬではないか。義理人情もわからぬわけじゃない。きのう亀田君から情理—情と理の問題のお話がありました、同じことだろしと思

う。要するにこのアジア情勢の中で、どうしてこの中国—アジアの平和を確保するという立場で、どうしてこれを表現するかという場合に、中国問題が一番大きな問題になってくる。特に中国本土であります。したがって、そういう高い次元でこの問題を把握しないと、台湾という部分だけ、問題がある、確かに。あるが、それにもかかわらず、より高い次元で中国そのものを見直す。韓国だって私は同様だと思えます。韓国という部分から出発すべきではなく、アジア全体の平和の確保という中で朝鮮全体を見つめると、そういう立場の把握をしないと、断じて問題の解決にはならぬ、こう考えるので、その意味でいろいろなむずかしい条件があることは、私も万々承知しておりますけれども、しかしここで踏み切つて、中国国連加入問題等、一連の問題に決着をつける時期が来ておるのではないか。お過ぎると思いませんけれども、いまからでもおそくはない—来ておるのではないか、こう考えるんですが、いかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 朝鮮問題と中国問題とを関連させてお話が出ておりますが、これはできるだけ分離する形でお答えしておると御了承いただきたいと思ひます。

私は、まず中国の場合に、ただいま言われる国府との関係におきまして条約的な権利義務がある、これもわかつておると言われるし、また国府自身が国連の安保常任理事国であるということも御承知だと思ひますが、たいへんむずかしい問題が幾つもあるわけですね。そういう場合に、こういうふうな問題を克服して、そうして中共の問題が解決されると、こういうことは、何よりも第一に中共自身が各国に祝福されて、そうして交際を持つ、こういうような態度が一番望ましいのではないか、かように私は思ひます。こういう事柄も結局申し上げないと、はつきりしないんだと思ひますが、たとえ隣国ソ連、これは平和共存をはつきり言っております。いわゆる東西対立の緩和の方向に努力をしておる。しかし、最近の中

共、これはきわめて最近は別であります。公式的な発表は、ただいま申し上げるような点におきまして、いわゆる平和共存路線をたどつておらない。こういうところも、私は別に非難するわけじゃありませんが、ただいまのような国際世論が、中共を祝福して国連に加盟させ、こういうところの状態で持ち上がつておらない。かように私は思ひますのであります。これは隣国のためにたいへん残念に私は思つておられます。

○羽生三七君 実は前池田内閣も、あれは大平外相だと思ひますが、やはり国連で、祝福された状態のもとにおいて中国が国連で承認されるならば、日本も喜んでこれを迎へると、こう言われたこともあります。いまもほほほそれに近いことを総理も言われました。問題は、確かに中国の最近の政治姿勢も私よく承知しております。それから、国連加入の場合には、将来明確なひとつ何といひますか、問題点を指摘して、それを要求しておる。しかし、それは別の問題であります。むしろそういう高姿勢だから云々でなしに、それが平和共存の路線になるためにも、むしろ国際社会の一員に迎へたほうがいいのではないか。このことを言ひたい。これはまたあとから申し上げますが、その立場で、根本的にかなり違いがあるように思ひますけれども、それはとにかく、そうすると、この前の大平さんのときにもあれしたのですが、祝福された条件というのはどういふことでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは、いわゆる祝福、まあみんな喜んで迎へる、こういうことだと思ひます。私はそういう意味で最近の問題を、とにかく中共政府自身も、彼らみずからもやっばり積極的に加入するような方向で努力されるということが必要じゃないかと、かように私は思ひます。

○羽生三七君 それではまあ来年のことを言ひのは早過ぎますが、たとえ来年の国連総会では、日本はどうかというふうに臨んだらいいと思ひになりますか。早過ぎると、今国連総会も終わつた際

に、いまま年のことをかれこれ言えないと思ひますが、もう賛否はほぼ同様に近くなつておる。大勢はだんだんきまきまかけてきておる。そうすると、日本の政治は、外交は国際情勢待ち、世界の情勢がきまつたら、あとからくつついていきましょう。こういうことじゃないのですか。日本の意思というものは、たとえ来年のことにしてても、今は世界の形勢がほほ、漸次決着点に近づきつつある。この時点において、日本外交はいかなる姿勢をとろうとするのか、お伺ひいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) 羽生君はたいへん理解のあるお話で、来年のことだ、いま、ことしがややく済んだばかりだと、そのときに聞くのはやや早いかもわからぬと言われることは、国際の問題は確かに早い、一般の世事でも、来年のことを言ひたいと鬼が笑うと言ひますけれども、とにかくいま動きつつあるアジア、そういう観点に立つて、またその力でもある日本と、これを動かす、あるいは動く中のその一つだと、こういう立場でございまして、ただいまから云々することはい

かがかと思ひます。しかし、私はいまのような状態がいつまでも続くことも、これはいい状態ではないと思ひます。これはできるだけお互いがつき合ひもできるうちに、仲よくできるような中で解決されたいと思ひます。私はいつの時代でも申し上げておりますが、どの国とも仲よくしていきたいのだというのを申し上げております。しかし、それにはお互いに独立を尊重され、内政に不干渉だといふことが、もう絶対に必要だと、かように申し上げております。しかし、この場合は、なお、非常に問題なのは、この国府の關係と、それから北

京政府との關係、それが簡単に国連から国府を追いついて、そうして、代表権を北京政府に与えらる、こういう考え方もあります。また、その代表権は別の処置で、そうして、これは二つの国があつてもいいじゃないのか、こういうのも国連の中に意見があるようでございまして。こういう点が、いまだ国府と北京政府と相互の間に解決されておらない問題だ、かように思ひます。こういう事柄も含めてすべてを、その動向を、動きつつある

アジアのそれが、ただいま申し上げたように、われわれが希望するような平和な形においてすべてのもので解決していく、こういうことが望ましいのではないかと。こういうことになれば、いわゆることは非常に抽象的で、わかつたようなわからないようなことばですが、国際的に祝福されて中共北京政府が迎へられる、こういう事態になるんじゃないか、かように私は思ひますのであります。

○羽生三七君 官房長官に關係のあることでお伺ひしようと思ひますが、何か退席されるようでありませうけれども、これは総理からお答えいただいたてけつこうであります。その次になりますから、ちょっと暫時はよろしいです。その次になりますから……

総理は十月二十五日の外人記者クラブにおける演説で、日韓国交の正常化こそ、将来朝鮮民族の平和的統一の基礎となると確信していると、こう述べられております。これはつまり北朝鮮とも国交を回復して、南北朝鮮が統一するその基礎づくりのために、とりあえずまず韓国から手をつける、こういうことを意味しているのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) これはたびたび引用しておりますが、国連決議の問題でございまして。国連決議は当時の状況、調査団の状況などは重ねて申し上げますが、この国連決議がなされて、そしてその後、国連におきまして毎年同様の決議がなされておる、昨年がなされなかつた、こういうふうな状態ですが、とにかくこれは確認されておる、再確認されておる、こういう状況でありますので、これを引用したわけでありまして、また、ただいま御指摘になりますように、私はどこまでも一民族一国家、これが民族の悲願だ、かように思ひますので、その実現に協力する、こういう考え方をございまして。

○羽生三七君 そのことは、時期がくれば北朝鮮とも国交を持つ、こういうことであります。国連決議の引用はよろしゅうございまして。それでなしに、佐藤総理自身の心境としてどうでありませうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) いま申しましたように、一民族一国家、これは民族の悲願だと私は思

います。そういう考え方でものごとを見てまいりまして、いまの分裂国家の姿のままで二つと交渉を持つという事はこれは適当でないだろうと思

います。したがって、こういうような場合に各国とも態度がはっきりしておりまして、二つの国と同時に交渉を持たない、この考え方で一民族の一国家形成にじやまにならないように、妨げないよう協力しておると思ひます。御承知のよう

に、七十二カ国が韓国を承認しておる。これは北鮮を承認しておらない、二十三カ国が北鮮を承認しておる、これは南鮮を承認しておらない、これでもおわかりだと思ひます。

○羽生三七君 それは私もよく承知しております。ですから、問題は、総理の表現が非常に抽象的だけれども、私はこの際申し上げておきたいことは、この場における答弁が、日韓条約審議の過程で韓国を刺激してはいかぬという配慮からそういうことを言っておられるのか、あるいはその場のがれのことを言っておられるのか。ほんとうにもしやういふお考えがあるなら、そんな韓国に遠慮することはないから堂々と所信を披瀝していただきたい。北鮮と国交を回復する、それは時期の問題ですか、どうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまお答えいたしましたように、国際慣例がこうなっておりますと、日本もその国際慣例を尊重していきますと、はつきり申し上げておる。したがって、北鮮を承認するとか、こういう事態は起こらないという考え方でございします。

○羽生三七君 それはおかしな話ですね。それはもう全然先ほど来の御答弁と違ひますよ。それは韓国はお隣だからまず手始めにここで国交を結んで、漸次北鮮、ソ連、中国に及ぶと先ほど申されたいでしやう、最初の国際情勢全般の私の質問のときに、それといまの違ひはなからいすか。それはおかしな話と思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 北と、あるいは中国と

それぞれ実際の問題としては処理しております。このことを全部、人的交流もあるいは文化的交流も経済的交流もはばむ、こういうような態度ではございせん。このことは私がしばしば申し上げましたように、具体的な事例についてそのつどそれぞれ適切な処置をしておると、これで御承知だと思ひます。

○羽生三七君 そうすると、北鮮ともしやういふ条件ができるときはどういふ条件のときですか。北鮮と国交を持つような条件ができたときと言え

ばどういふ条件ができたときにどういふことになりますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) いま、ちよつときのもこの席で問題になりましたが、韓国の憲法、同時に北鮮の憲法、これあたりもお互いによつかり合つておると、こういうことは勉強家の羽生君は御承知のことだと思ひますが、ソウルを北鮮も首都にして、どういふことか、どういふことか、また、韓国は鴨綠江以南、どういふことを言つてい

るようございしますから、この憲法問題でそれぞれがぶつかるように、ただいまのところは一民族がいわゆる分裂国家を形成して、どういふ状態だ、私どもはお互いに注意をして、この分裂国家を助長するようなことはやりたくない。このこともしばしば申し上げてまいりました。そうして私どもは、最も常識的な、国際的な常識、そういう処置をしたというので、多数の国が承認しておる韓国を承認する、こういう状況でござい

ます。この分裂国家の状態が未来永劫続くのだから、かように私は考へておられませんので、ただいま申し上げるような、韓国と交渉を持つて、そうして締結をして、北鮮とはただいま条約的な関係は結ばない、かように考へておるのであります。

○羽生三七君 それは非常に矛盾しておると思ひますが、片方の分裂国家と交渉を持つてしやう。非常に矛盾しておると思ひますが、この点で

○龜田得治君 総理は先ほど北との関係等につい

て、そのつど適切な処置をしてきたと、こういうふうなきわめて概括的に言われました。まあその点について抽象的な問いを私は申し上げることは控へまして、具体的に一つ聞きたいのは、これは

当時すでに非常に問題になったことですが、この十月に、御承知のIEC—国際電氣標準会議の開催が日本でありまして、これに対して北朝鮮の代表が入国の申請をしておりました。政府はこれを結局は認めなかつた。そのつど適切な処置をしてまいりましたと先ほど総理は白々しくおっしゃるわけでありま

すが、あの入国を認めなかつた措置というものは、どのように評価をして、それが適切であつたといふことはおそれなくだれも考へないであらうと思ひます。国際電氣標準会議では日本政府のそういうかたくなな態度に対しまして総会をわざわざ開きまして、その総会にはアメリカの代表も出席をして、アメリカの代表ですら、どうも日本政府の態度はかた過ぎるといふことで、この招請を許可すべしといふ

そういう態度に賛成をしました。日本だけで、アメリカと日本はほとんどいろいろな問題について同歩調をとつておられますが、そのアメリカですら日本の態度にあきれて、そうして反対の意思表示をその総会でやつておるではありませんか。それでもなおかつ日本政府がこの受け入れを承認しなかつた。どつから見ても、これを、私は、適切に処理したと、そういう抽象的なことばでござい

ます。これは間違ひだと思ひます。言ひことなすことが違ひと、昨日も政治姿勢で藤田君からもすいぶん御指摘のあつたことですが、こういう具体的な大

事な問題についても違ひておるじやありませんか、われわれはあの当時政府に再々いろいろな角度で要請をいたしました、それも聞かれませんでした。ああいうことも一体適切な処置といふことに入るといふ解釈であれば、私はそれは信用ならぬと思ひます。ああいうものは適切では実になかつたんだといふことなら、総理が言ひ適切な処置とい

ふのは今後多少の期待も持てるわけですが、ああいうものも含めて適切だといふことになれば、

これはむちゃくちゃと言わなければならぬわけでありま

す。どうなんですか。済んだことではあります。が、今後の尺度、標準としては非常に大事なことだと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 社会党の方はあれは入れると、こういうお話をございしましたが、私は入れなかつたことが適切な処置であつたと、かように思つてお

ります。いまだに思つております。この点で議論をいたしまして、これは行政的な権限だし、また、考へ方の相違もございしますから、私は適切な処置だ、かように思つてお

ります。

○龜田得治君 いや、その適切である、不適切である理由をはつきり申し上げて質問しておるつもりなんだ。全く技術的なそういう会に、それは共産圏であらうが自由主義圏であらうが、技術的な問題について世界の規格が統一されておらなければ困るわけなんだ。それでしやう。みんなが困るわけだ。そういう問題についてどういふ政治的な立場といふものを入れてくる。これは間違ひ。私はそこまで言わぬでもわかると思つて言ひませんでした。ただ、むしろはつきりわかりやうと思ひまして、アメリカの態度を一つ引用したわけ

あります。適切であつたといふならば、どういふ理由で総理が適切だといふまでもおっしゃるのか、そのことを明らかにしてもらいたいと思ひます。ついでに私申し上げておきますが、われわれは、あの当時書記長と一緒に外務大臣にお会いして、何とかこれはやはり政治の立場を離れて処理すべきじゃないかと申し上げた。やはり理由といふものは明確に申されません。結局は、韓国政府から、待つてくれ、困る、理由といふばそれだけなんだ。それは何も筋の通つた合理的な理由じやないものでありまして、物理的にどういふ現象があつたといふにすぎないわけでありま

す。そういう立場から見まして、納得のいく説明をして適切であつたかどうかといふことを明らかにしてほしいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) これはあのときの事情事情から申しまして、時期的な事情から申しまして、また、環境等から申しまして、これは政府がとつたことが適切だ、かように私は感じております。また、アメリカの話を引き合いに出されま

○龜田得治君 私、関連ですからそれほど説明のしかたがなっていないわけですが、あまりにも説明の出されまして、これがつまり自主的な立場なんだ、こう言われます。しかし、そうではない。

○委員長(寺尾豊君) 羽生君どうです。羽生君の意見を聞きましょう。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま申し上げましたように、適切ということも政府が認定していることを申し上げた。だから皆さん方がそれを批判して、これは適切じゃないじゃないかとおっしゃるのには御自由だ、私はかように申しておる。先ほど私が申しましたように、当時の事情としてはこれは適切な処置だったと、かように私は申し上げております。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど申したとおりですが、私がアメリカを引き合いに出したのは、あなたが引き合いに出された、かように私は思うか

らお答えしたのであります。アメリカの言うことを何でも聞く日本が、こういう場合にアメリカはこう言っておる、アメリカの言うことを聞かないじゃないかとされるから、こういうことは自主的にきめた、こう言ふんです。いわゆる適切なやりやいなやというところは、それぞれの立場によつてきめることでもあります。政府を非難されることはこれは御自由です。これは適切でなかったとあなた方おっしゃることはいい、しかし、政府はこれは適切だとかように思ったからきめたのであります。そのとおり言っておる。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど申し上げましたように、適切ということも政府が認定していることを申し上げた。だから皆さん方がそれを批判して、これは適切じゃないじゃないかとおっしゃるのには御自由だ、私はかように申しておる。先ほど私が申しましたように、当時の事情としてはこれは適切な処置だったと、かように私は申し上げております。

○委員長(寺尾豊君) 羽生君どうです。羽生君の意見を聞きましょう。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど申し上げましたように、適切ということも政府が認定していることを申し上げた。だから皆さん方がそれを批判して、これは適切じゃないじゃないかとおっしゃるのには御自由だ、私はかように申しておる。先ほど私が申しましたように、当時の事情としてはこれは適切な処置だったと、かように私は申し上げております。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど申し上げましたように、適切ということも政府が認定していることを申し上げた。だから皆さん方がそれを批判して、これは適切じゃないじゃないかとおっしゃるのには御自由だ、私はかように申しておる。先ほど私が申しましたように、当時の事情としてはこれは適切な処置だったと、かように私は申し上げております。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど申し上げましたように、適切ということも政府が認定していることを申し上げた。だから皆さん方がそれを批判して、これは適切じゃないじゃないかとおっしゃるのには御自由だ、私はかように申しておる。先ほど私が申しましたように、当時の事情としてはこれは適切な処置だったと、かように私は申し上げております。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど申し上げましたように、適切ということも政府が認定していることを申し上げた。だから皆さん方がそれを批判して、これは適切じゃないじゃないかとおっしゃるのには御自由だ、私はかように申しておる。先ほど私が申しましたように、当時の事情としてはこれは適切な処置だったと、かように私は申し上げております。

り示してください。あくまでも先ほどのようなことと突つばられるなら何も理由がないということと一緒ですよ。

○國務大臣(佐藤榮作君) 何度も申し上げますが、私はこういうことは行政的な認定の問題だと思ひます。だから認定したその当時の事情だと思ひます。だから認定したその当時の事情だと思ひます。だから認定したその当時の事情だと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、日本は御承知のように、唯一の被爆国、こういう意味で核武装を絶対にしない、また、持ち込みも一切禁止した、こういうことで、これはもう国民とともに誓つておられますので、非常にはつきりしておる。こういう国でありますから、こういう国のより非核武装の安全確保ということについても核保有国が十分意を尽くしてくれないければ、こういう国の安全は確保できない、非常にわれわれは心配なんだ、

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、日本は御承知のように、唯一の被爆国、こういう意味で核武装を絶対にしない、また、持ち込みも一切禁止した、こういうことで、これはもう国民とともに誓つておられますので、非常にはつきりしておる。こういう国でありますから、こういう国のより非核武装の安全確保ということについても核保有国が十分意を尽くしてくれないければ、こういう国の安全は確保できない、非常にわれわれは心配なんだ、

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、日本は御承知のように、唯一の被爆国、こういう意味で核武装を絶対にしない、また、持ち込みも一切禁止した、こういうことで、これはもう国民とともに誓つておられますので、非常にはつきりしておる。こういう国でありますから、こういう国のより非核武装の安全確保ということについても核保有国が十分意を尽くしてくれないければ、こういう国の安全は確保できない、非常にわれわれは心配なんだ、

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、日本は御承知のように、唯一の被爆国、こういう意味で核武装を絶対にしない、また、持ち込みも一切禁止した、こういうことで、これはもう国民とともに誓つておられますので、非常にはつきりしておる。こういう国でありますから、こういう国のより非核武装の安全確保ということについても核保有国が十分意を尽くしてくれないければ、こういう国の安全は確保できない、非常にわれわれは心配なんだ、

○國務大臣(佐藤榮作君) 私がいわゆる平和に徹した考へ方だ。いわゆる片一方でさらさらおられる核大均衡というものはいいやだ、だから、この核競争はもうやめてくれというのが一方で言われている。しかしながら、お互いがその国の安全を確保するという意味ではやはり優秀な防備がしたい、そういう意味から次々に核兵器を持つ国が出てくるんだ。こういう際に国際的な平和が一体どうなるのか。かような観点に立つて、これはどうもわれわれは非保有国だから何ら言う資格はないんだ、核保有国自身が十分、これも戦争を希望しておるんじゃないだろうか、お互いに話し合つたらどうだ、そういう場合に非核保有国の安全確保、そういうことについて自分の国ばかりの安全じゃなしに、こういう国々の立場も十分理解してくれれば、こう言うのはあたりまえだと思ふ。私は、そのことを言つて初めて国際的な平和が確保されるんだ、かように思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私がいわゆる平和に徹した考へ方だ。いわゆる片一方でさらさらおられる核大均衡というものはいいやだ、だから、この核競争はもうやめてくれというのが一方で言われている。しかしながら、お互いがその国の安全を確保するという意味ではやはり優秀な防備がしたい、そういう意味から次々に核兵器を持つ国が出てくるんだ。こういう際に国際的な平和が一体どうなるのか。かような観点に立つて、これはどうもわれわれは非保有国だから何ら言う資格はないんだ、核保有国自身が十分、これも戦争を希望しておるんじゃないだろうか、お互いに話し合つたらどうだ、そういう場合に非核保有国の安全確保、そういうことについて自分の国ばかりの安全じゃなしに、こういう国々の立場も十分理解してくれれば、こう言うのはあたりまえだと思ふ。私は、そのことを言つて初めて国際的な平和が確保されるんだ、かように思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私がいわゆる平和に徹した考へ方だ。いわゆる片一方でさらさらおられる核大均衡というものはいいやだ、だから、この核競争はもうやめてくれというのが一方で言われている。しかしながら、お互いがその国の安全を確保するという意味ではやはり優秀な防備がしたい、そういう意味から次々に核兵器を持つ国が出てくるんだ。こういう際に国際的な平和が一体どうなるのか。かような観点に立つて、これはどうもわれわれは非保有国だから何ら言う資格はないんだ、核保有国自身が十分、これも戦争を希望しておるんじゃないだろうか、お互いに話し合つたらどうだ、そういう場合に非核保有国の安全確保、そういうことについて自分の国ばかりの安全じゃなしに、こういう国々の立場も十分理解してくれれば、こう言うのはあたりまえだと思ふ。私は、そのことを言つて初めて国際的な平和が確保されるんだ、かように思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私がいわゆる平和に徹した考へ方だ。いわゆる片一方でさらさらおられる核大均衡というものはいいやだ、だから、この核競争はもうやめてくれというのが一方で言われている。しかしながら、お互いがその国の安全を確保するという意味ではやはり優秀な防備がしたい、そういう意味から次々に核兵器を持つ国が出てくるんだ。こういう際に国際的な平和が一体どうなるのか。かような観点に立つて、これはどうもわれわれは非保有国だから何ら言う資格はないんだ、核保有国自身が十分、これも戦争を希望しておるんじゃないだろうか、お互いに話し合つたらどうだ、そういう場合に非核保有国の安全確保、そういうことについて自分の国ばかりの安全じゃなしに、こういう国々の立場も十分理解してくれれば、こう言うのはあたりまえだと思ふ。私は、そのことを言つて初めて国際的な平和が確保されるんだ、かように思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私がいわゆる平和に徹した考へ方だ。いわゆる片一方でさらさらおられる核大均衡というものはいいやだ、だから、この核競争はもうやめてくれというのが一方で言われている。しかしながら、お互いがその国の安全を確保するという意味ではやはり優秀な防備がしたい、そういう意味から次々に核兵器を持つ国が出てくるんだ。こういう際に国際的な平和が一体どうなるのか。かような観点に立つて、これはどうもわれわれは非保有国だから何ら言う資格はないんだ、核保有国自身が十分、これも戦争を希望しておるんじゃないだろうか、お互いに話し合つたらどうだ、そういう場合に非核保有国の安全確保、そういうことについて自分の国ばかりの安全じゃなしに、こういう国々の立場も十分理解してくれれば、こう言うのはあたりまえだと思ふ。私は、そのことを言つて初めて国際的な平和が確保されるんだ、かように思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私がいわゆる平和に徹した考へ方だ。いわゆる片一方でさらさらおられる核大均衡というものはいいやだ、だから、この核競争はもうやめてくれというのが一方で言われている。しかしながら、お互いがその国の安全を確保するという意味ではやはり優秀な防備がしたい、そういう意味から次々に核兵器を持つ国が出てくるんだ。こういう際に国際的な平和が一体どうなるのか。かような観点に立つて、これはどうもわれわれは非保有国だから何ら言う資格はないんだ、核保有国自身が十分、これも戦争を希望しておるんじゃないだろうか、お互いに話し合つたらどうだ、そういう場合に非核保有国の安全確保、そういうことについて自分の国ばかりの安全じゃなしに、こういう国々の立場も十分理解してくれれば、こう言うのはあたりまえだと思ふ。私は、そのことを言つて初めて国際的な平和が確保されるんだ、かように思ひます。



して、日本は核も持たない、アメリカの核兵器の持ち込みも許さない、もしそうであるならば、どうして日本国政府が世界に向かって非核武装宣言をしないのでありますか。これは、しばしば歴代の内閣にわれわれは申し上げてきた。今度は佐藤総理に、初めてであります、持たないと言、持ち込みを許さないと言、それでおおかつ非核武装宣言を述べているという理由はどういうことなんでしょうか。それをやれば、やれば初めたとえは中国の核実験等に抗議をする場合にも、自分は絶対に持たないということを世界に宣言して理屈を言うならばわかりませんが、それでなければ、これは非常に迫力の弱いものだ、筋も通らない、また、世界に向かって言う場合に、日本が世界唯一の被爆国である、日本がです。そういう宣言を世界に発して、日本の立場を明らかにしながら核問題について討議をするならば、これはまた非常に効果的なものになる。そういうことがわかっておるにもかかわらず、なぜ自民党内閣はそのつど非核武装宣言をかまくも決られるのか、お伺いいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは、こういうことは一因だけがそうやったからといって、国際的に協調できない限り、同一の歩みを進めない限り、核の脅威というものがなくなるらないんです。日本だけは核武装しない、こういうことを宣言しただけで私たちが核の脅威から免れる、かようにには私は思わないんです。そういうところに問題の、実際の現実の問題が一つあるんじゃないか、かように私は思っています。そういう意味で、これは非核武装宣言をしないから主張が弱いか、かようにいうようなお話しもござりますが、主張が強くても、私どもがその安全に脅威を感じる、かようにいうようなことで解決するものではない、かように思っています。お互いが安全を確保していく、そうして平和に徹する、それはどういう方法が一番いいのかわからないことでは、いま核保有国を交えての軍縮会議が開かれるとか、あるいは核拡散防止協定を結ぶ、会議を結ぶ、これなどは、ただいま私

の提案というわけでもありませんが、こういう事柄がやはり各国ともみな考えている、悩んでいるとか、かようなところからやはりそういう空気醸成されている、かように私は思っているのであります。

○羽生三七君 核拡散防止や世界軍縮会議の問題は、これはあとで触れますが、一因だけが宣言をしてみても無意味だと言われますが、これは国際的な協議は必要としない。ある一国家の単独の意思でできる問題です。しかも、それが強いとか、弱いかというところじゃないと言われましたが、私は大きな影響を持つと思う。日本の意思を世界に宣明する上に重要な意味を持つ。しかも社会党がこれだけそのつど政府に要求しておいて、それでさしつかえないことなら、弊害のないことなら政府が同調したっていいじゃないですか。何も害悪はありませんよ。むしろ有益でこそあれ害はない。害のないことならたくさん問題の中で一つぐらい野党の意見を取り入れたらどうですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 耳を傾けるべき説ならば、野党であろうがもちろん私は聞きます。そういう値打ちのある説は耳を傾ける、かように申しているわけでありまして。必ずそういうことは聞きます。しかし、ただいま申し上げるのは、核の保有云々よりも、私ども一番心配なのは、どうしたら日本の国が安全になるか、この安全の確保は一体どこなんだ、これに私は非常な心配を感じております。社会党の方は、ただいま非核武装宣言と非常に簡単に言われますが、安保条約にも反対された社会党が、日本の安全を確保する道は一体何なのか。何もなくする、そうして中立に徹底するのだ、この考え方は、私はただいまの国際情勢に合致した考えかたとは思わない。だからその点は、私は問題が食い違っているゆえんだと、かように思っています。

○羽生三七君 私はいまその問題に触れるつもりはなかつたけれども、たまたま総理がむしろ私のほうへ質問されましたので、私の意見を申し上げます。たとえば安保条約がどうして日本の平和、

安全を守るか。私ども社会党は無責任な、国家の安全保障を考えない政党ではありません。国家の安全に対しては同様に、自民党以上に心配をいたしております。その考え方、その手段は——よくお聞きなさい。手段方法が問題なんだ。これが問題なんだですよ。たとえばかようなことをまず考えていただきたい。予見し得る近い将来に、他国が日本に攻撃侵略をしかけてくる、そういう杞憂があるかどうか。現在です。現在予見し得る近い将来に他国から日本に攻撃侵略を加えてくる心配があるかどうか。私はまずないと思う。まずないということばです。絶対とは言いません。まずない。しかし、それよりもアメリカに軍事基地を掘供して、いま事前協議の問題があつて、いろいろかれこれ言っておられますけれども、もし事前協議の拡大解釈等をして、日本の基地から米軍機が飛び立つて、ベトナムその他でも戦争が起る、その場合日本は報復爆撃を受けるでしょう。その危険のほうがより度合いが多い。とある日突然外

国が日本に攻撃をしかけてくることは、近い将来、予見し得る近い将来はまずないと思ふ。これはあとでずっと論証していきます。しかし、それよりもなおかつ安保条約によって日本が外国に軍事基地を提供して、そのことによって起る危険性のほうがより危険のウェイトが多い。それをわれわれは言っておるのです。そういう立場から問題を考えないと、このいまの総理の言うようなことでは全然この問題の解決にはなりません。社会党がいますぐこれを、自衛隊をゼロにする、何もしないと、そういうんじゃないんです。

もう一つ重要なことは、防衛における外交の位置づけが重要だということでありまして。外交をどうお考えになりますか。だからすべて軍事力に防衛のすべてを託するんだ、ここに問題がある。すべてとは言いませんよ。しかし、総理あるいは自民党内閣のお考え方は軍事力に非常に大きなウェイトをかけておる。そうではないに、たとえて

を結びなさい、ソ連と平和条約を結ぶ、不可侵条約を結びなさい。あるんです、問題は。そういうことは何一つやらないで、全部自由陣営に属するそれらの国々だけ提携をして、その他の陣営を反対側に追いやる、それを防衛するために軍事力をさらに増強せんならぬ。そこに防衛庁長官おられますが、第三次防衛計画あるいは国防省昇格の問題等はあとからお尋ねしたい。ですから、社会党が防衛について無責任だなんて言うのはとんでもない話であります。むしろわれわれの立場こそ、日本の安全を保障する道では自由党よりも安全の度合いが多い、そういう立場である。(何を言いか)と呼ぶ者あり)何を言うかではない。あるなら反論してください。反論してください、幾らでも。幾らでも私はここでお答えします。重大な問題です。関連質問幾らでもやってください。

○国務大臣(佐藤榮作君) 日韓条約の問題とはやはずれるようでありまして。しかし、やっぱりそれとどこかに関連があると、かようなように思っています。お答えをいたしますが、社会党は、いままでわが国の国防をなすというよりな考え方はなかった、予算審議等の場合でもそういう意味で予算を見られた、むしろここでそういうようなものはやめてしまつて、社会保障のほうに回せたいこと、しばしばの御提案を見た。しかし、ただいまの御聞くと、いや、日本の防衛についてはおれは保守党よりも熱心だ、かようなことですから、その点では安心いたしますが、安心をいたしますが、ただいままでの形は、どうも国民から誤解を受けておられる、社会党のために私は惜しみませんので申し上げますが、これはもう社会党は軍備絶対反対、これは自衛隊もなくする。そうして防衛の隊ならばこれは認めるけれども、一切そういうものは要らないのだ、そうしてかようなことが、わが国もいわゆる中立主義ならばこれで安心なんだ、かようなことを言われるのであります。また、いま不可侵条約を結ばないじゃないか、かようなことを言われると、しかし、一片の条約がたよりにならなかつたことは前戦争で私どもは経験を重ねたところでありまして。これは軍部がど

うあるうと、よかろうが悪かろうがそういうこととは違ひ、両国間にりつばな約束があつたけれども、それはほごになる、これはもう経験しておるともおわかりだるうと思ふ。また、いわゆる中立国だといわれる諸国におきましても、欧州の諸国におきましても、これは地の利が違ひると、こゝういう意味で、日本は絶対に侵略されることはない、かよふには言わなければならない、予見される状態で、ただいまは侵略を受けるようなことはない、この際絶対に侵略を受けることがない、こゝういうことでないと社会党の言ひ分は通らないのじゃないか、わが国の。だから、いわゆる羽生君も言われるように、絶対に侵略されることがない、かよふには言わなければならない、予見されることを見たらさうではないか、心配はないのじゃないか、こゝういうことを言われる。こゝういう点で、いわゆる条約だとか、あるいはあまり心配はないじゃないか、こゝういうふうに甘い考え方、一体わが国の安全確保ということ、これは万全を期したと言へるでしょうか。私はいわゆる政府といつたしまして、また総理といつたしまして、ほんとうに心配なのは、ほんとうにこの国の安全はどうしたらいいか、しかも、国民の負担をかけるような方法、そゝういう方法があるのか、ほんとうに私は心配なんでありませう。そゝういう意味で、私どもは、いまの防衛計画を立てておる。御承知のように、私どもは国力、国情に相応した防衛力は持つ、これが世界に對してしましてもいえることで、新しい憲法で、われわれは力によつて国際紛争を解決しない、それによつて私どもの安全も確保される。いま羽生君の言われることは、新憲法ではつきりその精神が出てゐる、そのように私は思ひます。こゝういう立場でこのことをやつていく。そゝうして、それぞれの国際的には軍備競争、これは拡大競争をやられておる。しかも、隣の国でそゝういうことをやつておる、それでは、わが国の安全は何ら脅かされない、これが軍事基地をアメリカに提供しなかつたらわれわれはほんとうに安心なん

だ、こゝういうことが言へますか。ことにソ連のよゝうに、平和共存を言つてゐる国なら別だ、しかし、ただいままでの公式な発言、中共自身は平和共存を訴えておらない、平和共存ではないと言つてゐる、はつきり言つてゐる、こゝういう言動のもゝにおいてわが国の安全をほんとうに確保できるのですか。私は総理の責任として詰められると、たいへん心配なんです。私は率直に申し上げまして、ただいまのよゝうな中立論争は私は賛成をしない。

○羽生三七君 實は、私は、ほんとうはこれはきよりの質問の中にはたいして予定してなかつたのです。しかし、そゝう言われると、社会党も黙つておるわけにはまいらぬ、はつきりしたいと思ふ。私どもは、自衛隊を即時全廃する、いまして全廃するなどと言つておられます。漸減をして建設隊に切りかえると言つておられますが、全廃すると言つておらない。それが速度が進むのは、客観情勢と関連があるわけですから、今日の客観情勢下に自衛隊を全廃するなどというむづかしい議論を社会党はやつておるわけではありませぬ。そゝういう、たとえば、国防の強化を必要としないよゝうな客観情勢をどうしてつくるか、それが国防と重大な関係があるといふことを少しも考えなしに、ただ軍隊をふやせば日本の安全が守れるといふ、そのことを私は批判しておる。たとえて言うならば、本年三月当参議院の予算委員会の分科会で、当時の小泉防衛庁長官は、私の質問にこゝう答えておる。大体において通常兵器による局地戦的などとは、その程度のことでは現在の防衛力において可能であるといふ考え方を持つておられます。局地戦的などは現在防衛力では可能である、それにはただし書きがついておる。ただし、大規模な戦争が起つた場合、ただし書きがついておる。大規模な戦争といふことは、どういふことが予想されるのでしようか、そこで総理にお尋ねいたします。総理は米中対決を予想されますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 米中対決を予想するかといふお尋ねであります。私は対決を予想はしない、ただいま對立しておること、これは認めざるを得ない。私どもがあらゆる努力をいたしまして、その對決の場は、これは起らぬやうにいたしたいものだ、かよふには私は考えます。

○羽生三七君 それは、たとえば、ベトナム戦争が、これはあとからお伺いする問題ですが、ベトナム戦争が拡大発展していけば、米中戦争も起りかねない客観情勢にある、いまや世界最大の外交防衛の比重は、この問題であらうと思ふ。その拡大を阻止するために、世界の、あるいはアジアの地域にあるわが日本国家としても、民族としても、最善の努力を払つてこの世界核戦争への拡大を阻止しなければならぬ。もしそれが阻止できるとするならば、まず問題は、ソ連とはどうするか。いよいよ親善関係を深めて、平和条約も場合によつたら結びたいと言つておられる。それで局地戦争は、これに對立できるだけの自衛力は現在程度ではほゞできた、では、どこの國を予想されますか、おそろしく中国を予想されておると思ふ。この中国は、いま申し上げたとおり、ベトナム戦争が拡大発展していつて、米中対決の場が起つた場合に、そゝういふことが起る、そのとき日本の一番の危機といふものが訪れる、それを防ぐことが、若干の軍隊をふやすよりもより重大な日本の防衛の欠くべからざる要件ではないでしようか。だから、防衛問題における外交の比重といふものをあまりにも低く考へて、ベトナム問題は成り行きにまかせ、あるいは自由陣営の片方とだけ外交を結ぶ、他の國とは積極的な敵對ではないにして、これははるかあなたに追いつておる、そして軍事力だけふやしておる、どうしてこれで私が先ほど申し上げた問題の解決になりますか。だから、外交のウエイトをもつと重要に見て、防衛力を際限なしに第三次防衛計画は三兆円、第四次、第五次はどこまでいふでしようか。きよりは私は時間があれば、憲法上許される自衛力の限界はどの程度かといふこともお伺いしてみようと思ひますが、そのことはさておいて、際限がないでしよう、これは。しかも、均衡は、こちらがこれ

だけ伸ばせば、こつちもこれだけと、際限がない拡大均衡でしよう、だから縮小していかなければならぬ、お互いに。ところが、いまの政府のお考えは、縮小ではない、防衛力を無制限にふやすだけだ。祖國を守ることに對しては私たちが重大な関心を持っておる。だが、守り方が違ひ。もつと外交や防衛といふ問題に對して、単に軍事力をふやすだけでなしに、そゝういふ積極的な、不可侵条約を結び、あるいはベトナム戦争を解決し、あるいは他の陣営に属する國家とも外交を結ぶといふ、そゝういふ姿勢をアジア全域に確立する中で日本に眞の平和といふものを求めなければならぬ、これが総理と私どもとの違ひです。何も自衛隊は全廃して寝ころんでへ理屈言つておると、そんなことじゃありません。具体的なものだ。

○國務大臣(佐藤榮作君) いまだんだんお話が先に進みまして、予算の審議をやつておるよゝうな気がしておられますが、まだ予算の審議はやつておらないのであります。したがつて、防衛費を拡大して防衛力をふやしておる、こゝういつて批判されますが、これは予算が出ました際に、どういふよゝうな計画になつておるか、その辺で十分御審議をお願いしたいと思います。とにかく社会党の方も同じよゝうにわが国の安全確保について御協力願へるといふこと、私もたいへん安心でございますが、片一方、片棒かついでもらふ、これまでの気持ちにもなりません、私は、国民として國の安全を確保する、こゝういふことにやつぱりみんな協力することが最も大事だと、そゝういふ意味で私はお答えしておる。

○藤田進君 先刻の総理の御発言は、国内のみならず、国際的に非常に深刻な影響を私には与へると思ふので、このまま次に進むわけにはまいりません。これを要するに、総理の所信といふものは、一片の条約が何のたよりにもならないといふことが一つ。日韓条約もわかりでしよう。条約に依存して平和を求めよとする考えは、これはもう全くくだら、過去そゝういふ苦い事例、経験があるで

はないか、こうおっしゃいました。この見地に立つという事になれば、これは国際関係において二国間、多国間の条約を結ぶ場合に、この信念を貫かれるという事であるとするならば——そう私は受けとめた——これは重大な問題ではありませぬか。お互いの国際間の信頼というものを高め得る、また、その条約が保障し得るといふ見地から結ぶのでなければならぬ。それじゃ、そんなものは当てにならないのだ、自力の防衛を打ち立てる以外にはないのだ、こう結ばれておきます。

第二の点は、日本に防衛力を増強していかねばならぬとおっしゃいますが、小泉長官のみならず、毎国会、佐藤総理になつてからも、中国の日本に対する脅威はどうか、脅威は全然ないと、脅威はないと。この国会ではどうおっしゃいますか。しかし、総理のこの御発言をずっと発展させますと、結局は核兵器を持つて対抗せざるを得ないということにもなり得るでしょう。あるいは、わがほろが持たないとしても、核兵器を持つ他国に依存しなければならぬという結論にもなりましよう。しかし、現在、世界の平和を好むこれは万人好むでしょうが、その考え方というものは、核戦争は人類の破滅だと、ここに核兵器の製造とか、貯蔵とか、これが使用とか、ひいては実験に至るまで、何とかとめようということ、日本国会もこのことについては決議もいたしました。こういう重要な発言でありますから、私は、徹底的に日本の一國の総理の所信というものがその辺にあるということになれば、これは重大な問題だと思ふ。質問者羽生委員も指摘するよう、平和外交を中核として進めていく。わが社会党はそうである。自由民主党は、平和外交なり条約というものは一片の紙にすぎないのだと、総理の言明はそうであります。これでよいのかどうか、私は大きな疑問を持つておきます。重ねてお伺いをいたしたい。

○國務大臣(佐藤總理) 私は、過去の条約がどういふ働きをしたかという事は、私も苦しい経験をしたのだ、その苦しい経験を重ねてしないよ

うに、こういう意味から申し上げておるのであります。条約は一切信用ならぬ、かように私は申し上げておるわけじゃありません。それは、もしそういふようにとられるならば、私はそういうふうに申しておるわけじゃありませんから、その点は訂正していただきたい。少なくとも、私も、ソ連との間に起つた、その事実を申し上げておる。これは、日本が悪かつたか、あるいはソ連にそういう責任があるのか、そういうことを私は云々しておるわけじゃありません。わが国の安全を確保するという意味で、そういう意味でたいへん心配なんです。だから、一片の条約があるからいいじゃないか、こういうことで安心はできないということをお申し上げておる。だから、この点は十分各人が御理解をいただく。私は、もう条約は一切信用できぬから条約は結ばぬ、かように申しておるわけじゃない。条約を結んでもなおかつこうなんだというところが言いたいです。だから、そういう点も十分御理解をいただきたいと思ひます。

また、次に、核武装についてのお話でございますが、これは、私も、日本の国が核武装するということよな事について心配する筋は毛頭ないと思ひます。そして、わが国が決議までしたと言われる。そのとおりで、国会で決議までした。しかしながら、国会で決議をしたが、外国はその決議どおりに、核は保有しないとか、核実験もやらないとか、かように考えると、なかなかさうでもない。現実には、私どものこれだけの核は一切持たないのだ、製造も保管も輸送もこれはもう厳禁だ、かように言つた、その決議までしたが、やはり隣の国で核爆発をやつておるではないか。この事実を私どもはやはり現実の問題として認めざるを得ない。このことを私は申し上げておる。私はそれで中共自身がけしからんと言つておるわけじゃない。おそらく中共には中共の言ひ分があるでしよう。しかし、私は、その言ひ分を聞くとするわけじゃない。しかし、おそらく、国会の

衆参両院で決議されたとき、どんな理由があろうともこれはいかなのだ、これに反対する、こういうことを言つたはずですが、どんな理由があろうとも。だから、これはもう弁解の余地もない問題だ。だから、私どもの決議がこういう意味では踏みにじられたということも私どもは考えなければならぬ。

○藤田進君 いや、何かのことばの端にそういう簡単にものを言われたということであれば、そのようにこれは長い審議の過程ですから、総理といふこともついで勇み足とかいふ場合もあり得るでしょう。しかし、社会党の外交あるいは防衛関係方針を結び、党の平和外交、善隣友好という意味のことに所論に対して、あなたがさらに答弁の形で論駁をされた。その中に、不可侵条約だ何だおっしゃるけれども、そういうものは過去何ら役に立たなかつたという趣旨のあなたの信念が吐露されたわけでありまして。これは、私は、速記録が反訳はすぐできますから、ここであいまいもこととして次に進むという事は、これはきわめて問題が問題だけに、そう簡単にまいりません。総理の言われたことが、はたして私を受けとめたことよりは意味の違うことであつたかどうか、これは速記が証明する以外にありません。これは、反訳して、そして十分その真意を確かめて進みたいと思ひます。これは簡単な問題じゃない。単なる訂正とかなんとか、そういう問題じゃない。(防衛庁長官関係ない「求めてない」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(松野頼三君) 先ほどの羽生さんの防衛力の限界——小泉長官の答弁について、なおあらためて私のほうから補足説明いたします。防衛力というのは相対的なものから、小泉長官が答えた当時、その状況においてはこれでやれると言つたことであつて、その後において永遠にそれでいいという趣旨では、もちろんさういふ御理解ではなからうと思ひます。やはり防衛力は相対的なものだと思ひます。なお、いろいろな軍事同盟が世界じゅうにござります。しかし、

軍事同盟があるから、じゃこの国も防衛力が軽減されたかという、さにあらずして、軍事同盟は軍事同盟、防衛力は防衛力という二つの歩みを今日世界で歩んでおられます。防衛力によつて軍事同盟をしたから、それじゃ軍事同盟があるからこれで防衛力が軽減されるといふ国はまだなかなかない。この二つの問題が、先ほどに關連して審議の今後の発展に重要だと私は思ひますので、私のほうから補足説明をいたします。

○委員(寺尾豊君) 羽生君の質疑の途中ではござりますが、午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時から再開いたします。

午後一時三十分開会  
○委員(寺尾豊君) これより特別委員会を再開いたします。  
日韓基本関係条約等承認を求めた案件及び關係国内法案の四案件を一括して議題とし、午前に引き続き質疑を行ないます。  
羽生三七君  
○羽生三七君 先ほど理事諸君の要求した速記の關係もありませんが、間もなくできてくるのでありますから、質問を続行いたします。  
先ほどのスチュアート外相と総理との会談における核問題と關連をして、やはりハンフリー・アメリカ大統領が十一月一日新聞記者との会見の際、「いまや米國にとつて核戦力と核政策の中に友好諸國を含めるべきときが来たと思ふ。それは核兵器をこれらの國に譲渡することを意味するものではないが、日本も大國としてこの討議に加わるべきであると思ふ。」と語つておられます。また、十一月五日ラスク國務長官は記者会見の際に、「核問題についての話し合いに日本をも参加させることは米政府の方針であり、米國はすでに日本をも含めた同盟諸國とそれらの國々と關係のある問題について協議を行なつておる。その中に

は核戦略に関する話し合いも含まれており、協議は引き続き行なわれることにならう。」とこう語っており、これに対して、橋本官房長官は記者会見で、「日本が米國から核問題に關する協議に招かれれば、核拡散防止、非核保有國の安全保障について積極的な意見を述べるであらう。しかし、いわゆる核戦略については日本は関知しない。」とこう述べておられます。核戦略のこととはかくとして、このような會議に招かれるならば、官房長官の言うように、日本も積極的にこれに参加して意見を述べるのかどうか。その場合、橋本官房長官も談話の中で、「非核保有國の安全保障についても積極的に意見を述べるつもりである。」とこう言っております。先ほどの問題にもちよつと関連して戻るわけですが、核を持たない國の安全保障、これはスチューアート外相が提起されたわけですが、それからまた、ここでも橋本官房長官も、「核戦略とはかく、積極的に討議に参加しよう」と、こゝういふ談話を発表されておる。具体的にどうもその辺のことが私にはよくわからない。まず第一番に、ラスク國務長官なりアメリカの副大統領の言われたような核戦略は別として、核問題に關する討議に日本も積極的に参加するといふ、そゝうして積極的に意見を述べる、この橋本官房長官の見解と、總理は同意見でございませうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私、招かれたらこちらから出かけて、そゝうして意見を述べたい、そのように思いますが、ただいま外務大臣にも聞いたのは、招かれたかどうか、そゝういふ事実があるかどうかといふことですが、ただいままでそゝういふことはいふようでございませぬ。いまの記事の程度だと、かゝりにお考えいただきたい。

○羽生三七君 いや、正式に招請がまだあつたわけでもないですから、意思として、招かれれば参加するといふことを承れば、それでけっこうです。ただ問題は、その場合に、先ほどのところに戻ることをお許しいただきたいと思ひますが、核を持たない國の安全保障を核を持つてゐる國が考慮すべきである、この總理の提言で、具体的にどう

ういふことなのか。どうも先ほどの御答弁ではよくわからないわけですが、具体的にどうしたならばその核を持たない國の安全を核保有國が守れるのか、それを御聞かせ願ひたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは私は、戦力が相違しているといふこと、ただでなしに、やはり人類を破壊に導く武器だ、かゝりな意味で、核保有國も、核を使用するといふようなことについて、反省するといふか、自衛するといふか、そゝういふ事柄がほしいと思ひます。したがって、核保有國が非核保有國の安全といふか、核保有國が非核保有國だから安全を確保してあげるのだ、こゝういふことでなくて、人類の共同の敵といふか、そゝういふ意味で核兵器といふものについて特殊な考慮が払われてしかるべきじゃないか。ことにわれわれは、核は一切持たないのだ、どんな理由があるろうとも持たないのだ、こゝういふことで、核を持たないのだ、核兵器を持たないのだ、そゝういふ立場にある非核保有國の安全——平和に徹しているその姿が受け入れられなければならない。そゝういふことを核保有國も十分受け入れて、そゝうして人類の平和のために協力すべきだ、こゝういふことが實際言ひたい、かゝりうに申し上げておるのでございませぬ。

○羽生三七君 そゝうすると、一言にして言へば、結局、核を持たない國の安全保障を核保有國がするといふことは、核を全廃することが核を持たない國の安全保障になると、そゝう理解してよろしゅうございませぬか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 非核保有國の安全を確保しろといふことを言うといふのはいかにもことばが不十分ですから、核兵器以外なら何をしてもいい、こゝういふものでもないで、とにかく安全確保にはお互いに協力するといふことが望ましいのです。特にそのうちでも核兵器の使用、これは私も絶対反対、こゝういふ点を十分理解してほしいといふことではございませぬ。

○羽生三七君 それは当然なこと、いま總理も答弁され、私も申し上げた、核を使わないうような

条件をつくるのが核を持たない國の安全を守る、これは当然なことだと思ひますが、そこでもしアメリカに招かれて、かりに招請があつて招かれて核問題の討議に日本が参加する場合、この場合には、そゝういふ方針を最後まで貫かれますか。何らか討議の過程に、總理がしばしば言明されてゐるようなことがあるにしても、何らかさきにそれを進めたような要請を受けるようなことはないと思ひますが、これはあとから私が詳しく述べますが、この際はこの程度にしますけれども、そゝういふ場合でも總理の先ほどの御答弁を貫き通されませぬか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまのは、核についての國際會議が開かれる、こゝういふことだと思ひます。場所はどこで開かれるといふことではない、いままでおるわけでもない、だからそゝういふ國際會議に日本は招かれれば出席する、こゝういふように御了承いただきたい。アメリカと日本だけでその相談といふ意味ではございませぬ。それが一つ。

もう一つは、私どもの憲法、また國民の全体と誓つた核武装のことにつきましては、私の考え方とは変わりはございませぬ。

○羽生三七君 これはアメリカだけではありませぬ。核拡散防止の世界會議の準備國として——これは外務省ですが、準備國として日本は積極的に参加するといふ意思表示を外務省としてはやつておるわけですね。ですから、それにはそれなりのいわゆる成案といふものを持つて、積極的に参加して意見を述べる準備國となるといふ、そゝういふ意思表示をしておるんですから、その場合に私の心配しておることは、そゝうは言つても何らかの形でいまままで言われたことと違つた意味の深みにはまる危険があるんではないか、いまおつしやつたような御答弁を最後まで貫き通せるかどうかといふことをお尋ねしたわけでありませぬ、間違ひないければそれでよろしゅうございませぬ。間違ひないでせぬ。

そこで、この問題ではあとに他の委員から御質問があるようでありませぬ、周知のごとく、中國は再三にわたつて核実験をやつておるわけですが、佐藤總理の核を持たない國の安全保障といふことは、中國を意識して言つておるわけではないですか。別にそゝういふことではない、一般論ですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 一般論であることはもちろんですし、さらに國際的視野に立つてこのことを申し上げておられます。

○森元治郎君 私は中國問題についての関連をやるはずですが、いまの核についても、中國が核を持つてゐるといふことは脅威だと思ひますが、こゝういふことは脅威だと思ひますが、一つ、関連であります、羽生さんの関連。

それから、國際的視野において核を持たない國の安全についての會議には出たい——その會議の性格は、自由主義國家群だけの會議になるんじゃないか。核の脅威といふのは、東西の親分の米ソが中心で持つてゐるから、片方だけの會議に参加するといふようなことはすべきじゃないんじゃないか。

それからも一つは、この核の保護を受けたいといふようなことを日本が最近積極的に言ひだした真は、もし保護ができないといふ場合にはどうするか。ポテンシャルはあるんですから、核を自分で持つといふ伏線ではないかと私は勘ぐるのでありますが、そゝうでなければ幸ひであります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 関連質問で二つ、三つ一緒にお問ひになりますから、まだあるようですが、ただいま重要な問題ですからお答えておきます。

中國が——北京政府が核爆発を次々にやつておる、これが日本は脅威に感じておるのじゃないか、こゝういふお話であります。私は、核兵器そのものよりも、こゝういふことに脅威を感じるか感じないかはその國の持つておる政策だと思ひます。私は、ソ連が核兵器を持つておりました、ただいまの状態、そゝう脅威を感じておるといふ状態ではございませぬ。平和共存の路線がはつきり確

定である、この問題ではあとに他の委員から御質問があるようでありませぬ、周知のごとく、中國は再三にわたつて核実験をやつておるわけですが、佐藤總理の核を持たない國の安全保障といふことは、中國を意識して言つておるわけではないですか。別にそゝういふことではない、一般論ですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 一般論であることはもちろんですし、さらに國際的視野に立つてこのことを申し上げておられます。

○森元治郎君 私は中國問題についての関連をやるはずですが、いまの核についても、中國が核を持つてゐるといふことは脅威だと思ひますが、こゝういふことは脅威だと思ひますが、一つ、関連であります、羽生さんの関連。

それから、國際的視野において核を持たない國の安全についての會議には出たい——その會議の性格は、自由主義國家群だけの會議になるんじゃないか。核の脅威といふのは、東西の親分の米ソが中心で持つてゐるから、片方だけの會議に参加するといふようなことはすべきじゃないんじゃないか。

それからも一つは、この核の保護を受けたいといふようなことを日本が最近積極的に言ひだした真は、もし保護ができないといふ場合にはどうするか。ポテンシャルはあるんですから、核を自分で持つといふ伏線ではないかと私は勘ぐるのでありますが、そゝうでなければ幸ひであります。

中國が——北京政府が核爆発を次々にやつておる、これが日本は脅威に感じておるのじゃないか、こゝういふお話であります。私は、核兵器そのものよりも、こゝういふことに脅威を感じるか感じないかはその國の持つておる政策だと思ひます。私は、ソ連が核兵器を持つておりました、ただいまの状態、そゝう脅威を感じておるといふ状態ではございませぬ。平和共存の路線がはつきり確

定である、この問題ではあとに他の委員から御質問があるようでありませぬ、周知のごとく、中國は再三にわたつて核実験をやつておるわけですが、佐藤總理の核を持たない國の安全保障といふことは、中國を意識して言つておるわけではないですか。別にそゝういふことではない、一般論ですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 一般論であることはもちろんですし、さらに國際的視野に立つてこのことを申し上げておられます。

○森元治郎君 私は中國問題についての関連をやるはずですが、いまの核についても、中國が核を持つてゐるといふことは脅威だと思ひますが、こゝういふことは脅威だと思ひますが、一つ、関連であります、羽生さんの関連。

それから、國際的視野において核を持たない國の安全についての會議には出たい——その會議の性格は、自由主義國家群だけの會議になるんじゃないか。核の脅威といふのは、東西の親分の米ソが中心で持つてゐるから、片方だけの會議に参加するといふようなことはすべきじゃないんじゃないか。

それからも一つは、この核の保護を受けたいといふようなことを日本が最近積極的に言ひだした真は、もし保護ができないといふ場合にはどうするか。ポテンシャルはあるんですから、核を自分で持つといふ伏線ではないかと私は勘ぐるのでありますが、そゝうでなければ幸ひであります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 関連質問で二つ、三つ一緒にお問ひになりますから、まだあるようですが、ただいま重要な問題ですからお答えておきます。

中國が——北京政府が核爆発を次々にやつておる、これが日本は脅威に感じておるのじゃないか、こゝういふお話であります。私は、核兵器そのものよりも、こゝういふことに脅威を感じるか感じないかはその國の持つておる政策だと思ひます。私は、ソ連が核兵器を持つておりました、ただいまの状態、そゝう脅威を感じておるといふ状態ではございませぬ。平和共存の路線がはつきり確

認められ、そういう意味において政策が遂行されておる限り、こういふことは私どもはあまり心配しなくてもいい、かように思います。御承知のように、ただいま中共政府を非難するわけじゃありませんが、最近述べられた公式発言なるものは、この点におきましてたいへん心配であります。この点は、核兵器を持たなくても、こういふ政策をとっておられる限りにおいては、これは心配なのが当然ではないか、かように私は思います。だから、これは核兵器そのものがいまとられておる政策だと、かように御理解をいただきたい。ましてや、核兵器を持っておる北京政府とすれば、これが脅威を感じないというのはどうかしておる。私は感ずる。

その次に、そういう事柄は、保護を受けたいから、核武装しておる国から保護を受ける、そういう保護を受けることができないならばみずから考へるような考へ方ではないかと、こういふお尋ねであります。私は国民とともに誓った核武装についてははつきりした態度をとっております。ただいままでこの点では何らの疑問はないと私は思っております。また、今日までとってきた政策を変更するというような立場でもない、これも御理解をいただける、かように思います。

第三の点は、国際会議が開かれるというが、それは東西双方でなくて、自由主義陣営だけではないのかと、こういふ疑問を投げかけられました。もしもそういうことであるならば、それは確かに意味をなさぬ、こういふことにもなりません。これは私ども一番心配しておるいわゆる軍備の拡大均衡の方向へ歩むことになりまして、私どもの望むところでない。ただいままで言われておりますのは、ソ連等いわゆる核保有国——東西の核保有国が会議を持つということであるし、中共——北京政府自身は国連には加盟まだしておりませんけれども、軍縮会議には、持つておるといふ意味においてやはり参加をみんな希望しておるといふ状況であります。このみんなが話し合おうというのはそういう方向だと、しかしそれは必ず

できると私はただいま申し上げておるわけでもない、とにかくこういふ事柄は、お互いの国が、国際平和を願ひ、また人類の幸福を求め、こういふ立場に立つて、共同のこれが広場だ、かように思ひますので、その点で相談をしていくことがよほど有意義だ、かように思ひますので、ただいま言われたような結果から見れば、あるいは自由主義陣営だけで会議するようになるのかもわからぬ。これは共産主義諸国のほうからこれに参加するといふ積極的な意思表示をしてないので、それから、そういう心配はあろうかと思ひますが、そういうことではこれは効果はあげないのだ、御指摘のとおりでございます。

○森元治郎君 やめてもらいたいことは、事情のはつきりしない今日、しかも核兵器というものは東西が話し合つて初めて効果のあるもので、片方のかきの中に入ることとは決して安全でもないし、平和にも役立つと思ひます。この交渉には乗らないことが大事だと思ひます。それより先に日本がやることは、この間の世界の軍縮会議——九十一カ国が賛成し、フランスが棄権をして、反対ゼロという、あの方針を大いに力添えをして得ていく、こういふこと、それから核の地下実験協定がまだ部分核停で残つておりますから、これを促進していくこと、国連の内外を問わず、軍縮、核の広がりを押えていく、こういふ根本方針が大事でありまして、この点はあくまでも貫く、一方的のかきに入つても安全は保持できない、相手があることでありまして、大きな方針ではそういうふうに行つてもらいたい。

それから、中国は、結局総理も気遣ひが刃物を持つたような表現でありましたが、政策がおもしろくない、しかも核兵器を持つというのでは脅威であるとおっしゃつておられます。この脅威を取り除くために自由陣営のかきに入るといふことは、結局、戦いを予想する、核の戦争で戦争になつた場合に生き延びるということも容易でないのは、だれも知つておられるので、そういうことをするべきじゃないと思ひます。もう一点だけ何つて次に入

ります。○國務大臣(佐藤榮作君) 一方のかきに入る、こ

ういふ意味でないことは、先ほど説明をいたしました。また、森君の御意見にもありますが、私も確かに一方に片寄るということは、これはたいへんなことだ、かように思ひますので、そういう点では十分慎重にやるべきだと、かように私も思つておられます。

私が念願するところのものは、わが国の安全はいかにして確保するか、これに徹底するといふか終始するのでございまして、そういう意味でどうか御了承いただきたいと思ひます。また、軍縮会議における決議その他も、わが国が軍縮会議のメンバーでないといふか、そういう意味で、軍縮会議に直接出かけて意見を述べることとは不可能でございますが、今後この種の国際会議がひんぱんに行なわれるだろうと思ひますし、われわれも、そういう国際会議の場を通じて、わが国の基本的な態度を説明したいと思ひます。また、国連の内外を通じて平和に徹しようといふお考え、私も賛成でございます。

○森元治郎君 そこで重大な問題を発見したのであります。どうも不確実であつたので、速記録を取り寄せて、そうして確信を得たから御質問を申し上げます。問題は、羽生委員の、中共が祝福されて国連に入るのどういふことか、というお尋ねに對する總理の御答弁の中でありまして、この前は略します。「この國民政府の關係と、それから北京政府との關係、それが簡単に国連から國民政府を追い出して、そうして、代表権を北京に与えろ、こういふ考えもありまして、また、その代表権は別の処置で、そうして、これは二つの国があつてもいいやないか、こういふのは国連の中に意見があるようございまして。」これはそのとおりですね。ここからです。「こういふ点が、いまだ國民政府と北京政府と相互の間に解決されておらない問題だ。」——ここでありまして。「いまだこういふ点が國府と北京政府と相互の間に解決されておらない問題だ、かように思ひます。……ただいま申し上げ

げたように、われわれが希望するような平和な形においてすべてのものが解決していく、こういふことが望ましいのではないかと、こういふことになれば、いわゆることは非常に抽象的で、わかたようなわからぬようなことばですが、國際的に祝福されて中共北京政府が迎えられる、こういふ事態になるんじやないか、かように私は思ひます。それが總理の御答弁で、いままでさんざんこの中国代表権の問題は、北京を正当とし、國民政府を正当として争われてきやうまできた。これが解決方法については、重要事項指定方式だといふので、日本はこれの共同提案案になつてこの間の国連でもやつた。しかし問題は、こういふふうには北京と台湾が一つの中国だと言つておるのだから、まず、その仲間で一つ二つ話し合つてもらえないか、こうすれば穏やかに入つてくるのじやないか、入れるのじやないか、こういふふうには私は全く新しい角度から日本政府が中国問題を取り上げたと思ひます。いままでは、北京のあることは承知しているけれども、台湾とは条約があるので動きがつかないというふうな御答弁であつたが、これは大きな転換だと思ひます。これをちよつと羽生さんの祝福の中に織り込んでいったのがこれがスタートだと思ひます。ちよつと伺ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、まあ話し合ひとまでは申し上げておりません、ただいまの速記でも、國民政府と北京政府で話し合ひといふところまでは触れてないと思ひます。とにかく二つの關係があるような現実であります。そうして、そのいづれもが一つの中国を主張しておる、そういうものにおいては、これはなかなか解決しないのだといふことを私は申し上げたいのであります。ただいま述べたこと、これにいろいろ解釈されるというが、誤解がないように私は申し上げておきますが、北京政府にしても、國民政府にしても、一つの中国を主張している、もしも、これを二つの中国といふような、カナダあたりのような考へ方だと、これは二つの中国を唱へるものだ、こういふことを是非難されておる、こういふことを是非

上げておるのであります、端的に申し上げずと。これがいわゆる抽象的ではありませんが、抽象的でもしかならないので、とにかく平和的に解決されることが望ましい、こういうことを申し上げたのであります。

○森元治郎君 いろいろなことを言った底意は、いまの御答弁の下の地があると思つておられる。それは、私、新聞で読んだのであります。去る十七日の閣議で、重要事項指定の決議案は、賛成五十六、反対四十九、十二カ国決議案のほうは、四十七対四十七、こういう票の結果が出た。意外な結果であつたので、松井代表は意味深いことを言つておられる。松井代表は、十票差――重要事項指定の再確認のほうですが、少なくとも十票の差、多ければ十五、六と読んでいたのに、七票差に終わった、こういうこと、これは非常に驚きであるという意味でありまして、ただし、この七票差の壁は固い、これはもう譲らないだろう、だから將來も何とかいひのだろうという含みでありませう。そのあとが、これが大事な点であります。大國間の話し合いが必要だ、票の差だけでは判断すべきではないとの意見が一部の国にある、来年の見通しは困難だ、という談話があります。これは小さく出ておられますからわかりませんが、私の勘ではいけば、この重要事項の決議案に参加した国の中にも、とてもこれは要諦みその他ではだめだ、大國間の話し合い――大國というのとはどの国と、はメンションしておりませんが、国民政府と北京であるかも知れない、あるいは関係国であるかも知れない、こういうことが松井代表から政府に報告があつて、そして総理はおつちやつたといふふうに私は思ふ。何となれば、総理もなかなか頭が忙しいし、中國問題をこんなふうに転換するだけの余裕もないのが、突然の、たいへんビッグストライクで前に出たのです。これは、そういう報告に基づき、現地の情勢が変わつてきているといふことに基つて、こそ政策転換の頭をちよろつと出したといふふうに理解するのですが、どうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私の話ししたのは、ただいまのように政策転換、変更しておる、それが変更とまでは言わないが、頭をちよつと出しておる、こういうふうにとられておるようでありませうが、私が申し上げておられるのは、一般情勢のその一端の批判をしただけだ、私自身の考え方は、在来の考え方も変わりはないといひます。それだけに、はつきり申し上げておきますが、また、松井大使がどういふ表現をいたしましようか、それと私の發言とに全然関係はありませぬ。別に松井君からの情報を得て、それで私が申し上げたと、こういうものでもありません。あるいは、こういう点に、ついてもお外務大臣――新しい材料でも持つておられれば外務大臣からお答えさしたいと思ひます。

○國務大臣(権名悦三郎君) ただいま森さんが言われたような、後段の松井大使談といふものにつきまして、私は承知しておりました。

○森元治郎君 じゃ、もう一問伺ひますが、これはたいへん新しい政策展開への風船をあげたと私は理解する、こういうふうにも展開してくるのだからと思つて、ところで、政府は国民政府を勧奨して、こういうふうな働きかけをするおつもりかどうかと、幸いあなたも一つだとおつておられる。どうか、祝福されて入るといふことは、一つなんだ、だひとつ二つが話し合つて落ちつくところへ落ちつくように、いろいろ話をするつもりかどうかと。

それと同時に、なかなか味のあつたあなたのお御答弁は、盛んに長い能書きを言つたあとに、こうやつて中共政府が入つてくるといふ事象は祝福されるべきだ、その際は北京であるといふことがアンダースタンド――読み込まれておられる。この二点を伺つておきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私、重ねて申し上げますが、いろいろ森君は頭のいいところで、私の發言をいろいろあろたらうか、こうだらうかといふことと、もしついでにいらつしやるようですが、私は重ねて申し上げますが、ただいままでの中共政府に対する私の態度、国民政府に対する態度、これに何

らの変更を与えるものでないと、このことだけ重ねて申し上げてお答えしたいと思います。

○羽生三七君 いまの問題は、いづれ、いろいろな機会に論議されると思ひますが、そこで問題は、この世界平和、ひいてはアジアの平和のことに関連するんですが、そういう際に、いまの核問題あるいは中國問題、これを考える場合に、因連で、たとえ台湾のことがあるにしても、再三にわたつて中國の加盟を除外しておる。ところが、世界軍縮會議には、いま森君の指摘したように、賛成九十一、反対ゼロ、棄権一で決定をして、これに中國が参加するおかしな、これは別ですよ。しかし、この會議の最大のねらいは中國の参加であります。そういうと、中國を因連で除外して――幸いに参加すればいいが、中國がですね。因連で除外して、因連の加盟國でない中國がいかなる決定にも服さないと言へば、それつきりでしょう。どんなに核問題の協議をしようとも、あるいは、どんなに軍縮會議を進めようとしても、世界最大の軍事力を持つ――最大ではありませんが、最大のの、まあ最も高いレベルにある中國、最大とは言えないでしょうが、最も高い水準にある中國、それを除外して、完全な核禁止あるいは完全軍縮が行なわれるはずはない。幸いに、世界軍縮會議に中國が参加して、世界と歩調を合わせて、ともにそれじゃ中國も核兵器の実験を今後もしないし、やめましょと、そのかわり、アメリカもソ連もやめると、世界じゅう全部やめると、そういうことになればよろしいが、もし参加しない場合に、どんなに軍縮會議やつたつて、これは全然問題にならない。しかも、因連の中には、これを迎えない。どうして解決ができますか。だから問題

日本政府の考え方は間違つておると思ふ。それは世界の大勢がまだつきりしないからと言ひますが、それでなしに、いま私の言つたことに御異論があるとは私は思ひません。そういう方向でこそ、日本が核拡散防止の會議に出ようとも、あるいは世界軍縮會議に出ようとも、そういう意見を賣つてこそ、初めてアジアの平和といふものが確保できるのではないかと、こゝろ思ひますが、いかがでございますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私、この核兵器についての國際會議というふうな、核保有國、しかもそれが東西両陣営の核保有國、そういうものが集まつて會議をしない限り意味がないといふことを先ほどお答えいたしました。ソ連がこういう會議に参加されるなら、そこで最後に、その意向を明確にしない中、中共の問題がある。中共が入らぬ限り意味がない、これもお説のとおりだと思ひます。私はただいまのよう、ほんとうに心から世界の平和、人類の幸福を願ひする、こういう話し合いに参加するのだ、こういうことが望ましいのではないかと、こういう事柄がやはり權威を高くしめるゆゑに、かように思ひます。

○羽生三七君 次の問題は、日本は因連の安保理事國に立候補しようとしておられます。事実また日本は立選すると思ふ。もしそうなつた場合に、私は日本の責任はいよいよ重くなると思ひます。この場合は必ず、責任のある地位に日本がつくといふ場合は、安保理事國に立候補するにあつた場合には、それなりの外交方針なり外交姿勢があつてい

は、中國の脅威があるかどうか知りませんが、そのことを論ずる前に、中國を國際社会の一員に加えて、その中で中國を含む核兵器の製造、使用、実験の禁止等すべてを取りきめて、それから完全軍縮をもあわせて行なう、これが筋道だと思ふ。そういう意味で、いろいろな事情があるにしても、私はいまの因連なり、因連の一部なり、あるいは

日本が立選するにあつた場合には、安保理事國に立候補するにあつた場合には、それなりの外交方針なり外交姿勢があつていなければならないと思ひます。私は、これは安保理事國に立選して、常任理事國ではありませんが、安保理事國に立選して、これはあつても申し上げますけれども、必ず相手國から言われることは、理屈だけ言つておつてそれで済むかといふ指摘を受けるのじゃないかと思ふ。したがつて、よほどの心がまえがなくて、ただ今度日本が安保理

事国になってみよ、そんなことじゃ相ならぬと思ふ。これは外務大臣でもないですが、どういふ心か、私は、当選は決定的だと思ひますから、この点伺ひます。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 一口に申しますと、やはり世界の平和機構としての国連の機能を一そが強化する一言に尽きると思ふのであります。その方法につきましては、いろいろございませぬが、ともかく、常任理事国のたとえ一國でも拒否権を行使すれば、ほとんどその機能がどうにもならない、発揮ができません、これに対する補完の方法としては、総会の決議によるか、いろいろ考へられており、また従来もとられていた手段であります。一そう平和維持機能を何らかの方法によつて強化する、その方法を発見し、これを推進して、これを実現するという方向につとむべきである、かように考へております。

○羽生三七君 総理はちよつと中座されておりますから、それじゃ外務大臣に伺ひますが、単にそのう拒否権問題等、これは技術的と言へるかどうかわかりませんが、そのうことだけが目標で、世界なりアメリカの平和についての具体的な、たとえベトナム問題にどう対処するか、中国問題とどう扱うか、あるいはまた、そのほか朝鮮問題もありません。そのうことに対する具体的な平和構想というものを持つことなく、ただ単純に国連の機構そのもの手直し、それが今度の立候補の目的ですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) ただそのう、空漠な、機構を強化するといふようなことでは、どこかの國も相手にしてくれないだらうと思ふのであります。やつぱり世界に相生起する具体的な事実、即ち平和維持機能といふものをほんとうに現実的に強めていく、このうことございませぬが、やはりベトナム問題でありますか、あるいは印パ紛争問題であるか、いろいろな具体的な問題、そこに当面せざるを得ない。このう問題に当面して、どうこれに対して判断し主張する

かということになっていくと、この私は考へます。

○羽生三七君 先ほども申し上げましたように、国連安保理事国に当選した場合には、必ず自由國家群あるいはその他からも出られるかもしませんが、その地位に相応する責任分担、義務の履行を求められることは私は確実だと思ひます。何も問題のない平和の國際環境のときはよろしゅうございませぬ。あるいはどこかで問題が起つても、速い地域である場合には、これもさしたる問題はなにかもあられませぬ。しかしアジア周辺に何らかの事態が発生したときに、安保理事国のような地位にある場合には、それなりの責任履行を求められるのではないかと。この杞憂は私必ずしも単なる推測ではない。必ずそのう道筋をたどるのではないかと考へますので、その点はどう考へておられるか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの羽生君のお尋ねは、この安保理事国の理事国になれば、必ず責任も重大じゃないか。この重大な責任を果たしていく決意ありや、このうことだと思ひます。が、私も安保理事国の理事に立候補するといふことは、私もその責任を果たしていくという、世界の平和に寄与するといふその立場で立候補するのであります。ただいま言われるように、もちろん重大な責任を果たしていく。そのうこと最善を尽くしてまいりたいと思ひます。ただいま、そのうなたいへん心配だといふような言ひ方をされましたが、私は、わが國が平和に徹しておるこの姿から申しまして、このう事柄に最も適當している國じゃないか。國際紛争を、武力に訴えない、このうことをきめておる。世界において、ほんとうの先頭を切つておる國だ、かように思ひますので、そのう意味で私も責任を果たしていきたい。かように思ひます。

○羽生三七君 これに関連することありますが、たとえば日韓条約の軍事的側面については、政府は今日まで十四年の交渉の過程にそのうなことは一度も討議されたことはない、この言われてお

る。あるいは確かに条約そのものの上には軍事条項は何ら見当たりませぬ。その限りにおいてはそれかと思ひます。それでまた私は、ここではないわゆる東北アジア軍事同盟の問題も云々はいたしたまへん。これはいづれ同僚議員が後の機会に詳しくこれに触れるはずでありますから、私はここではこの問題には触れませぬ。ただこの際言へること、日本と米國とは日米安保条約を結んでおる。米國と韓國、台灣とは軍事同盟を結んでおる。米、韓、台、この三國は問題はない。これは直接的なつながりを持つておる。日本はそれから日米の安保は結んでおるけれども、この四カ國を結ぶ同盟には直接なつておりませぬ。これは政府の答弁のとおりだと思ひます。この場合、一番の問題は何が残されておるか。残されておるものは日本の意思であります。おわかりになることと思ひます。表面上の軍事同盟機構は何一つ存在しておらない。そのうものにとつていふ形をとるかは、日本の意思であります。日本の意思がなければそれに加わらないわけだ。

もう一つは、それをばんでおるものは憲法上の制約であります。だから実際にはそのう布石がすつとしかれておるけれども、これは日本の意思がどういふところにあるかは、これから申し上げてみたいと思ひますけれども、これはばんでおるものは憲法上の制約であります。現段階はここのうものだと思ひます。

さて、そこでお尋ねしたいことは、アメリカはベトナム問題等に関連して最近しきりと日本の対米協力のあり方について論評を加えておられます。どういふ論評かといふことと、この自由陣営の防衛のためにアメリカがベトナムで死闘を展開しているときに、日本は何のかんと言つて少しも積極的な協力をしない。このう形での不平、不満あるいはいらだちであります。これは現にアメリカにある。今後、このう形での対日圧力が一そう強力になってくる場合、しかも、安保理事国に当選するうな条件が出てきたとき、日本が今日まで、ただいまも総理がしばしば言われ

た、御答弁なすつたやうな平和に徹する、あるいは戦争に絶対に巻き込まれない、この姿勢を最後の最後まで貫き通されることかと思ひます。私はここで吉田・アチソン交換公文等に示されておる問題、あるいは國連決議の問題、これらの内容には触れませぬ。これは他の同僚議員がやつてくれはるはずであります。ただ政治姿勢として、いま申し上げたように、アメリカからいよいよこの日本の外交姿勢といふものに批判が一そう加わる。安保理事国にも当選したではないか、しかも、理屈だけ言つておる、このうことを言われてきたときに、はたして、総理がいままでどのような姿勢を最後まで貫き通される確信があるかどうか、これを伺ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) この日韓条約その他の協定が、これは軍事同盟ではないか、また、そのう軍事同盟の規定もないか。これは羽生君が言われるまでもなく、軍事同盟を背景にしないもので、したがうして、秘密条約などは全然ございませぬ。このことを重ねて申し上げます。また、このことは日本政府ばかりではなく、韓國政府もはつきり申しております。だから、軍事同盟でない、これだけは、はつきりしております。

まず第一はそれによろしいのですが、第二の問題になりますと、日米安保条約があるではないか、その米國はやつぱり米韓軍事同盟を結んでおる。米台軍事同盟を結んでおる。このうこと、國は、相手は違つて一人がそれぞれ頭を出してゐる。そのう意味で何だか政府の説明が不十分だ、やはり、いざとなつて頭をもたげてくるのじゃないか、軍事同盟への考へ方が頭をもたげてくるのじゃないか。その頭をもたげてくるものがどういふ決定をされるのか、この意思が、なかなか自由意思で決定しようとしても、憲法の制約があつて戦争はできないのだ、だから、日本の意思が戦争へ何か向いておるやうなちよつと印象を与えるのですが、そのうやうな言ひ方のお話がございませぬ。しかし、私は、この憲法の規

定というものは、いわゆる民意——国民自身がきめたものだ、かように私は思います。いわゆる、政府、時の政府がこの憲法をきめたものじゃないのだ。これは民意によってきまっている。したがって、この憲法がある限りにおいて、日本の意思決定の方向は、もう、はっきりしている。国際紛争を武力解決しない、これが日本国民の意思であり、民意であり、この日本の意思である。したがって、これは政府が——時の政府がどうあろうと、はっきりしている。もう変わらぬ考え方なんだと、かように私は考えておるのであります。この考え方から、ただいまのような問題がどう出でくるか。対米協力が今度は変わった方向でいくのじゃないのか、こういう御懸念であります。ことにベトナム問題からアメリカは対米協力について、日本の出方についてのいろいろな批判もしている。これは必ず、安保理事会でも問題になつてくるだろうし、そうしたときにどうするか、こういうお話をさせていただきますけれども、この点が私は、国民とともにきめた問題でありますので、御心配は要らないのだ、米国民自身がかようなことをいたしましたよと、わが国の憲法、これを無視はできないのであります。この点は私が一月にジョンソン大統領と会いましたときに、日本の憲法はアメリカ政府もはっきり知っておるということでありました。また、そういう意味で憲法違反の事柄を日本に要求しようとは思わない、これははっきり申し上げておるわけでありました。だから、この点では実際御心配は要らないと思つておる。

私はこの機会に、ちようどお尋ねがありましたから申し上げたいのは、こういう事柄は、日米協力の体制は政府対政府の問題じゃないのだ。国民対国民の問題だ。いわゆる民意、それがどういふ方向に動いていくか、これにたいへんアメリカも関心を持っているのだ、このことを私は申し上げたい。アジアの平和のためにベトナムで血を流し、そして多額の金を使つておるアメリカ、そういうアメリカの努力を全然理解してくれない。こういう事柄はたいへんアメリカとしても私は不満であらうと思つておる。私はそういう意味で、今日までベトナム問題に対しての国内世論なり、あるいはまた一部の方々の見方等につきましても、いままでも批判を下してまいりました。少なくともベトナムの問題は、これはアメリカだけを責めるわけにいかない。もう私どもが下世話に申しますように、一文銭は鳴らない、かように申したものであります。必ず相手がある。その相手と双方の責任においてこういう問題が起きている。だから北爆もよろしくないが、いわゆる南への浸透、これをやめることが先決だ、こういうものをやめていくならば北爆もあり得ない、こういうことをしばしば申し上げたのであります。私は世界平和、人類の幸福のために世界の平和を維持する、こういうことでそれぞれの国がそれぞれの努力をしている、それを正当に評価すること、これが私は一番大事なことではないだろうかと思つておる。今日までのところ、ベトナム問題につきましても、私は一方だけを非難するのは当たらないということをししばしば申し上げましたが、ただいま申し上げるような観点に立つておるのであります。私は日米安保条約により日本の安全が確保されていることは、これは国民もはっきり知つておる。日本の安全が確保されているがゆえに私どもの経済発展は今日なし遂げることができた。そういう意味では日米安保条約を高く私も評価しておる。国民がそういう意味で高く評価するならば、必ず日米間の問題につきましても、考え方が今日よりは変わつていくんじゃないか。そのことを、アメリカ政府とすれば、またアメリカ国民としても、私も日本国民に対していろいろ要求がましくいろいろ批判が出てくる、これはやむを得ないのじゃないだろうか、私はかように申しておるのであります。

○羽生三七君 総理は先走つてベトナム問題のことに触れられました、これは私は順次お尋ねするつもりでありましたけれども、この問題はちよつと後刻にしまして、そうすると、いまの日韓問題——いまの意思というものですね、いかなる軍事同盟にも参加をしない、したがつて憲法上の制約があるから従来言つたことと少しも変わりはない、そういう理解をしてよろしうございませぬ。

○國務大臣(佐藤榮作君) そのとおりでありまして、これはもしもそれと変わったかつこうをしてたならば、これは社会党はもちろんであります。が、われわれ自由民主党にも政府はその責任を問われると、かように私は思つておる。

○羽生三七君 この機会にぜひお尋ねしておきたいことは、先ほど来私が申し上げた米国の圧力——ジョンソン大統領はある程度の理解をしておられると言われましたが、しかしなかなか強い圧力があると思つておる。それとともに与党、自民党の内部から同様なつき上げが出てくるんじゃないかと思つておる。実は私は他党の内政に触れることは本意ではないのです。本意ではないが、これは事のついでにどうしても触れておきたいと思つておる。要するに、内政干渉というお話をございましたが、政府与党の中には、積極的な憲法改正論者があるわけですね。特に日韓条約を推進された方のグループが、最もその顕著な例だろつと思つておる。その憲法改正、特に第九条の改定を中心とする日本の役割を果たさう、これは評論家がこれを対決派と呼んでおる。はなはだ勇ましい名前でありまして、とにかくそういう勢力が台頭していることは事実であります。アメリカからはそういう圧力が加わつてくる。安保理事国に当選して各国もそういう要求をしてくる。自民党は、与党の内閣からも同様のつき上げが起つてくる。だから、現実的にはそういう方向へ発展しそうな傾向を示している。それを佐藤総理がどうさばくかは別の問題であります、そういうことが存在しておることは、これは総理も御否定なさらぬでしよう。そういう党内の圧力がさらに一そう強くなつてきた場合にも、総理はいま言明されたことを最後まで貫き通される確信がございませぬ。

○國務大臣(佐藤榮作君) 自由民主党の内部の事柄について御心配をいただいてたいへん恐縮でございます。

御承知のように、私、総裁をしておりますので、総裁として責任を持って自由民主党の意見をまとめたいと思つておる。御承知のように、社会党も同じだろつと思つておる。自由民主党もなかなか民主的の政党であります、個人的な意見は自由でございますから、なかなか活発な意見が出ておる。しかし、党としての決議をきめる、最後の意見をまとめる、こういう際は、総裁のもこと本にびしつとできておるもので、どうぞ御心配にならないように願ひます。

○羽生三七君 これと関連して、これは質問というよりもむしろ警告のようなことになるのですが、何か問題の起つた場合に憲法の拡大解釈、それから安保による事前協議のしかたで問題を処理していく、そういうことが起つたらないという保障はどこにもない。これはあとから私時間によつて御質問したいと思つておる。現行憲法で軍備は禁止し、第九条で戦力を放棄しておるにもかかわらず、自衛の名のもとに軍備は際限がないでしよう。どこまでも行く。これは、私どもに言わせれば、憲法の拡大解釈である。これが悪い悪いの問題は別であります。防衛力が必要かどうかという問題は、これは先ほどの論争に戻りますからまたここで繰り返しません、とにかくこれは憲法の拡大解釈である。安保による事前協議でも、いまのような政府の解釈は、たとえれば日本の基地を発売してベトナムに行く場合にも、沖繩に一たん着陸すれば、これは全然事前協議の対象にならぬというふうな、幾らでもこれは逃げ道をつつておる。こういう形で問題を処理するならば、憲法はあつてなきがごとし、あるいは事前協議も単に条項に示されておるだけで実際的には効用を果たさない、こういう非常な危険な道が一つあります、これは一種の警告であります。

そこで問題は、このベトナム戦争がさらに拡大をして米中対決のような事態が起つた場合に、そんなことは起つたらないように努力したいと思つておる、かりにそんなことがもし万一起れば、



おそく私は朝鮮半島にもこれに呼応する重大な動きが起ると思ふ。したがって、いまわれわれが、あるいは総理が私に対して御答弁なされたよりなことは、すべて吹っ飛んでしまふような危険な客観情勢が生まれかねないと思ふ。したがって、私は、そういう意味でこのベトナム問題の、これはあとから触れまされけれども、この解決、それから今度の日韓問題の処理あるいは中国問題、いかにこれら一連のアジアの重要な国際案件というものの処理のしかたがむずかしいかということも申し上げたい。どんなに総理の決意がかたくも、そのような情勢が起つた場合には、総理の決意なんか吹っ飛ぶようなすさまじい客観情勢が出てくるのではないか。それを阻止する道はベトナム戦争の拡大を阻止することでありませぬ。これはあとで触れます。したがって、この機会に何っておきたいことは、吹っ飛ぶような情勢をつくらぬということが第一でありますけれども、これはさらに深くお尋ねをいたしますけれども、これは総理は国会の外ではしばしば言われておりますし、あるいは衆議院でお答えがあつたかもしませんけれども、私は自民党内にどんな議論がなされるか、現行憲法、特に第九条を中心とする改定というものは絶対にやらないという保証をここでなさいませうか、これをお尋ねいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) たいだいまたいへん重大な御発言があつたと思ひます。米中戦争があつたらどうなるか。したがって、このことは自分も絶対に起らないように最善の努力をしていこう。こういうお話がございました。私も米中対決というふうなことは、これはどんなことをしても避けなければならぬ、かように思つておりますので、羽生君とともに絶対に起らないことが引き起らないような事態をつくりたい、努力したいと、かように思ひます。ただいまは、しかしながら、そう言われるものにおきまして、やはり起きたらどうなるか、こういうお話でございますが、私は微力ではあります、また起きたらどうなるか

ということを実は考えないのであります。いま積極的に起らない、そういう方面に努力をしておる最中であるということでありませぬ。ぜひそうありたい。ただいまの、将来の問題についてのこれはほんとうに仮定の問題だと思ひますが、それは私のお答えはできません、ただいま、こういう事態についても大事なことは、憲法の精神を守り抜く、憲法の精神を守り抜く、この改正についてどう考えるかと、こういうのが最後の締めくくりのお尋ねだと思ひます。私は他の機会にも申し上げましたが、この憲法の精神を守り抜くということは、これは申し上げておきます。私は平和に徹する、そういう意味の憲法の精神を貫く、このことでは人後に落ちないつもりでございます。ただいま私が総理あるいは総裁をしておるこの関係におきまして、私は最善の努力をいたします。この憲法の精神を守り抜く、これに徹してまいるつもりでございます。

○羽生三七君 くだいよりですが、憲法の精神を守るということ、第九条を中心に改定をしないというところは、ちょっとニエアンスが違ひますので、その点明白にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私はこの憲法改正をするのも改正しないのもたたいは言つておりませぬが、しかし、憲法改正論者ではないかというお尋ねだと思ひますが、この憲法の問題は、ただいままでの調査会のちよどい調査の結果を整理しておる最中でございます。私自身がたたいは何も考えていないと、その改正あるいは改正しない、こういう結論を出してないということだけでお答えをさせていただきます。

は、憲法を守つていく、いまのままでいくのだというふうな理解するのですが、一方では調査会の答申があるまでは、するともしないとも申し上げかねるというのには矛盾をしておるのじゃないか。これは皆さん聞いておる人が全部関連質問をした一致した質問だと思ふのです。はっきりしてくだい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 御承知のように、憲法調査会は結論を出しております。それを、ただいま申し上げるに、整理しておる段階だと、かように申したのでございます。これを整理していは、いま法制局でやっておること、ただいま問題になりましたわゆる憲法の規定しておるのには、いま法制局でやっておること、ただいま問題になりましておるこの考え方、この条章をどうするかというお尋ねのように聞き取つたのでございませぬが、この条項は、もうすでに憲法実施いたしました二十二年近くになっておられます。そういう意味で、もう国民の血となり肉となつておる。これはもう基本的な主張だと、かように私思ひます。どういふ人が出ましても、国民の意思を無視していかげんな扱ひ方はできないだろうと、かように思ひますが、ことに大事なことは、国民の意思によつてこの憲法問題は扱つていくと、これはかねてから前総理以来自民党の引き継いでの党の考え方でございます。この考え方から見まして、いわゆる平和主義というものを、これを簡単に変えるというふうな暴挙はするつもりは毛頭ございませぬ。

○森元治郎君 閣下。いまの羽生さんの質問に対する総理のお答えですが、答申が出てから考えるのですか。憲法の精神は守つていく、一方では憲法制度調査会のまだはつきりしたものが総理の手元までに出てこないから、改正するともしないとも言えない。何かその憲法はあくまでも守つていくのだというふうな、この精神を尊重するというの

ういふ意味に私は受け取れるのですが、重ねて整理しますと、整理しているとは何事か。現憲法であくまでいくのだと総理は断言できるのか、整理次第ではこの問題を改正することがあり得ると、その結果は国民主権であるから国民に聞けばいいんだと、こういうことかどうか、はっきりさせぬので伺ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 憲法調査会が答申を出した。ところが、これは多数の意見、あるいは少数の意見、また問題がたたいは言つて第九条ばかりではなく、各方面にあるわけでありませぬ。したがって、ただいま申し上げるのは、憲法、憲法と言つて一口に言ひますけれども、一切そういうものにさわりないでいまのままでいくのか、これがまあ改正しないという御議論だと思ひます。しかし、こういうふうな事柄は、関係するところが非常に多いので、ただいま申し上げるような九条の問題もありませぬが、その他の条章が全部あると、そういう事柄を国民が最終的に意思決定をする、こういうことであるので、私が先走つた話をしなかつた。で、政府自身、これを改正するつもりはないと、そういうことはまだきめておりませぬというのを申しましたのは、ただいま申し上げましたような事柄、背景があるからでございます。その点はおそく森君も御承知だろうと思ひます。私はその第九条の平和主義の精神、これはどこまでも守り抜く。しかし、その他の条項の問題について、この際まだそういう点をばつきりする段階になつていないと、このことを申し上げる。また、国民の意思そのものもそういう点についてははつきりしておらないと、このことであるので、重ねてお答えをいたしておきます。

○福葉誠一君 閣下。非常に重要な問題なもので、この問題については、私の質問のときに十分やると非常に恐縮ですが、党内の干渉と言われると非常に恐縮ですが、自由民主党の総裁である佐藤総理が、自由民主党のいわゆる党の綱領というものがあつたわけ。これは関連の加盟前につ

くつたものであるから古いものである、こういう御意見もありませんけれども、まだ改正されておられない段階においては、自由民主党の綱領があるわけですね。それは言うまでもなく、昭和三十年の十一月十五日ですか、自由党と民主党が統合したときにできたものですが、日はずっと忘れちゃったかもわかりませんが、いまの憲法は異常な状態のもつくりられたんだと、だから自主的に改正すると、こういうのが自由民主党の党是であるわけ。これはあなたも私のいつかの質問のときに、憲法を改正するということは自民党の党是なんだというのを認められておるわけですね。ただ、その改正をいつ、どのような方法でやるかというところは、これは別の問題だけれども、自主的改正をはかることは自由民主党の党是である。そのことは、私は間違いないんじゃないかと思うんですね。だから自主的改正をはかるか、それは自由民主党としての党是だと、そのとおりやると、ただ、いついかなる方法でやるかというところはまた別の問題なんだと、これが自由民主党としての正しい憲法に対する考え方ではないのですか。そうなりますと、いまの答弁と非常に違ってくるのではないですか、その点をひとつお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。ただいまお話しのこととおりであります。私は自由民主党の党議というものが、これははっきりしているというのを申し上げました。しかし、その時期なりその方法なり、これは明確にしておりませんから、私の時代にそれが変わるかどうかどうにかは申すわけではございません。ただ第九条の問題については、この平和主義、それに就いては国民の意思も非常につきりしている、それとともに、わが自由民主党も第九条の意思は、平和主義は変えないんだと、これだけははっきり申し上げ得るのであります。その他の問題については、これは先ほど申すように、数多くの問題を持っておるんだと、こういうことでござい

ますが、これもしかし国民の意思によって決定されるものだと、かように私は思っています。○稲葉誠一君 お話を聞いておりましたですね、非常に疑問に思ふ点が出てまいりました。これは、あなたの言われるのは、そうすると、自由民主党は憲法を改正するんだと、いいですか、これはきまっておると、それ一つありますね、これはまず間違いないと思いませんか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 自由民主党の政綱といいますが、それとしてはつきりしております、この憲法をあの占領時代に早々の間につくったこと、これはぜひとも改正されるべきだと、こういう考え方に徹しておる。しかし、自由民主党だけから、ただいまは、自由民主党はそういう政綱を掲げておりますが、国民の支持がない限りそんなことのできるわけじゃない。ましてや憲法問題は国民の意思によつてきめるんだということを申しておりますので、この点は誤解はないと思つて、自由民主党がかつてに憲法を改正するんだと、こういうことではございません。誤解のないように願います。

○森元治郎君 いや、たいへんな大問題だね、これは。この国会、きよりの委員会は、第九條のこれは連続になりますね。総理のお話は、第九條はそのまま皆さんの御意見が一致しているようだから残す。これは残す。九條は残す。その他の問題は自由民主党としては何ともできないんで、国民に聞かなきゃならぬところを見ると、憲法は改正する、いつか、どうかは次のこと、憲法の草案というものは、これは内閣のほうでつくつていく、しかし自分でつくつたからといって憲法が施行されるものではなくて、憲法に従つて国民投票によるんだと、こう了解してよろしゅうござい

ますか。○国務大臣(佐藤栄作君) とんでもないお話のようですね。私はその憲法……(だが聞かなくちゃならないんだ)と呼ぶ者あり(憲法問題について先ほどから申すように、第九條の平和主義、これを貫くというところは申しました。だけれども、第九條をそのまま云々というふうな誤解を受けるような表現はしておられない、この点がまず第一。それからその次に、政府が草案をつくるのかというお話でございしますが、ただいまそんな先走つた考え方はしておりません。その点は誤解のないようにお願ひしたい。

○岩間正男君 関連。佐藤総理はこの前の予算委員会でも憲法改正はしないというふうな、こういう答弁をしておる。ただいまの答弁を見まして、そこが非常にあいまいになっていまして。しかし、これは立憲以来の方針であることは確実である。そして、しかも一方では、そういう言明をしながら、実質的には憲法担任の国務大臣を置くとか、あるいはまた現に小選挙区制を推進しようとしてえいえいとかけ声をかけてやっていると、御承知のように、最近の選挙のたびごとに自民党の票が減つていまして、今度の参議院選挙を見ましても、この前の、三年前の選挙のときには四七、今度は四四、四に低下をしております。このような退勢を挽回して三分の二を取ると、そういうふうにからえば、小選挙区制というあの非常に非民主的な方法を強行する、そういうふうな一方にちやんとなされていまして、準備が進められていまして、私はこれは非常に重大な問題だと思つて、現に最近田中幹事長は記者団に対して、選挙制度審議会の答申は、来年五、六月ごろになるのではないかと、その後国会に提案すれば日韓案件のように一気にやらねばならぬ。これは重大な挑戦だと考へる。このようなやり方をですね、あなたの番頭の幹事長が小選挙区制の構想について明らかにしておるというところは、この日韓合議の審議と合せて考へて、私は最近の佐藤自民党内閣の反動的な姿を露骨に出しておるこれはやり方じゃないかと言わざるを得ないと思つて、今度の日韓の衆議院における強行採決のやり方も、

も、第九條をそのまま云々というふうな誤解を受けるような表現はしておられない、この点がまず第一。それからその次に、政府が草案をつくるのかというお話でございしますが、ただいまそんな先走つた考え方はしておりません。その点は誤解のないようにお願ひしたい。

○岩間正男君 関連。佐藤総理はこの前の予算委員会でも憲法改正はしないというふうな、こういう答弁をしておる。ただいまの答弁を見まして、そこが非常にあいまいになっていまして。しかし、これは立憲以来の方針であることは確実である。そして、しかも一方では、そういう言明をしながら、実質的には憲法担任の国務大臣を置くとか、あるいはまた現に小選挙区制を推進しようとしてえいえいとかけ声をかけてやっていると、御承知のように、最近の選挙のたびごとに自民党の票が減つていまして、今度の参議院選挙を見ましても、この前の、三年前の選挙のときには四七、今度は四四、四に低下をしております。このような退勢を挽回して三分の二を取ると、そういうふうにからえば、小選挙区制というあの非常に非民主的な方法を強行する、そういうふうな一方にちやんとなされていまして、準備が進められていまして、私はこれは非常に重大な問題だと思つて、現に最近田中幹事長は記者団に対して、選挙制度審議会の答申は、来年五、六月ごろになるのではないかと、その後国会に提案すれば日韓案件のように一気にやらねばならぬ。これは重大な挑戦だと考へる。このようなやり方をですね、あなたの番頭の幹事長が小選挙区制の構想について明らかにしておるというところは、この日韓合議の審議と合せて考へて、私は最近の佐藤自民党内閣の反動的な姿を露骨に出しておるこれはやり方じゃないかと言わざるを得ないと思つて、今度の日韓の衆議院における強行採決のやり方も、

実はこのような事態というものをあらかじめ予想して、このようなファシズム的なやり方をやることを前提として私は行なわれた一連のいわば逆算方式だと考へてもよろしいと思つておる。これは憲法改正がそのねらいであることは言うまでもないことだ。こういう事態に對して総理はどういうふうな考へるか。私は、かような事態は絶対国民は許さないと、思つておる、この点からこの場を通じて明らかにしておいてほしいと思つておる。

○国務大臣(佐藤栄作君) 岩間君にお答えいたします。たいへんこじつけといひますか、こじつけられた議論のように思ひますので、私もほんとうにまじめにこれにお答えする勇氣がございませぬ。ただいま、御承知のように、選挙制度審議会は始まつておりまして、そこで民主的に議論が交換されて、そしてこれが答申を出して行くのであります。答申が出た上で、政府がどういふふうにするかという態度をきめる。いままでは答申尊重ということですが、そういう態度でございまして、まだ何も出ておらない。ただいま言われるような小選挙区制度なるものがそんなに具体化しておると私は思ひませぬ。もしも具体化しておるといふならばこれは岩間君のひとり台詞だと、かように私は思ひます。この点はぜひ明確にしておきたいと思ひます。

また、先ほど来から申すように、憲法問題はなるほど重大な問題です。重大な問題です。これはもう国民が許さない、かように言われますが、もしも変なことをすればそれは国民が許さない。これは共産党の方が使われる国民、人民というだけではございませぬ。これは必ず私どもの信頼する国民もそういう事態を許さない。このことを私はかたく思ひますし、また国民の意思できまると、国民がきめるのだということを申し上げておるのも先ほど来からもう口がすっぱくなるほど申しておりますので、誤解がないと思ひます。どうか、憲法問題につきましてもあまりこじつけた議論をなさらないようにお願ひしたいと思います。

また、先ほど来から申すように、憲法問題はなるほど重大な問題です。重大な問題です。これはもう国民が許さない、かように言われますが、もしも変なことをすればそれは国民が許さない。これは共産党の方が使われる国民、人民というだけではございませぬ。これは必ず私どもの信頼する国民もそういう事態を許さない。このことを私はかたく思ひますし、また国民の意思できまると、国民がきめるのだということを申し上げておるのも先ほど来からもう口がすっぱくなるほど申しておりますので、誤解がないと思ひます。どうか、憲法問題につきましてもあまりこじつけた議論をなさらないようにお願ひしたいと思います。

また、先ほど来から申すように、憲法問題はなるほど重大な問題です。重大な問題です。これはもう国民が許さない、かように言われますが、もしも変なことをすればそれは国民が許さない。これは共産党の方が使われる国民、人民というだけではございませぬ。これは必ず私どもの信頼する国民もそういう事態を許さない。このことを私はかたく思ひますし、また国民の意思できまると、国民がきめるのだということを申し上げておるのも先ほど来からもう口がすっぱくなるほど申しておりますので、誤解がないと思ひます。どうか、憲法問題につきましてもあまりこじつけた議論をなさらないようにお願ひしたいと思います。

また、先ほど来から申すように、憲法問題はなるほど重大な問題です。重大な問題です。これはもう国民が許さない、かように言われますが、もしも変なことをすればそれは国民が許さない。これは共産党の方が使われる国民、人民というだけではございませぬ。これは必ず私どもの信頼する国民もそういう事態を許さない。このことを私はかたく思ひますし、また国民の意思できまると、国民がきめるのだということを申し上げておるのも先ほど来からもう口がすっぱくなるほど申しておりますので、誤解がないと思ひます。どうか、憲法問題につきましてもあまりこじつけた議論をなさらないようにお願ひしたいと思います。

○羽生三七君 やはり、憲法に關連するんですが、すでにこれは古い古された問題でありますけれども、佐藤總理には、總理になられてから私初めてでありますからお伺いしたいと思つてます。  
先ほどちょっと触れた防衛庁の第三次計画三兆円、これは防衛庁の構想で、別に政府がまだ決定したわけでもないし、あるいは国防省昇格も防衛庁の考案ではあつても、これは政府の決定がどうかまた疑問でありますから、そのことにはまたあとから時間があれば承りますけれども、問題は一体どこまで防衛力をふやせば憲法の限界になるのか、この問題は久しく論議されておらない。その限界というものはどこにあるのですか。ほとんど無制限なのではないか。制約というものは、単に予算上の制約があるというふうなそんなことでは問題になりません。どこまででもこれはつまり先ほどごたごたしておるときに防衛庁長官にちよつとこへ来られて相対的な問題だと言われた。だから結局相手が強くなればこちらもふやすし、際限がないですよ。だから現行憲法で許される範囲の自衛力の限界というものは、いまのところ私は限界を越えていると思つてますが、それはとにかく、その限界はどこにあるのか。その問題をはっきりしていただかないと、あとの議論ができませぬので、はつきりお願いします。

○國務大臣(佐藤榮作君) たいへんむずかしいお尋ねでございます。これはおそらくそんな抽象的じゃだめだと言われるかと思つてますが、これは申すまでもなく、自衛のために必要な防衛力ということでございます。さらにこれが国力、国情に適合した防衛力、整備をする、こういうふうな考え方でございますから、条件が次々に加わつてきておられます。したがって、どういふものかというものを、具体的に示すことは非常にむずかしい。しかし、ただいま言われるように、相手方もあることだから、だんだんふやしていくというのは、これは無制限じゃないか、こういう御疑念もあります。しかし、そういうことにつきましては、これは羽生君もいままでも御指摘になつておられるように、今後は軍備というものが縮小傾向のほうにいく、そういうふうな努力もして、いわゆる環境の整備をするということにわれわれは努力していかなければならぬこと、かように思つてます。ただいま申し上げ得ることは、抽象的なことでたいへんお気の毒に思つておられますが、これより以上お答えは……  
○羽生三七君 いや、別にそんなに謙遜して持つて回らなくてもいいですが、そうすると無制限ということですね、その理解していいのですか、無制限であるか。  
○國務大臣(佐藤榮作君) 詳しくは防衛庁長官にお願ひしたいと思つてますが、ただいま申し上げましたように、無制限だと言つて、国力、国情に相応したというものを条件としておられます。無制限と無制限というわけでもございせん。  
○羽生三七君 それはこれを国力といつて予算の何多量といふことは、これは問題にならぬと思つておられます。国情といふは周囲の客観情勢これを見なければならぬ。それにしても、そういう条件があれば幾らでも伸ばせるということになるわけですね。だからほんとうにこれが限界だといふものがなかつたならば、歯どめがなかつたならば、公債発行論じゃないけれども、これはもうほんとうにどこまでもいけるんじゃないですか。ただ、いまの日本の経済力からいってGNPの二割まではちよつとむずかしいとか議論がおりますけれども、そういうことが制約要件、根本的にはほとんど限界はないという考え方に通ずる御答弁じゃないかと思つてますが、いかがですか。  
○國務大臣(松野頼三君) 羽生委員も当委員会において先般お尋ねになつた経験もございまして、当委員会でも四回ばかりこの問題ではいままでも質疑が行なわれております、やはり限界について。その当時の限界といふのは相対的なものであることが日本からいへば第一義、第二義的には相手方から見るならば、日本が脅威を与えるような戦力を持つこと、これは相手方であろうかと私は思つておられます。国内的には相対的に日本の自衛が完全に守れるという限界、相手方でありならば日本が侵略する

る能力とか侵略する兵器とかいふものをそろへ得ないという限界、これが自衛権といふものの限界であらうと私は思つてます。予算の金額といふものはこれは問題になつておりません。しかし今日議論する前に、日本の防衛力といふものがまだこの限界に達するほど膨大なものではないかといふことが、これはすでに議論が尽きておりました。したがつて予算が二割ならどうだ、三割ならどうだといふ議論ではないと私は思つてます。要するに、日本としては日本の自衛をする限界である。相手方に脅威を与えない限界である。それは何だと言へば、日本の国からいへば、相対的に日本が防衛できる性能とその戦力を持つという限界、これ以外に限界という議論は、いままでも今後も出てこないんじゃないかと思つてます。  
○羽生三七君 きょうはいろいろ議論にあまう時間をとりたくないから簡単にしておきますけれども、長官はいまそう言われましたが、しかしこの前私が前長官にお伺ひした際には、この陸海空三軍をアジアの諸国と比較した場合、中国本土—北京政府は別として、たとえば地上部隊では韓国が多い、しかし空海では圧倒的に日本が優位であるといふことを言われておるわけですが、地上部隊の問題が除外しては、韓国の地上部隊を別として、それはそんなに見劣りする力ではない。そうすると、問題は中国でしょう。これはベトナム戦争との関連で一つの問題点が出てきますから、これはあとにお尋ねいたしますが、さてそこで、世界軍縮会議、これが開かれて国際的に軍備縮小といふようなときには、日本の自衛隊はどういふことになるのか、その関連はどういふことになるのか。  
○國務大臣(松野頼三君) そのような提案は、まだ私どものほうにございせんし、私のほうは戦力といふ意味で今日自衛隊といふものを持つておるわけじゃないと思つておられます。戦力としての軍隊といふものでなしに、日本の防衛力。私はまだそういう會議の提案も何にも聞いたことが

ないのですが。  
○羽生三七君 提案のあるとかないとかいふ問題じゃないのです。私の言いたいことは、いまのお尋ねのことが別に私の中心問題じゃないのです。だから先ほどの、ちよつと午前中の議論にもなつたように、すべて国の安全ということに、防衛力だけにウエートをかけておる。外交がないとは言いませんよ、絶無とは言いませんよ、しかもその外交が必ずしも緊急緩和の方向に私どもは沿つておるとは思わぬ。それは見解の違いかも知れませんよ。平和外交の認識のしかたでこれはかなり相違が出てきます。そこでそういう防衛力に非常なウエートをかける政府の外交方針は危険である。そこで国際緊張緩和という手段を、つまり日本を取り巻くアジアの諸情勢の中で防衛力の増強を必要としないうる国際環境をどうしてつくつていくか、そのことをもつと真剣に考えないで防衛問題を論議しておつても、全然意味がない。特に先ほどごたごたが指摘されたように、核兵器の競争なんといふのは、めつた起ころとは思いません。起こればこれは人類共滅である。したがつて、小泉前防衛庁長官が言われたように、局地戦程度は維持できる能力を、現に自衛隊は持つておる。これは松野長官に言われれば相対的なもので、ことしの三月の時点だと言われればけれども、それはとにかくとして、そういう議論から私は次にベトナム問題を考へてみたい。  
さてそこで、このベトナムの問題でありますけれども、これはことしの臨時國會のとき以来、總理のお考えを伺つていないわけですね。したがつて、その後日本政府はベトナム問題についてアメリカその他の国と何らかの交渉を持つておるのかどうか、まずこの点をお伺ひいたします。  
○國務大臣(佐藤榮作君) その後交渉を持つておりません。  
○羽生三七君 それは非常におかしいのであります。私はベトナム問題一本にしようとして質問いたしました。この前の臨時國會で、その二時間にあつた質問の中の總理の御答弁の大意は、ベトナム

問題について日本はアメリカとも話し合いをして  
おるし、他の友好諸国ともそれぞれの機關を通じ  
て積極的に話し合いをしておる、そういう答弁を  
なさっておるわけですね、何にもやっておらぬの  
ですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) その後の変化があるか  
というところでございまして、その後の変化はな  
い、がよりに申し上げたのでございまして。

○羽生三七君 その後何らの交渉も持たぬ、いま  
ベトナム情勢の変化じゃないですよ。日本の外交  
の方針としての問題であります。これは外務大臣  
でもいいです。その後何らの交渉がないのか、他  
国と。アメリカあるいはその他の国と。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 情勢についての意見  
交換はないことはございませんが、特に目立った  
ものはない、こういう状況であります。

○羽生三七君 これは外務大臣でよろしいのです  
が、ベトナム戦争の見通しはいかがでありますか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) これはまあ聞いたり  
見たりした話であります。(笑声) 大体の情勢は、  
米軍の兵力増強が御承知のとおり非常な膨張を来  
たしております。それでむしろ南越の政府軍とそ  
の敷においてかなりまあ適応しておるのではない  
かという状況でございまして、したがって、ベト  
コンに対する戦局はかなり有利に展開しておる、  
こういう状況でございまして。

○羽生三七君 米軍に有利にベトナム戦争が展開  
しておるといふ、こういうお話であります、外交  
方針というものが一体日本に存在するのかわら  
ぬかというのを、私は実は疑いたくなるのです。  
それだから、このベトナム戦争について、特に北  
爆ですね、北爆だけが問題じゃありませんが、北  
爆については、いまアメリカの立場を黙認する態  
度を日本はとっておられるわけですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 従来の方針と変わり  
ございせん。ただいま申し上げたのは、南越地  
帯における対ベトナムの戦況は、有利に展開して  
おるといふことであります。もちろんその南ベト

ナム軍の中には、アメリカからの投入された軍隊  
も含めての話であります、地上兵力を増強いたし  
まして、従来よりも戦勢は有利に展開しておると  
いうふうに受け取っております。

○羽生三七君 これは漸次聞いていきますが、そ  
れで、たとえはこのベトナム戦争は、最近の、い  
ま外務大臣の答弁にもあらわれておったように、  
米軍のこの強気に押されて、日本はこれを黙認し  
ておる、こういう態度だろうと思はます。たとえ  
ば総理が先ほど言われたように、北からの侵透が  
ある以上はやむを得ないというふうな、こういう  
立場で実質上アメリカの北爆等はやむを得ざるも  
のとして認められておるのではないか、これは  
日本の外交態度でしよう。ところがこの最近の情  
勢を見ると、そういう一方的な判断にもかかわら  
ず、ベトナム戦争は際限のないどろ沼に入つて  
いきます。いよいよそれは深いどろ沼に入つて  
えはニューヨークタイムスは二十一日の社説で、  
北爆の停止を再び呼びかけることも、さらに南  
爆、南ベトナムの爆撃についても述べておるよう  
であります。すなわち、こういっておられます。

「このように空爆の激化に伴って、南ベトナムの  
村落や部落民に大きな犠牲をしいる結果、タイな  
どの、共産主義の脅威に当面している隣接国など  
は、米国の「防衛」してもらいよりも共産主義者  
の支配を受けたほうが犠牲は少ないのではない  
か、といった疑問さえ出はじめています。こう伝  
えておられます。また南ベトナムの脱走兵はすで  
に八万をこえているといわれております。しかもア  
メリカはこの戦闘をやめる意思は毛頭ないとい  
う、時期が来れば、何かこれを続けておれば話し合  
いに相手は応ずるのではないか、こういう期待を  
持っております。確かにいろいろな動きがありま  
す。あるが、依然としてやはり北ベトナムも強い態度  
をとっておるし、ベトナムもまた同様な態度であ  
ります。ほとんど隙限がない。しかし、このまま発  
展していくならば一体どこまでいくのか、先ほど  
申し上げたようなその結果、さらに中国の介入と  
いうようなことでも起こるならば、これはたいへ

んな事態に発展していく。そうであるならば、や  
はりこれは最小限の条件ですが、長期にわたる北  
爆停止等をアメリカに呼びかけて、そうして反応  
を見る。私は前に申し上げましたように、人のほ  
おを片手でなくって右手で握手を求めて、握手  
に必要でないでしよう、こう言いました  
が、確かにわずかに数日間北爆停止をやりまし  
た、反応はなかった。しかし、これほど重大な問  
題を討議するのに、五日や六日で態度がきまるは  
ずはございせん。ただ一つ考えられる道は、長  
期にわたって北爆を停止して、そうしてその中  
で正当な民族自決という方向を確認しながら話し合  
いの基礎を、この糸口を見つけて、こういふこ  
とでなければならぬと思ふ。ところが、いまの総  
理にしても外務大臣、ことに外務大臣の御答弁で  
は、まるで米国の政策を正当化して、それだけ  
も戦争を拡大していくことについて何らのこれを  
阻止する、ただ北爆のむしろ強化、そののみが唯  
一の解決手段のように受け取られる。このように  
見てくると、これはもう先ほどの中国問題とい  
い、それから韓国・朝鮮問題といひ、あるいはこ  
れらのベトナム問題、一方の陣営にだけ組して、  
そうしてさらにこの問題を拡大していく。自由  
陣営の結束だけが唯一至上の日本外交の命題に  
なっておるのではないかと、そういう疑いを  
持たざるを得ない。この時点においても、日本は  
やはり依然としてアメリカに対して同じ方針をと  
られるのか、あるいは何らかの呼びかけをする、  
その資格が日本にどれだけの別でありますか、  
が、そういう意思を持っておられるかどうか。こ  
れはひとつ総理でもよろしい、外務大臣でもよ  
ろしい、お伺いいたします。

○國務大臣(椎名悦三郎君) ただこの問題を、表  
面上、戦争、軍事行動だけで判断はできない。や  
はり、何がゆゑにこの戦争が起つたのである  
か、その戦争目的といふものから掘り下げて考え  
なければならぬと思ふのであります。そういう  
意味におきまして、われわれはやはり自由陣営の  
自由と独立を守る、そういう目標のためにその軍

事行動をやむを得ずやっておるものと、戦争の抜  
大いにかんにかかわらず、あるいは不拡大とか、  
そういう問題ではない、戦争が熾烈になることか  
あるいは下火になるかというふうな問題でこの問題  
は判断すべきものじゃない、そういう戦争目的と  
いふものから割り出して考える必要があると思  
ふのであります。こういう意味において、従来日本  
政府としては、アメリカの軍事行動といふものに  
対して考へておる方針、考へ方、これは不変で  
ございまして。

○羽生三七君 はなはだ残念な御答弁でして、こ  
れほどの不幸な事態のもとで、しかもこれが拡大  
すればどういふ事態にもなりかねない。先ほど私  
が申し上げたように、総理がどんな決意をされて  
も、その決意も吹き飛んでしまふほどのすさまじ  
い客観情勢にもなりかねないのです。そういう  
事態の際に、戦争目的のためにはやむを得ぬとい  
うふうな、そんな自由陣営のことだけができるの  
でしようか。結局、自由陣営のことがその結  
束、その団結、その行動、これを支持することだ  
けが日本の唯一の外交方針と言われても、これは  
しかたがないでしよう。心胆をくだいてベトナム  
問題の終結の方途を探るべきである、その熱意す  
らないのですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) この問題について  
は、たびたび総理からも御回答申し上げておると  
ころであります、とにかく一日も早く終結する  
ことは非常に望ましく、日本といたしまして東  
南アジアの静穏であるといふこと、これは近接な  
日本の利害につながっているものでございませ  
ん、あらゆる機会においてその方法を、もし日本  
としてその立場において探し出すことができ、  
その努力をもちろんすべきであり、また意っ  
ておるわけでもございせん。ございせんけれども  
も、とにかくそういう問題は吹聴しながらやれ  
るものじゃない、あらゆる機会にそういうチャン  
スをわれわれは見詰めておるわけでありませ  
ん。遺憾ながらこれは相手のある問題であつて、あくま  
でこの侵略行為を向こうがやめない、南ベトナム

自由と独立を守る、そういう目標のためにその軍  
事行動をやむを得ずやっておるものと、戦争の抜  
大いにかんにかかわらず、あるいは不拡大とか、  
そういう問題ではない、戦争が熾烈になることか  
あるいは下火になるかというふうな問題でこの問題  
は判断すべきものじゃない、そういう戦争目的と  
いふものから割り出して考える必要があると思  
ふのであります。こういう意味において、従来日本  
政府としては、アメリカの軍事行動といふものに  
対して考へておる方針、考へ方、これは不変で  
ございまして。

○國務大臣(椎名悦三郎君) ただこの問題を、表  
面上、戦争、軍事行動だけで判断はできない。や  
はり、何がゆゑにこの戦争が起つたのである  
か、その戦争目的といふものから掘り下げて考え  
なければならぬと思ふのであります。そういう  
意味におきまして、われわれはやはり自由陣営の  
自由と独立を守る、そういう目標のためにその軍

事行動をやむを得ずやっておるものと、戦争の抜  
大いにかんにかかわらず、あるいは不拡大とか、  
そういう問題ではない、戦争が熾烈になることか  
あるいは下火になるかというふうな問題でこの問題  
は判断すべきものじゃない、そういう戦争目的と  
いふものから割り出して考える必要があると思  
ふのであります。こういう意味において、従来日本  
政府としては、アメリカの軍事行動といふものに  
対して考へておる方針、考へ方、これは不変で  
ございまして。

○國務大臣(椎名悦三郎君) ただこの問題を、表  
面上、戦争、軍事行動だけで判断はできない。や  
はり、何がゆゑにこの戦争が起つたのである  
か、その戦争目的といふものから掘り下げて考え  
なければならぬと思ふのであります。そういう  
意味におきまして、われわれはやはり自由陣営の  
自由と独立を守る、そういう目標のためにその軍

の独立と平和というものが唯一の目標でありますから、その問題から割り出して、今日の状況に変化していく、こういうふうな了解をしておる次第であります。

○羽生三七君　そういう御答弁をなさると、また論争の種が出てくるのです。あの状態を平和のためにやむを得ないと、自由のためにやむを得ないと、自由とは何ぞや、こうまた反論したくなるわけですね。アメリカはあのやり方が自由陣営の防衛だと言われ、片方から言えば民族自決の自由を欲しておるわけですね。ですから私は、私のイデオロギイで言っておるのではない。きょうは総理も先ほどイデオロギイは社会党は言われると言われなければならない、きょうの政府の議論を聞いておいていただければわかりますように、一貫して政府のほりがイデオロギイでしよう、私はそう思う。そんなことで問題の解決にはならない。特にくどくになりますけれども、日本の現在の自衛隊の力で、ほぼ局地戦程度はささえることができる。あるいは近隣諸国も、韓国の地上部隊を別にすれば、近隣諸国に比べてもひげをとらない程度の空海の力を持っている。そうすると中国になる。この中国はベトナム戦争の拡大を阻止して、これが参加するような条件さえなければ、これは日本としてもいまの防衛力の問題のみならず、この日本の安全については非常な条件ができてくるわけですね。そういう努力を何ら私一人で、総理が施政方針演説で、平和のために国民の努力を背景に積極的な努力を傾けておる。何をやりになつておるのか。一番冒頭にそれを承ったが、それは経済援助も確かに平和の道には違いないでしよう、援助のしかたもありませんけれども、それにしてもこれでは日本外交というものがあまりにもなきげないではないですか。特に先ほどの権名外務大臣の御答弁のように、戦争目的のためにやむを得ぬというふうな、そんな考え方でこのいまの激動するアジアの情勢の中で外交ができると思いませんか。いかがでありますか。

○国務大臣(権名悦三郎君)　だんだんこの世界の世論も変わってきておられますし、しかし戦争は片一方でやっておるわけではない。とにかく無条件でアメリカが南ベトナムから出ていくというわけには、これはどうしてもまもらない。南ベトナムの大多数の人民に基づく政府の要請によって、北越の侵略から独立と平和を守ると、そのためには手をかしてくれというわけで、アメリカがこの問題に介入したわけでありまして、私はこの取捨のいチャンスというものは、いすれくると思いますが、ただいまのところはすべて手詰まりである、そういう状況で推移していると思えます。

【委員長退席、理事草葉隆園君着席】

○羽生三七君　この自由の防衛のためにやむを得ぬと言われますけれども、先ほど申し上げたように、ニューヨーク・タイムズですが、共産主義の脅威に当面しておるタイ国すら、これほどのたいへんな犠牲が出るならば、ベトナムですね。それならむしろ共産側に支配を受けたほうがかえって犠牲が少なくて済むという議論も出始めておる。政府に再び警告を発しているわけですね。ニューヨーク・タイムズのこれは二十一日です。ですからパドックスになりますけれども、逆説的に言え、むしろそういう勢力を助けておるのはいまのアメリカの政策であるし、自由陣営の一部における動きだとして、自由陣営の一部における動きだとして、これはいままやそういうこの世界の緊張緩和、あるいはひいてはアジアの平和を確立する道が、いまの日本のこの外交ではそれを實現することは非常に困難である。それを私はきょうは申し上げたかったわけですね。そういう立場で、たとえば日韓条約を見なければ、ただ韓国という一部分を抽出して、これがアジア外交の始まりであり、平和の出発点だということ、いますつきょうの一日の議論を通じて、どこに平和とつながるところがありますか。いろいろな意味で危険というものを内包しておる。

これは同僚議員が適切な指摘を後日なさると思いますが、私の言いたいことは、今日の事態において必要なことは、日韓案件のように國論を二分するような重大な案件、あるいは北鮮はもとより北ベトナム、中国、あるいはソ連、これは激しくこの日韓条約を批判しておる。そのような条件の中で、きょうは北ベトナムが批判をやりました、かなりきびしい批判であります。そういう条件の中で、しかも衆議院におけるああいふ強行採決というふうなことでして、この善隣友好、平和外交というものがはたして實現できるのかどうか、この憂いを持つのはひとり私だけ、社会党だけではないと思えます。でありますから、もしこれがアジアの平和外交の始まり、アジア外交の始まり、あるいはそのスタートであるとすれば、たとえ北鮮についてはどうする、中国についてはどうする、ベトナムにはどう対処する、あるいはソ連とも平和条約を實現する、そういう問題があるでしよう。またそういう緊張緩和の努力をしてこそ、初めて沖繩返還の条件が出てきます。北方領土も返ってきます。私はソ連へ行つて最高指導者と長時間の会談をいたしました。それ領土問題なんかも平和ということが非常に重要な条件であるということ、長時間にわたる、約六、七時間にわたる会談でこれをくみとることができました。もちろんその時期がこななければ、われわれは沖繩問題についてだまっておるというわけではない。不断に要求は続けます。しかしそれにもかかわらず、もっとも早い沖繩返還、あるいは北方領土返還の道は極東にそういう脅威が、戦争という危険がなくなる、安全というものが訪れる、これが必要な条件ではないでしようか。そういう一連の外交努力を払うことが重要な当面する課題であるにもかかわらず、なおかつ今日の一部御答弁に見られたようなこの強い姿勢で臨まれている、はなはだ遺憾であります。そういう意味で私も日韓問題、その内容個々については項目別に同僚議員があとからお尋ねいたしますので、

きょうはこれに関連する背景をなす國際情勢をお尋ねしたわけでありまして、いかがでありますか。

○国務大臣(佐藤榮作君)　あえてお答えいたしますが、あえてお尋ねするのは、ただいまは御意見を伺ったように思いますが、その中でお話しにありましたように、極東に安全が訪れる、このことが最も私大事なことだと思えます。この極東に安全が訪れる、そうすれば北方領土も沖繩問題も解決するだろう、確かにそのとおりだと私は思っています。この極東に安全が訪れる、またわが国の安全もそれによつて確保される、こういうことが望ましい姿だと思えます。私どもがただいままで申し上げる平和に徹する、あるいは日本の国の安全をまず第一に考える、かように申しましたも、これは空想であるかも知れない、これが御指摘でもありません。しかし私はこれがただいまわが国の置かれておる命運だ、かように考えます。幾ら直ちにその効果が出てこないにしても、私どもは平和に徹しておる、この態度はぜひとも堅持したいし、またそういう意味でアジアの平和あるいは國際的な平和、それに寄与すべきだ、かように私は思っています。ただ日韓交渉そのものが國論を二分しておる、かような言い方でございしますが、これは確かに國論が、日韓交渉に賛成の者、反対の者もありません。しかし二分しておられるというのはどういう意味なのか。もしもフィフティ・フィフティで國論が対立しておる、かようにお考えならば、私はさようにには認めない、世論調査等も二、三の新聞でやられました。そのいづれもが四五%がこれを支持しておる。一、二、三%が反対だ、こういう状態である。かようなことを考えますと、これはいわゆる國論が二分しておる、こういう形ではないに思っています。大多数の国民はそれを希望しておられます。心から願つておられます。このことは最も大切だと、かように私は思いますが、この國內の世論の動向というのは政治家として絶えず注意しておるわけでありまして、不幸にいたしまして、

社会党の諸君は、私どもの見るところとはだいぶ違っていると思います。どうか社会党の諸君も、この困論のあり方、あるいは世論の動向、これを正しく認識していただいて、私どもと結論が同一になれば、ただいま承認を求めておきます案件等につきましても、在来のような考え方にこだわられないで、いわゆる国民とともに政治をする、こういう態度になられることだろう、かように思います。

○羽生三七君 これまで終わりますが、その困論二分の考え方は、私たちは、野党最大の社会党、あるいは参議院では公明党、もちろん共産党もありますが、そういう少なくとも国民の審判を受けて出てきた者が、こうして議会の中で二つに分かれて論議していることを言っているわけで、国民投票をやったわけではありませんから、それはフイ・フイ・フイ・フイ・フイであるかどうかはわかりません。それはよろしいのです。しかし、これは最後に、質問ではない、私の考え方を申し上げますけれども、くどくど申し上げますように、総理がこれほど平和に徹すると言われながら、その裏づけとなる具体的な事実を、私は、アジア、日本を取り巻く近隣の外交について何ら具体的な事実を見受けることができない、これをあえて私は今日指摘したわけでありませぬ。

なお、このほか、先ほどお尋ねした防衛庁の国防省昇格問題、あるいは予算に関する問題等もありますけれども、だいたい時間もたちましたので、本日はこの程度にしておきたいと思ひます。(拍手)

○理事(草葉隆圓君) 木内四郎君。(拍手)

○木内四郎君 私は、過去十四年間の長きにわたって懸案でありましたこの日韓条約その他の案件が今日妥結を見ました、ここにわれわれの承認を要求されておる、ここまでの段階になってまいりましたこの間における総理、閣僚また外務当局の方々の非常な御勞苦と御努力に對しましては、衷心敬意を表し、かつ、感謝を申し上げたいと思ひます。

うのでございます。

この条約の審議につきましては、いろいろな経過を経てまいりましたが、期間はそう長くありませんでしたけれども、衆議院におきましても相当審議をされました。また、本院におきましても、本会議の審議、また、当委員会の審議におきまして、いろいろ質疑応答が繰り返されましたし、ことに衆議院におきましては、わが党の小坂代議士、田口代議士、また、本院におきましては、本会議におきまして草葉委員から詳細な質疑がありまして、これに對して総理はじめ閣僚、政府委員の方々から懇切丁寧な御答弁がありまして、条約案件関係の大筋につきましても、大体これを解明することができたと思ひます。私には、そういう意味におきまして、また私が再三質疑を延ばされましたが、いろいろな議事の都合であまり長い時間もさかれておりませんので、この際数点につきましても、ひとつ総理はじめ閣僚の方々の御意見、あるいはまた政府委員の御説明をお願いしたいと思ひます。

ところで、それに入ります前に、この本案件の審議をめぐりまして、衆議院におきましては相当波乱がありました、これに對しては国民も非常な関心を持ち、かつ、非常な心配をしております。また社会党の諸君も、きのうからの御質疑にありましたように、いろいろ御心配になつておりますし、私どもも非常に心配をいたしております。また、総理は一そう深く心を悩ましておられるように拝見するのであります、この点につきましても、議院民主主義という見地から総理に對してましてひとつお伺いをしてみたいと思ひます。

実は私は、先日大学の先生方、これは法律、経済を研究しておるような、政治を研究しておる人々やございませぬ。科学の研究しておる学者の方々と会ひまして、そこで議院民主主義などを話したところ、これは私の言うことではありません。この科学者の先生方の私に言われることですけれども、あなたはいろいろこの議院民主

主義のことについて言われたけれども、どうも今度の国会の審議の状態を見て、初めから、もう召集の当初からどうも議院民主主義の土俵の外へ出ているのではないか。自分たちは専門ではないし、政治のことにはよくわからぬけれども、科学者としてのごとの自体、本体を把握するということ、自分たちは常にそれを任務としておるから、今度のこの問題についても、自分たちの考えをもつてすれば、初めからもう民主主義の土俵の外へ踏み出しておる。自民党のほうは、政府のほうにおいて多数の国民の支持を得て政治、外交、行政の責任を持つておるその政府が、責任を持つて韓国と締結した条約を国会に提出しておる。そしてこれはすでに参議院の選挙の洗礼も受けておる。しかも国民の多数の——絶対反対しておるものは、きわめて少ないように、新聞社の世論調査などによるときわめて少ない反対しかない。大多数の者の支持を受けておるこの案件に對して、絶対反対、しかも、三分の一しか議席を持っていない者が絶対反対、絶対阻止、粉碎、しかも実力をもつて阻止しよう、力が足りなければ院外の勢力まで動員してこれを粉碎しようということ、すなわちもう議院民主主義の土俵の外へ出ている話だ。国会召集の当初からこの国会はすでに土俵の外へ踏み出しておる。議院民主主義の態度であり、これを極端に言へば、議院民主主義に對する否定の宣言である。それに対して、国民の支持を得て政治と外交と行政を担当している自由民主党は、一方はあくまで阻止する、これが野党ならば拱手傍観できるかも知れぬけれども、政治と外交と行政の責任を持つておる、これは突破しなければならぬ、そういう結論に当然なつてくる、われわれはそう事態を見ておる。われわれは科学者で、人工衛星の軌道などについても、これは測定することが出来る。この議院民主主義否定の宣言、これの弾道については、別に計算機を用いなくても結論はわかっている。どこへ落ちるかわかっている。自分たちだけじゃない、国民もわかっている。ところで、衆議院において一たび強

行突破があると、それに対して、議会は審議を尽くせというようなことを言う。それならなぜ二十日間も二十数日間も審議を怠つておるときに、これらの人々は審議を尽くせと言わないか。ことに参議院においても、聞くところによれば、このごろ予備審査といつて、衆議院に出せば、参議院も委員会に付託をして審査しなければならぬと聞いておるが、一月余りもその付託もしないで、審議もしないでおる。それじゃいかぬ。ことに強行突破をして衆議院から参議院に送つてこられる段階になると、新聞でもラジオでもテレビでも、どうしたら議院民主主義を守ることが出来るかといふことで座談会をやつたり、いろいろなことをして、記事に出たり放送されたりしておる。これはとんでもない間違いだ。初めからないものを守るといふても、守りようがない。むしろ、これから議院民主主義をどうしたら築いていくことが出来るか、こういうことならわかる。ないものを守ろう。これは非常な間違いだと思ひます。政治家の諸君もひとつしつかりしてくれないければ困るということ、私は科学者たちの集まりで聞きました。ところで、最近また、ある私はことはよくわからない人ですけれども、野党の委員長の方が私の郷里に来て、駅の前で議院民主主義を守るといふ演説をされました。おひざ元の善光寺さんの仏さんにまで訴えたという話、御本人は非常にあゝ気持ちよく話をしておられたらしいけれども、聞いた人は何と言つたか。野党第一党の委員長が、自分たちが議院民主主義破壊の種をまいておきながら、反省することなしに他人の非だけ責めておるようじゃ、まあ日本の議院政治もどうにもよくならないだろうといふことを言つたという報告を受けています。私は民の声は神の声だということも聞いておりますけれども、仏さんの声でもあつたらぬ。そこで、私自身もこの問題に對しては、社会党の諸君などと同様、あるいはそれ以上に心配しております、いろいろな人に意見を聞いてみました。自由民主党が強行突破したこと

は、あれはやむを得なかつたのだという人が相当ある。がしかし、長い間、二十日間余りも審議に入らないというこの国会の態度に対しては、ほとんどすべての人は、口をそろえて強く非難しています。そこで私は、こういふ状態であるならば、国民の国会に対する信頼というものは地を払う。私は非常にこれは残念なことだと思ふ。そこで私は、二十日間も審議に入らなかつたということ、これはやはりまあ野党の責任だと思ふのですが、しかし同時に、長きにわたつて審議に入らせなかつた、そのままにしておいたという点においては、やはり与党においても責任はないとは私は言えないと思ふ。と同時に、自民党が強行突破を言つた。これも好ましいことではない。これに對しては、やはり野党の諸君の責任がないとは私は言えない。そこで、与党においても野党においても、この際は深く反省をして、そうして何とかしてこの議院民主主義を守つていくことになければ、どうしてひとつ築き上げていくかということに心を砕かなければならぬ、こういうふうに私は考へておきます。ところで、それは双方とも深く反省をしなければならぬと私は思つておきます。そこで私は前から、これは笑ひ話みたいなものですが、政治物理学というのを言つておきます。物事は極端に行けば極端に返る、機械になるだらうといふことを考へておられるのですが、この機械は私はずいぶん悪いほうからいへばひとつと交換するよう努力しなければならぬじゃないかと思ふ。お互いに努力しなければならぬじゃないかと思つておられます。そこで、総理もいろいろこの点については本会議などでも御答弁になりましたし、心持ちはよくわかつておられるのですが、私は何れにしても、先例はどうであらうとも、法規はどうであらうとも、少数の人が賛成しなければ議運もまたほかの委員会の理事会も開けないとか、本会議も委員会も開けないとか、あるいは日程もきめられないとか、あるいは議案もきめられないといふような状態では私はうまくいかないのじゃないか。もちろんこの少数派の意見は十分に聞く。これは必要ですけれども、これには時間的にも制限がある。そこで、まともでない際にはひとつ議運においても理事会においても決をとつてそれで済む。ひとつたびきまったら反対した人もこれに従うということになければ、私は国会の運管、議運理事会、また本会議、委員会、この運管はうまくいかないだらうと思ふ。三人アウトになつてもチェンジにならぬ、あくまで自分が打つのだというやうなことを言つておつたんじゃないかと思ふ。やはり三振したらアウト、やはりルールを守るといふことでは私はいかぬと思ふ。そこで、そういう意味におきまして私は深くお互いに反省し、そして国民の信をつなぐことができるやうにしなければならぬといふことを考へておられるのですが、もちろん総理も御異議があるはずはないと思ひますが、こういう点に對しまして、今回の日韓案件の審議に關連しまして総理のお考えをひとつ承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 過日も衆議院の議事の運び方につきまして、社会党の諸君のお尋ねに私が答へたつもりでございますが、ただいままた大體同じような意味のお尋ねがございました。また同時に、反省のある、さすがに参議院は良識の府だ、それを代表されての御意見だ、かように実は敬意を表して何つたのであります。で、私は法規典例によつて、まあ先例も大事だといふことを申しましたが、悪い先例は先例でないのだ、こういうことで前進をしてもいいと思ひます。申すまでもなく、これは権威は認めていかなきゃならない。またルールは守らななきゃならない。ただいまたいへんかきやくに富んだ野球の例を引用されて御説明になりましたが、これがルールを守ることだ、かように思ひます。そのために最終的にはやはり決をとる、これが必要だらうと、かように思ひます。同時にまた、権威を尊重するといふことでもななきゃならぬ。権威を尊重するといふことには、議長あるいは委員長等が議事の進行について発言することがありますが、多くの場合にこれが聞かれておらない。早く早目に投票してくだされば申ししてもなかなか投票しない。いわゆる牛歩戦術はけつこうであります。足踏みをしないで前に進んでくださればいいと言つても、足踏みをしなければ前に進めないといふやうな議論まで出て、とにかくあとずさりはなさらないが、その道をふさぐ、こういうふうなことがやられておる。これなどは私は議長が発言、それによつて議事の運管をしていく、これが大事なことだと思ふ。こういうところの権威が認められなない。そういうことがどうしても議場が混乱するゆゑに思ひます。私は議長の指示を受けて本会議が運管されるならば、いままでのやうな混乱状態は引き起こらない。そこにいかにこのルールがよくなるか。この点はこれはもう衆参両院の議員の諸君でありますから、さういふ点を私が指摘するまでもなく百も御承知なんです。百も御承知なんです。が、やはりこれを絶対に成立をばはむ、阻止だ、こういうやうな立場に立ちますと、いま申し上げるやうな事柄が遠慮会釈なく行なわれる。これが国会の混乱を来たしたゆゑんでもある。そういう意味で多数党の与党が全責任を負うべきものだ、かような言ひ方をされますけれども、いわゆる全責任を負えない。しかしながら、多数党が多数責任は考へななきゃならない。しかし、少数党ももちろん運管については協力していかなくちゃならない。このことは申すまでもないのであります。私はかようなことをいろいろ考へてまいりまして、どうも日本の国には民主主義の議院制度なるものが合わないんじゃないのか、これがいわゆる国民としての不信であります。議院制度に対する不信であります。このことはたいへん私に心配にたえない。したがうして、ただいまのお話にもありましたが、われわれは戦後の新しい制度として民主主義に徹する、議院制度に徹する、議院制度を守り抜く、この形で日本の国は立ち上がったはずであります。だが、ぜひともこれは日本におきましてもりつぱに育つんだ、りつぱにこのルールが守られ、そう

して国民とともに政治ができるんだ、こういういい手本を示さなければならぬ問題だ。ところが、不幸にしてたまたま申し上げるやうな衆議院の結果になった。今度は大いに反省、自粛して、そして悪い先例は先例にしない、こういうことで今度は新しい行き方といふか、そうしてお互いに協力して、そして民主政治を守る。国民からとすれば批判を受ける、あるいは不信を招くやうな、そういう状態はもう二度とやらない、こういう意味で決意を固めたいと思ひます。これはいわゆる一徳総さんげ、戦時中の悪い意味のことを思ひ起こすやうなことは違います。社会党の諸君から、それは一徳総さんげに通じるものではないかと言われましたが、私はそうじゃない、私もか民主主義、これを守り抜くといふ、その立場に立てば悪い先例は、これは採用しない、そうして新しくよりよいものをどうしてつくるか、そこに努力がいきり、また反省がある、かように私は思ひます。そうしてそれは与野党とも、ともどもにその責任を分かち、そうしてりつぱな政治をして、そうして国民の負託にこたへる、これが私どものなすべきことではなければならぬ、かように思ひます。ただいまのお話のうちにもありました。が、国会は申すまでもなく言論の府だ、かように思つておられます。こういうところは絶対に實力の府ではないはずだ、だから實力——院内外の實力を動員してといふやうなことは、(それは形容詞だと呼ぶ者あり)これは形容詞にいたしましたも使つては使わぬことばがあります。どうかさういふ点、社会党の諸君も絶対阻止、破壊だ、かやうなことを言われる、これは形容詞であらうかと思ひますけれども、しかしいれゆる院内外の實力を動員して——これは私はいへん惜しむのであります。そういう意味におきまして、お互いに反省し、お互いに協力してりつぱな議院制度をつくる、そして民主政治の完成、その方向へ前進をはかる、こういうことであつてほしいと思ひます。

○木内四郎君 ありがとうございます。ところで先ほど私が法規、先例にかまわないということをお申しましたが、これは総理からただいまお話がありましたように、もちろん悪い先例、もしまた法規で悪用されるようなものがあつたら、これは勇気をもってひとつカットしていくということが必要だという趣旨で申し上げたのでありますから、そういうふうな御了解を願いたいと思つてお申します。

ところで、私は、アジア外交に対する基本的な姿勢、こういうことについて実は伺いたいと思つてお申したのでありますけれども、本会議において、草葉委員の御質問に対して総理から詳細にお述べになりました。また、本日は午前午後にかけてまして詳細に質疑応答が繰返されましたので、私は時間もありませんから、これは省略したいと思つてお申します。

これに関連してただ一言申し上げたり何たりしておきたいと思つてお申すのは、アジアの諸国は、ほとんど大部分は新興国であります。これから國を興そうとしております。そうしてこれらの諸國はいずれも政情の安定を得るために非常に悩んでおる。また、経済の面におきましても経済の発展のために非常に苦心しておる。ところが日本は先進國と言つちやどうかと思つてお申すのですが、先にスタートした國としてこういう経験をすでに経ておる。また、幸いに國民の努力によりまして非常に繁栄を來たしておるのであります。私はただ日本が繁栄しておる、繁栄してきておるといふことだけでは、このアジアの諸國の尊敬、信頼あるいは共感を得ることは困難じゃないかと思つてお申す。このアジアの諸國の悩みあるいは困難、これはわれわれがかつてすでに経験してきた悩みであり、困難である。これに対して深い理解をもつて、そしてこれを自分の悩みであり、困難であると感ずるようにならなければならぬと同時に、自分たちの繁栄をそれらの諸國に分かつのだという心がまえがなければならぬものだと思つてお申すのであります。総理も、善隣友好、仲よくするということだ

けでなしに、経済援助、経済協力ということを中心におつちやつてお申す。そういう御趣旨だろふと思つてお申すのであります。

【理事草葉隆圓君退席、委員長着席】

この日韓条約の扱ひ方につきまして、日韓条約は多年の懸案で非常に困難だ。したがつて、これに伴つて互譲——お互いに譲り合つたり、あるいは妥協もある、したがつて、これに対しては、あるいは少し譲り過ぎたのじゃないか、あるいは払ふ金額などについても少し多過ぎやしないかと、こういうような議論もあると思つてお申すのであります。これは私がいま申しましたような、われわれの繁栄をともに分かつのだというよきな心がまえをもつてこれに臨んでまいらなければならぬと思つてお申すので、こういう点につきまして、総理から御所信を承わりたいと思つてお申す。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私はお互いが繁栄し、そして生活が向上していく、ここにはほんとうの平和があり、そういうところに榮土ができるのだ、これを念願してお申す。そういう意味で、東南アジア等の開發途上にある國に対しては、日本がなし得る意味におきまして、経済的あるいは技術的援助をして、そしてその生活を向上させ、同時に、國自身として繁栄していくよきな道をとる、こういうことを実は考えておるのであります。そういう意味から、けさほどからいろいろお話し、御説明いたしましたように、東南アジア開發銀行の構想があつたり、そしてこれはもう具体化されようとしておる。あるいはアジア・ハイウェイの構想がある。これなどもたいへんな雄大な構想で、これから私どもが取り組むべき事柄だと思つてお申す。あるいはユニセフの問題にいたしましても、また衛生上の問題にいたしましても、同時に私どもが力をかすべきその分野が非常にあるわけでありまして、その今回の日韓交渉の問題にいたしましても、隣の國と仲よくするといふばかりじゃなく、隣の國が繁栄すること、そこに安定があり、その生活の向上があれば必ず隣の國はしあわせになる、そういうしあわせの國と日

本が隣同士であるということ、これはもう申すまでもなく日本のしあわせなんである。かような意味で、日本はできるだけのことをしたり、同時に日本に國民の負担も十分考へて、ただ情理だから、國民の負担も十分考へて、ただ情理だから、あるいは順法的な立場だけで、そういうものできめるわけにいかないことはもちろんであります。しかし、今回の交渉の経過を見ますと、十四年の長きにわたつた國際的にも最もむずかしい交渉だと言われお申すその日韓交渉ができたのであります。そういう意味で相互に互譲、妥協した、そういう点はこれはいふまでもないことでありました。したがつて、わが國におきましても、どうも日韓条約は少し譲り過ぎではないか、法的地位の問題についても、もう少しはつきりした主張をしないと國益に反するのではないか、あるいは経済協力も少し出し過ぎているのじゃないか、漁業の問題についても、どうも譲り過ぎだ。したがつて、漁獲量も在來のようにはないのじゃないかと、いろいろ不満があるようでありました。しかし、このことはわが國內にもあります。韓國政府に対する反対は、韓國民の一部から、どうも日韓交渉は少し譲り過ぎた、どうして韓國は韓國らしく日本に交渉しなかつたか、ことに不幸なる過去を思い出せば、つと日本に要求してしかるべきだと、こういうような話がかつと出ておる。これは確かに両方に不満があるということ、同時に、そのことは逆の言ひ方をすれば、双方が互譲の精神によつて妥協させたものだ、かようにも解釈できるであります。問題は、將來の日韓間が一体どうなるのだ、この互譲の精神で妥協したこの条約を基礎にすれば將來については十分希望が持てる、十分親善友好の關係を樹立することができ、また同時に、そういう意味でわれわれは努力しよう、こういうことになりまして初めてこの条約について理解もできるのであります。

しからば、この条約がそういう意味におきまして、一部ももちろん理論的でないものもあるかもしれない、これは妥協の所産であるという意味におきまして、また一部、法的地位のごとく、日本に難居し日本人であつた、こういうような立場から、や他の外國人に対するものとは特殊な待遇をしておる、こういうようなこともあります。ありますが、これらあたりは理論ではない。しかし、おそろくこれらの実情につきまして日本國民もよく実情を理解してくれておると、かように私は思つてお申す。したがつて、今日のこの妥協について調印をいたしましたことについては、國民の大多数は賛成をしてくださる、かように期待をいたしておるのであります。同時にまた、この条約を締結いたしました政府といたしましては、いままでの経験から申しまして、たいへんむずかしい事柄だがこれより以上のものもなかなかできないじゃないか、これをつくつたこと、これはもう、まず私は最善とは申しませんが、その両者歩み寄つたその所産としては、これ以上のものは考えられないじゃないか、かように私は思つてお申すので、これらの点も十分御理解をいたしたいと思つてお申す。

○木内四郎君 そこで、次には政府委員に伺いたいと思つてお申すのですが、この日韓条約案件は、わが國におきましては、いま総理からお話がありましたように、またいろいろ新聞などの世論の調査などから見ましても、絶対反対を表明している人はきわめて少ない。これに対して支持を与えておるほうは、与野党の比率よりもはるかに多い比率で支持が与えられておるし、しからは韓國においてこれをどう見ておるか。韓國全体としてはもちろんですが、各界はどんなふうに見ておるか、反響、世論というよきなことを、外務省において御調査があると思つてお申す、ひとつ政府委員から御説明を願いたいと思つてお申す。(朴政権の世論調査を出したらどうか)と呼ぶ者あり)と同時に、補いますが、反対の者があつたら、その反対の理由につきましてもお述べを願いたいと思つてお申す。



○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。まず、韓国内における全般の賛成、反対の色彩でございますが、向こうで三月に世論調査をいたしましたところでは、正常化賛成が大体六九・八％、反対が九・七％という結果が出ております。(どこが調査し、だれが集約したか)と呼ぶ者あり)

○木内四郎君 質問は私がやっております。

○政府委員(後宮虎郎君) それで、賛成をしております。経済団体、その中でも特に漁業対策委員会とか、韓国水産協同組合等、一番この日韓交渉に至大な関心を持っておる団体も賛成しておるわけでありまして、それから、一部伝えられておりました予備役将官十一名の反対論に對しましては、賛成の將官連の決議が百三名参加しているというような状況でございます。それから、一部伝えられておりましたキリスト教徒関係四十三名は、これがやはり賛成論の発表をしております。

なお、一般の新聞論調等を見ましても、最も野党系の色彩の強いといわれておりました韓国日報等でも、いまやすでに条約が締結された以上は、韓国政府が主体性を維持してこの条約の活用にあつたれば、この国の復興に寄与することができたらうという社説を出しております。同じく東亜日報等も、ふだんは相当野党的な色彩の濃い新聞でございますが、やはり現在となつてはこの条約の活用をはかることが大切であると、こういふふうになみ前向きな姿勢を出しているのが現状であります。

○木内四郎君 多少、九％ばかり反対があるというところでありますが、その反対している人たちの反対の理由はどういうところにありますか。

○政府委員(後宮虎郎君) これは国交正常化自体に對する反対ということではなしに、内容の点で、やはり譲り過ぎた、漁業の問題等が特にその尤たるものだと彼らは言っているわけでありまして、要するに、屈辱外交をやったというのが反対の論拠になっております。

○木内四郎君 いま伺いますというところ、わが国に對しては、世論調査賛成四十數％、反対一、二％に對しては、韓国に對しては、反対九％に對して賛成六九％、圧倒的な支持を國民がしていると思つております。そうしますと、ある一部の人は、まだ日本と韓国の情勢は熱くないから、これに對して賛成しかねるというよりな人がありますけれども、そういう論拠は全く成り立たないと私は思ふのですが、それは別に政府委員の答弁は必要といたしません。

それからさらに、反対の理由を伺うというところ、日本に對して譲り過ぎた、屈辱外交だと彼らの側から見ています。それがどうして日本のほうで、これは日本のほうでこの条約に反対する理由に引用できることでしょうか。私は全く、韓国の反対ということには、いまの理由から聞くというところ、当方においては、まあ総理その他交渉に当たられた方は、成功とまで言つてもいいくらいのものでないかと、これは思ふのです。反対の理由にあげることにはできないと思ふのです。

それはそれとして、さらにアジアの諸國、それから自由主義陣營の諸國、また共產國における論調についても、ひとつ御説明をお願いいたしたいと思います。

○政府委員(後宮虎郎君) まず、韓国と對抗的立場に立つておられます北鮮でございますが、北鮮政府は、このたび衆議院の通過に際しましては、この条約が東北アジア軍事同盟を結成するものだというところ、これを反対の最大の論拠といたしまして、このできました韓日条約は無効であるという声明を出しております。さらにさかのぼりまして、北鮮政府は、この六月の調印のときにやはり特別の声明を出しまして、この条約はN.E.A.T.O.の結成に通ずる、それから韓国の分割を永久化するアメリカ帝國主義の企ての一環を構成するものだといふようなことを言つておられます。もう一つ特色のある言ひ方といたしましては、大東亜共榮圏の古い夢を実現する目的であるといふようなことを言つておられます。

それから、中共は、このたびの衆議院の採決にあたりまして、やはりこの日本の軍國主義復活を早めるものであるといふことを言つておられます。さらに、この日韓条約は侵略的な軍事条約であるといふことを言つておるのでございまして、特に先般の六月の調印のときの政府特別声明では、やはり朝鮮の分裂を永久化するものだといふことと、それから日本と林政權とをアメリカの侵略政策に奉仕させるものだ、そういう趣旨の論評をいたしております。

それから、ソ連邦であります。ソ連は、最近、十一月十四日タスが特に声明を出しまして、これがブラウダに出ているのでございまして、やはりこの朝鮮の分裂を深めて、南北の統一を阻害するものである。それからさらに、韓国と日本とをアメリカの侵略計画に引き入れるためのものだ。それから、もう一つの言ひ方としましては、米國の對韓援助の負担を一部日本に転嫁させるための協定である。

まあ大体共產國では、こういう趣旨の論調をいたしております。で、一方米英等につきましては、アメリカはまたこのたびは、この批准前は政府として公式の反響は遠慮すると言つておられますが、大体アメリカの新聞等におきましては、この成立を歓迎するとともに、やはりこの日韓間の國民の真に友好的な心理が、心がまえが生じてくるまでには、相当な時間を必要とするであろうと、そうして相互の信頼によつてのみ、これが日韓間の真の和協といふものが開かれていくのだという論調を出しております。

なお、イギリスは、やはりまだ批准——今般は反響は出ておませんが、調印のときには、これがやはりアジアの安定と繁榮に大きな前進となることであろうと、歓迎を述べておられます。また、ドイツは、やはり調印の際に、世界の自由諸國民の相互理解への寄与になる、そして國際協力を大いに増進するものであらうと、こういうコメントをしております。

○木内四郎君 そうしますというところ、大体共產國を除いては、まあ非常にこれを歓迎しておるようには聞いていたのですが、共產國諸國の言つているところを見ますと、大体こちらの野党の諸君の言つていることと同じようなことを言つておられます。これはをかえれば、共產國はまあ社会党の出張員みたいなものじゃないかとまあ思ふのですが、それはそれといたしまして、私はさらに次の問題について伺いたいと思ふのです。

この今回の条約の基本的性格、これにつきましては、総理からいろいろな場合にたびたび御説明になっておられます。これは軍事同盟に通じるようなものじゃない、あるいは、反共体制の強化、そんなことは毛頭考へておらない。あるいは、これは日本を戦争に巻き込むおそれがない、おそれがあるものじゃないということも言つておられます。また、南北の統一阻害、これによつて阻害するということも毛頭ないのだというようなことを言つておられますが、一部の諸君は、この総理その他の懇切なる御説明にもかかわらず、これに耳をかきませんで、あるいは耳をおおつて、依然としていま申しましたような論を唱へておられる者があると思ひますが、しかし、これについてはもう再三再四総理から御説明になっておられますので、私は時間のないこの際に重ねてお伺いすることを避けたいと思ふのであります。

これに關連しまして、ただ一つ、これは政府委員でいいのですが、条約の前文で、國際の平和と安全を維持するために、國連憲章の原則に準拠して緊密に協力するといふような趣旨の規定があります。一体これは、総理その他からも御説明がありましたように、ソ連との關係、ポーランドとの關係、あるいはチェコとの關係などによりまして、すでに入つておるといふことではありますけれども、一体この条約の前文にこういうことを書き入れるということが、今日の一つの慣行と云つちやあれだけれども、一つの例になつておることかどうか。國連といふものは嚴として存在しておつて、國連の条約、協約といふものがあつて、

そのうちに書いてある。あるいは決議というようなもの、国際間においてはちゃんと言束されておる。にもかかわらず、こゝろいう字句、このためにどうもとかの、やれ軍事同盟につながる、いろいろなことを言われるようなこゝろいう字句を入れないでもよかつたんじゃないか。しかし、これはソ連その他のように、すでに入っているのです。別にたいしたあれではありませんけれども、これは最近の条約を締結する際、ほかでもこれは例になつておることですか。そういう点について、ひとつ御意見を伺いたいと思つておる。

○政府委員(藤崎萬里君) いま御指摘のような条約及び東欧諸国と結びました外交関係を新たに始めるための交換公文なり協定なり、すべて同種の条項がございます。それと趣旨において変わりはないけれども、まあ韓国の場合に特別に意義があるといふことは、一つは、大韓民国はこれらの国と違ひまして、自身が国連加盟国ではございませんので、国連憲章の原則に適合して協力するといふよりなことをこの条約に入れるといふことは、それだけの特別の意味があるわけではございません。換言すれば、ほかの加盟国の場合にはまあ全くつけたり、国連憲章上負っている義務の繰り返しにすぎませんけれども、韓国の場合は、国連加盟国でございませんで、この条約に入れる意味はそれだけよいにあるといふことではございません。

○木内四郎君 その点は、まあ大体それで了解しましたが、北鮮を承認しておるものは二十三年、韓国を承認しておるものは七十数カ国、これは圧倒的な数字の差であります。これらの諸国は一体いつごろこれを承認したのでしょうか。日本は非常におくれているように思ふのですが、これらの諸国の韓国を承認した時期は一体いつごろですか。

○政府委員(藤崎萬里君) 大部分の国は、一九四九年の初頭でございませう。つまり国連の第三総会の決議第九十五号ができたあと、数週間あるいは

は数カ月以内に承認しておる、かように承知いたしております。

○木内四郎君 そこで、もう一つ何つておきたいのは、これは政府委員ではちよつとぐあいが悪くないが、政府委員でもいいのですが、この南北の統一が、国連の努力にもかかわらず、ことに国連は朝鮮事変以前から努力してくれておると思ふのですが、にもかかわらず、今日までその統一ができない理由につきまして、御説明をお願いいたします。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 御指摘のとおり、朝鮮事変以前から国連が、南北朝鮮の統一について、特別の委員会を設置をいたしました。この実現に努力したのでございませうが、御承知のとおり、最後には、ソウルにおけるイギリス、ソ連の合同会議、これが全然基本的に意見が食い違つて、とうとう決裂をした。それで、国連といつたしましては、このまま事態を放置することができないので、いわゆる第三総会においてあの百九十五号なる決議をいたしましたのでありますが、その以前にこの臨時朝鮮委員会なるものを組織して、朝鮮の現地にこれを派遣して、そうして南北が国連の監視下において自由な選挙をやらせる、そしてその選挙に基づいて統一政府をつくらせ、こういふことを仕向けたのでありますが、南朝鮮はこれを受け入れ、北朝鮮は一步もそのいわゆる領域内に踏み入ることを固く拒否した。だから、もう入ることすらできない。いわんや、その国連の政策を実行するなんというよりなことはとうていできない。そういうことでそのまゝ帰つて、そして南朝鮮における状況だけを報告をした。それに基づいて百九十五号の決議が生まれたわけでありませう。すなわち、朝鮮の人民の大部分が居住している一部に有効な支配と管轄権を及ぼす政府ができた。これはその地域における住民の自由意思に基づく選挙に基づいたものである。そして最後に、これが朝鮮半島におけるこの種の唯一の合法政権であるといふようなことが決議に書かれておるのでございませう。そういうようなことで韓国と

いうものは誕生したのでございまして、今日でも、国連の總會のたびごとに朝鮮の問題に対してこの決議を再確認をしております。そして、とにかく朝鮮の南北統一という問題について、あくまでこれを追求するといふかまえを示しております。こゝろいう状況でございませう。

○木内四郎君 いまままでの経過はわかりましたけれども、最近聞くところによりますと、北鮮の金日成氏が、何か朝鮮の統一について方針みたいなことを言つたといふようなことを聞いておるのですが、それはいかかでしょうか。朝鮮統一に対する北鮮の考え方は、政府委員でもいいいんですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) それはどこかの演説で述べておるのがわれわれの耳にも伝わっておりますが、結局いゆる南に対する侵略、力づくにかく南鮮といふものを併呑しよう、そういう非常に社烈なる抱負を述べておる。その詳細については後宮アジア局長から。

○政府委員(後宮虎郎君) 御承知のとおり、北鮮側は、一時、国連方式による統一方式に反対いたしました。北鮮独自の統一案として連邦案といふのを主張したことがあるのでございませうが、ことしになりましたからそれが変わつてまいりました。いま大臣の申されましたごとく、一番最初は、四月十四日ジャカルタでのバンドン會議記念式典のときの金日成首相の演説、続いて十月十日の朝鮮労働党創建二十周年慶祝大会における金日成の報告におきましては、連邦制の問題には触れませう、北朝鮮の革命基地を強固にして南朝鮮の革命闘争を支援し、国際革命勢力の連帯強化によって南北統一はなされるべきである、こゝろいう趣旨の演説をしておる。このことを大臣が申されたんだと思ひます。

○木内四郎君 そうしますといふと、韓国のほうは国連の方式を承認した、受け入れたにもかかわらず、北鮮のほうはいまのうちにマルクス・レーニン主義で結束して、それによって統一しようといふ、こゝろいうようなことを言つておるが、こ

の南北統一を阻害しておる理由の最も大きなものだと、かように解して差しつかえありませんでしょうか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 御指摘のとおりでございませう。

○木内四郎君 そうしますといふと、総理も一族一國家、一族が二つに分かれておることは非常に悲しいことだ、これは何とかしてひとつ南北統一するようにしたいものだといふ希望を述べたおられましたが、いま聞きましては理由で統一ができないのだとすると、なかなかこれは容易なことではないと思ふのですが、また、日本としてはこれに対してどうするといふ余地もないように思ふんですが、何かなさるつもりか。また、おそれるけれども思ふのですが、そういう点について総理のお考えをお聞きしたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 朝鮮半島の南北の關係はただいままでただされたとおりで、これは御理解いただいたと思ひます。この同一民族の單一國家をはばんでおるもの、これは直接の原因としては、国連の決議勧告を尊重するといふか、受け入れた大韓民国と、受け入れない北との關係だと、こゝろいう説明をいたしておるが、同時に、このことは、直接の問題よりも、背景がそれぞれ違つておる。いまの國際情勢のもとにおきまして、いゆる東西の対立がある、この東西の対立がただいまのような二國を形成させた、こゝろも言えるだろう。ことに朝鮮事変以来、双國の摩擦は、非常に対立が激化しておりますので、また、それも時日がたちまして朝鮮事變の対立はいえないといひますか、そういう状況のもとにある。したがって、單一國家が実現する、これにはしばらく時間がかかる問題ではないか、かように思ひます。しかし、すでにソ連は平和共存の道をたどつておりますし、また、中共におきましてもどういふようになりませうか、ただいま動いておる最中でありますから、これらのことも勘案して、しかる上で結論を出すべきことだと、かように思ひます。いずれにいたしましても、いまのような状態

は不幸な状態であることには間違いないとい  
か、すべての人が見るところ同一の見解だと、か  
ように思います。これをいかにして解決するか、  
これが私にも問題があるわけでありました。け  
さほどからいろいろのお話がありました。や  
はりその議論は、結局東西対立といふか、この中  
の韓国、また、北鮮といふものがどういふよう  
なるか、また、わが国がそういう場合にどうい  
ふような働きをすべきか、ここにその問題があるよ  
うでございます。これはいづゆるイデオロギーの  
論争とばかりは片づけられない、つまり現実の問  
題がたまたま申し上げるような状態でございます。  
ここに一つのアジアの悩みがある、かように  
私は思います。

○木内四郎君　そこで、いま外務大臣からお話にな  
りました第三回国連決議百九十五号、これを今回  
の条約の第三条に引用されました、韓国政府の性  
格をそれによって示し、また、さらに間接に管轄  
権の問題にも触れているのじゃないかと思つたので  
すが、韓国のほうの議会に出した説明書によりま  
すといふと、韓国の領土は憲法第三条で鴨綠江ま  
であるのであります。ただ、いま不逞のやからが  
北部を占拠しているから、実際上そこへ力が及ば  
ない。結論においては同じようなことですけれど  
も、そういうことを言っています。そこで、私  
は、これは政府委員でけつこうなんです、第三条  
で韓国政府の性格といふようなものを示す必要は  
どうしてあるんだらうか。この条約のときに韓国  
の性格だけ示して、日本の性格は示しておらな  
い。第三条で韓国の性質を、これを引用して示し  
ておるといふのは一体どういふ意味だらうか。な  
くてもいいんじゃないか。韓国政府といふのは敵  
として存在しているんだから、日本国政府と大韓  
民国政府との間に云々と書けばそれで済んだの  
はないかと思つたのですが、こゝういふことは一つ  
例にあるのでしうか。どういふわけでしょう  
か。

○政府委員(藤崎萬里君)　純粋な法律論といいたし  
ましては、ただいま御指摘のように、大韓民国政

府といふものがどういふものであるかといふこと  
は国際的に疑問の余地のないところでございま  
す。必要ないじゃないかとおっしゃればそれとお  
りだと申し上げるほかないわけでございます。た  
だ、日本が大韓民国を承認いたしましたときは平  
和条約発効のときでございますが、このときは  
は、前々から御説明いたしておりましたように、黙  
示の承認といふことで、はっきり承認の意思表示  
をした文書といふようなものはないわけでありま  
す。ほかにそういうような明示の承認をした国は  
たくさんあるわけでございますが、それらの国の  
場合にはこの百九十五号を引用して、その趣  
旨に従って大韓民国政府を承認するといふよう  
に言っておるわけでございます。前にはっきりい  
たしておりませんので、この四関係条約をつくるに  
あたりましては、その欠を補うと申しますか、將  
来疑問の余地をいささかも残さないように、さつ  
き御指摘の憲法規定の關係もございませう。そ  
ういふ念を押すような意味の規定として入れたわけ  
でございます。

○木内四郎君　そうすると、いまの政府委員の御  
答弁だといふと、こちらからそれを入れたこと  
なるのですか。入れることを要求したことで  
か。黙示の承認にかえて、これによって事態をこ  
の機会に明らかにすると、こゝういふことですか。  
○政府委員(藤崎萬里君)　この条文も、ほかの多  
数の条文と同じように、両方の要求するところが  
突き合せてああいふ形になつたわけでございます。  
して、一方からの要求だけといふことじゃござい  
ませぬ。

○木内四郎君　それでは、その次に伺いたいと思  
うのですが、第二条と思つたのですが、旧条約は  
はや無効だといふ、ちよつとあまり例のない表現  
をされているのですが、韓国の議会に対する説明  
書によりますといふと、時期について明示がなけ  
れば初めからナル・アンド・ポイド、初めから無  
効なんだと、こゝういふことを言っているように思  
うのですが、この旧条約の無効の時点といふのは  
どういふふうに考へておられるのでしうか。

○政府委員(藤崎萬里君)　英語のナル・アンド・  
ポイドであると、当然に当初から無効であるとい  
う考へ方はあるようでございますが、それは私ど  
もは必ずしもそうじゃないと考へております。特  
に、もはやとかすでにとか、そういう字がついて  
おりますといふと、かつては有効であつたとい  
ふことがはつきりいたしておるわけでございます。  
て、初めから無効なものならば、もはや無効であ  
るといふことは言ひ得ないはずであると、かよう  
に考へております。それで、無効になつた時点の  
問題でございますが、日韓併合条約は大韓民国  
独立のときである一九四八年の八月十五日に失効  
し、併合以前の諸条約、協定は、それぞれの有効  
期限の満了により、あるいは併合まで存続して  
おつたものは併合時に失効した、かように考へて  
おります。

○木内四郎君　こまかなことですが、いま  
一九四八年八月十五日とおっしゃつたのですが、  
法的には平和条約発効の日と解するのが適當な  
んじゃないでしょうか。  
○政府委員(藤崎萬里君)　御指摘のとおり、日本  
が朝鮮の独立を承認したのは平和条約によつて  
ございませうから、平和条約の発効の際にそ  
ういふことが確定したわけでございます。ただ、その承  
認されている朝鮮の独立、その中には大韓民国の  
独立が当然含まれるわけでございます。これが事  
実の発生したのが一九四八年八月十五日である、  
かように考へるわけでございます。領土の最終的  
な処分が確定するのは平和条約によつてであるけ  
れども、その事実上平和条約発効以前に発生し  
ている、こゝういふことであります。

○木内四郎君　御説明はわかりましたけれども、  
私の伺つておられるのは、法的に効力を発生したの  
は平和条約発効の日じゃないか、こゝういふことを  
伺つたのですが、平和条約第二条(a)には朝鮮の独  
立を承認しておる、そのときに朝鮮といふのは独  
立したのだ、法的には、そうして、それに伴つて  
旧条約は法的に効力を消滅した、かように解する  
のが適當じゃないかと思つたのですが、御説明はわ

からぬことではないですが、一九四八年八月十五日  
に独立といふ事実が発生した、こゝう見られるわけ  
です。  
○政府委員(藤崎萬里君)　さうでございます。  
先ほど申し上げました趣旨がはつきりいたさな  
かつたようでございますが、朝鮮の独立を承認し  
たのは平和条約によつてである。しかし、朝鮮の  
独立はそれよりも前に起こつておるんだ、たとえ  
ば昔の日本の委任統治諸島は、その平和条約以前  
に信託統治に切りかえられておつたわけござい  
ますが、それもそういうような処分が前になされ  
ておつて、それを平和条約のときに認めたと  
いふのが原則でございますが、それはそれによ  
つて最終的に確定するといふことであつて、独立の  
とか何とかいふ時点をそこにとらなくちゃなら  
ないといふことではないといふことでございます。

○木内四郎君　この点はこれ以上伺いませんけれ  
ども、平和条約第二条(a)で朝鮮の独立を承認し  
たことと書いてある。この朝鮮といふのは一体どうい  
ふことをいふのですか。  
○政府委員(藤崎萬里君)　一般に朝鮮といわれ  
ておる地域全体をさすものと考へております。  
○木内四郎君　韓国といふことではないですか。  
そのときは韓国はすでにありましたね。韓国とい  
ふ意味を含んでおるんじゃないですか。  
○政府委員(藤崎萬里君)　その地域の一部に大韓  
民国政府が支配を及ぼしておつたわけでありま  
す。その地域も含めまして、朝鮮半島全体の独立  
を承認したものである、かように考へておりま  
す。

○木内四郎君　一部の人の間に、旧条約といふも  
のは日韓両国対等の立場で交渉したものでない、  
そういうことを一つ洗つて、日本が力関係でそれ  
をさしたのだといふことを言ふ人がありますが、  
私は、今日の段階になつて過去のことを繰り返し  
て、そして韓国民の感情を刺戟するようなことは

むしろ適当じゃないのじゃないか、かように考えているんですが、そういう点について外務大臣いかがですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 御質問の点、もう一べん。

○木内四郎君 わが国の一部におきましては、前日韓のいろいろな条約というものは平等の立場で締結されたものじゃない、力関係で締結されたものである、日本はそれをききかたを言いますか、反省するといふ意味で、そのいきさつをこまかに洗つたらどうかというよりなことを言ふ人があるのですが、いまさらこの段階になつて古いものを掘り出して、そして韓国の感情を害するよきな結果を生ずることはおもしろくないのじゃないか、かように考えておられるのですが、そういう点について外務大臣の御見解を伺いたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) その併合以前には保護国という関係がございまして、そういう事柄から平等の立場で併合条約というものが締結されたんじゃないことを説く人がありますが、けれども、法律的に解釈すれば、あくまで平等の立場で併合条約が行なわれた、こういふふうに解釈をしております。

○木内四郎君 私の伺いますのは、いまさらこれを過去にさかのぼつてそういうことを言つたり、ほじくり返したり、こね回すということは両国の関係であまり思わしくないじゃないかというまゝ私の考えですけれども、外務大臣はどういふふうにお感じおられるか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) それは御同感でございます。ただ、しつとこの問題を問われれば、やはり平等の立場でやつたということになるわけでありまして、あまりその問題には触れたくないと思ひます。

○木内四郎君 そこで、他の問題について伺いたいと思うのですが、時間の関係がありますので簡単に伺いたいと思ひますが、請求権の問題を経済協力という形で解決された、これは私は非常な妙案であつたと思つておられるわけでありまして、初めは

積み上げ方式でいこうといつておりましたのが、だんだん変わつてまいりまして、そのいきさつ、あるいは金額などに対して多少変わつてまいりまして、金額の高についてどういふことではないのですが、そういういきさつをひとつ簡単に、事務当局からでけつこうですか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(後宮虎郎君) 御承知のとおり、請求権問題につきましては、当初はサンフランシスコ条約に規定されておりましたとあり、新たに分割国家ができましたときに、その旧領土との間のお互いの間の請求権を請求権問題として解決する。ですから、法律的根拠もはっきりし、さらに証憑書類等もはっきりしているものについてお互いに弁済をする、そういうたてまえで交渉が大体第六次会談まで続いたわけですが、話して

する間に、この法律的根拠という問題につきまして、両方の間に非常に見解の相違がある、また証憑書類等につきましても、朝鮮動乱等の問題も、期間もはさまりましたために、これが減してしまつて、立証がなかなか容易でない。そういうところから、このいわゆる積み上げ方式、各クレームの請求権の一々の項目を金額ごとに積み上げましてこれが決済をするという方式は實際的でないという結論になりまして、一定の経済協力的には全部解決する、請求権の弁済処理ということではなく、請求権問題が全部同時に解消する、こういう方式で解決しようということになりました。

○木内四郎君 そこで、それに関する条文ですけれども、協定の第二条で、平和条約第四条に規定されたものを含めて「完全かつ最終的に」云

云と書いてあります。「含めて」とあるのですが、そのほかに一体どういふものがあるんでしょか。

○政府委員(藤崎高里君) 平和条約の締結当時と現在の大韓民国の管轄区域に變動がございまして、東のほうの部分で管轄区域が北に延びていつておられるわけがございまして、休戦ラインが三十八度線よりも引かれたためでございます。

○木内四郎君 次に伺いたいのは、軍令第三十三号、これはもうたびたび聞かれていますと思うのですが、軍令第三十三号による私有財産の没収の問題ですけれども、これとヘーグの陸戦条約との関係をひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(藤崎高里君) 軍令第三十三号は、要するに在朝鮮の日本人の財産を没収するということとございまして、これは陸戦法規の占領軍の権限の範囲を逸脱したものである、こういうこととございまして、これはそのとおりであると思ひます。ございまして、ただ、平和条約で日本はそういう処理の効力を認めまして、それでまあ国際法に反するようないし平和条約の第十九条で、これはもう戦争中あるいは講和前に連合国側でとつた処置については、賠償を請求したりするようないしは

いふことを言つておられますので、その問題は平和条約で処理済みであるわけがございまして、○政府委員(高辻正巳君) 軍令第三十三号に關連しまして、憲法二十九条との関係はどうかというお話でございまして、いままでもたびたびその議論が出ておられますが、いままでこの点につきましまして、平和条約締結以来、政府がどういふか、法制局といふか、まあ一貫して考えておられますか、憲法二十九条三項は御承知のとおり、公共のために財産を用いるという場合には補償が要する、という場合でございまして、これはまあ通常文字のとおり解すれば、日本の国権あるいはその他の公権力の作用によつて私有財産を用いた、そういう場合には公共の福祉のために用いることができるが、同時にこれに対しては補償しなければい

かぬ、こういうのがその本質でございまして、平和条約にありまふ軍令第三十三号による処分、すなわち日本の公権力によらない処分によつてそれが用いられた場合について、日本国が法律上の憲法上の義務としてこれを補償する義務があるというにはならぬだろうという考え方でございまして、憲法二十九条三項は、それはぎりぎり一ぱいの法律論でございまして、また政治論としてはいろいろあらうと思ひますが、憲法上の議論としてはそういうことではあるまいかということと、終始一貫してそういう考え方をとつてまいつておられます。

○木内四郎君 少しむずかしい説明ですけれども、一応了承しておきます。

○木内四郎君 わがほうの在韓財産に対する、請求権に対する解釈、これは相当変転しておると思ひますが、変転の事情を、簡単にでけつこうですか、ひとつ政府委員から御答弁願ひたいと思ひます。

また、これに關連して、米國大使の口上書に、平和条約第四条(四)に定められた取りきめを考慮するにあつて、關連あるものとするという文句があるのですが、この關連あるという点を考慮されたことがあるかどうか。この点についてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(高辻正巳君) 軍令第三十三号に關連しまして、憲法二十九条との関係はどうかというお話でございまして、いままでもたびたびその議論が出ておられますが、いままでこの点につきましまして、平和条約締結以来、政府がどういふか、法制局といふか、まあ一貫して考えておられますか、憲法二十九条三項は御承知のとおり、公共のために財産を用いるという場合には補償が要する、という場合でございまして、これはまあ通常文字のとおり解すれば、日本の国権あるいはその他の公権力の作用によつて私有財産を用いた、そういう場合には公共の福祉のために用いることができるが、同時にこれに対しては補償しなければい

○政府委員(藤崎萬里君) 政府が韓国と交渉をするにあたりまして、請求権の問題につきましては、四條(ホ)の規定は必ずしも日本の請求権まで殺すものじゃない。財産はかりに売却処分をしたかもしれないが、その対価に対する請求権はあるはずだというふうな法律論を展開いたしました。それを昭和三十三年の審判に変えて、結局請求権もないのだということにいたしましたわけでございます。これは元来、日本政府が平和条約を国会の御審議をお願いしたときには、現在とっておりまして、請求権はないというふうにしておりましたのでございますが、韓国との交渉技術上の考慮もありまして、そういうふうな意見がある期間とっておいたわけでございます。いまアメリカの積でお読み上げになりました部分は、法律上の請求権としては残っていない。しかしながら、日本のそれだけの財産を取り上げたという事実はあるのだから、その点は韓国側が日本に対して請求を出す場合に考慮に入れられるべきことだ、関連ある事実として考慮されるべきことだという点でございます。ただ、結局先ほどアジア局長からも御説明申し上げましたように、平和条約第四條(ホ)項で考えられておるような形で、いわゆる積み上げ方式で財産請求権を一つ一つ洗い出して処理するというやり方がとられなかったわけでございます。関連があるものとして考慮するという場もなくなくなってしまったわけでございます。ただ、私もといたしましては、しかし、そのアメリカ解釈に従っても、それは考慮において関連あるものとするということがあったというところは念頭において交渉してまいった、こういうことでございます。

○木内四郎君 アメリカ大使の口上書には、取りきめを考慮するにあたっては関連あるものとするというのでありましたが、積み上げ方式から経済協力に変わったと、その段階で自然にこれはまあ役に立たなくなつたと、こういうふうには解いたしませぬ。そこでもう一つ伺いたいのは、軍令三十三号、これは先ほどちよつと例外的な場所をお示しになりましたけれども、大抵北鮮には適用されない、かように解釈するのですが、そうしますと、わが国の北鮮に対する請求権というものはどうなるものでしょうか。依然存在しておると思つて差しつかえないのでしょうか。ことに、北鮮に対する請求権は日本のほうが多くて、差し引きすればこちらが受け取り勘定になるのじゃないか、そういうふうな事情にあるのじゃないかと思つて、この点はいかがでしよう。

○政府委員(藤崎萬里君) 軍令三十三号が適用ありましたのはアメリカ軍の占領区域だけでございます。北鮮の部分については、お示しのおおりの、日本の財産請求権はそのまま法律上残つておるわけでございます。その金額等の詳細につきましては私も存じませんが、大体いまおっしゃつたようなふうな私どもも承知いたしております。

○木内四郎君 協定の、もちろん財産請求権に対する協定ですが、第二條ですか、3の規定、それから国内法との関係から見ると、北鮮系の朝鮮人に対する関係はどういうふうになるのでしょうか。

○政府委員(藤崎萬里君) 北鮮系の者につきましては従来どおりでございます。この際、何ら新たな措置をとることは考えておりません。

○木内四郎君 その点は了承しますが、次に伺いたいのは、日本の経済協力の金額、これをきめるにあたりまして、韓国には経済開発新五カ年計画ですか、何かそういうものがあるかと思つて、そういうものとの関連において、日本は韓国の経済開発に協力するという意味で金額をきめたのでしょうか。それとも単なる一応の目安でつかみ金で済ませたのでしょうか。そういう点についておわかりになっておたらひとつ御答弁願いたいと思つております。

○政府委員(西山昭君) 韓国におきましては、御承知のように、一九六二年を起点とします第一次五カ年計画がございます。これに対する外貨の所要額は約二十二億ドルでございますが、日本が三億ドルの無償供与及び二億ドルの有償貸し付けを決

定いたしました際には、韓国の経済開発に寄与するという観点から検討いたしました。具体的に関係の経済開発に寄与する諸国と相談してきめたというふうな具体的な手続はとっておりません。日本といたしましては年間五千万ドル、十年間の均等の供与でございますので、年間五千万ドルでございますが、これは日本の財政能力及び先ほど申し上げました韓国の経済開発計画及び戦後各国に對しまして、独立した韓国に對しまして宗主国が非常に多額の経済援助を与えておりましたが、そういう点も考慮しまして三億、二億を決定した次第でございます。

○木内四郎君 その点はその程度にしておきたいと思つておるのですが、いま三億ドルと二億ドル、これは十年間払うのですが、いま払ういまの価値に五分の利子か何かで還元したら一体幾らぐらになつておるのでしょうか。

○政府委員(西山昭君) 三億の無償供与を、かりに金利五%といたしまして、十年先に総額三億ドルを韓国に供与いたしますのを、金利五%としまして逆算いたしますと、一億八千四百二十万ドルになります。

○木内四郎君 三億円がね。

○政府委員(西山昭君) 三億ドルが。

○木内四郎君 三億ドルが。二億ドルは。

○政府委員(西山昭君) 二億ドルのほうは計算いたしておりませんが、三億ドルについては一億八千四百二十万ドル。金利三分五厘として計算いたしますと、二億一千二百七十万ドルになります。

○木内四郎君 こまかな計算はわかりませんが、大体のことはわかりましたから、その程度にしたいと思つておるのですが、今度の経済協力と、ベトナムの賠償を見ますと、ベトナムの場合には、全領域に對しての賠償だ。今度は韓国に對してだけの賠償だと、これを変えた理由についてはわかりませんが、韓国の憲法で、全領域に、鴨綠江から南の全部の領域に及んでおるといふなら、それによつて全部に對したものだといふふうなこじつけはこじつけられないこともないのじゃないかと思つておるのですが、その点はどうですか。ベトナムの賠償との差、違い、また、いまのような解釈の可否、それができるかできないかというふうなことはどうですか。

○政府委員(藤崎萬里君) まず最初に、賠償と請求権の問題は、これは法律的に全く性質の違つた問題でございます。賠償というのは、平和条約に基づきまして、戦敗国として戦勝国に払われるわけでございますが、請求権のほうは、お互いの財産請求権関係の整理という意味があるわけでございます。

次に、賠償供与と経済協力の違いというふうな点の御質問だつたかと思つておるのですが、賠償供与する場合でも、ベトナムの場合は、賠償はベトナム国全体に對する賠償でございますが、それに基づいて行なわれる供与は、實際の問題といたしまして、現にベトナム政府が支配しておる地域にしか及び得ないわけでございます。韓国の場合にはもともと経済協力、この経済協力も全くその点では同様でございます。大韓民国が元來支配しておる地域にしか及び得ないわけでございます。

○木内四郎君 それはその程度にいたしたいと思つておるのです。

次に、請求権協定の中に入つておられますけれども、これは漁業関係でありますので、農林大臣あるいは政府委員から伺いたいと思つておるのですが、請求権協定の第二條の3、合意議事録によりまして、拿捕漁船の問題は、合意議事録によりまして、拿捕漁船の問題は、合意議事録によりまして、そういうことになっておるのですが、それに対する賠償の問題は、どんなふうに取り運ばれたのですか。大体のことは承知しておりますが、御説明をお願いできればあわせてと思つておるのです。

〔委員長退席、理事草葉隆園君着席〕

○国務大臣(坂田英一君) 拿捕漁船の賠償の問題については、結局請求をしないということになりましたので、国内でこれを処理しようということ、大体支給金として四十億、それに低利資金、低利長期で十億と、大体五十億になるかと思つて

す。それで乗り組み員及び船主、それらに対して損害を補償する、支給して頂く、こういうことでございます。なお以前においては、大体特殊保険等によって、合計十五億四千三百万円ぐらゐは支払っておるわけですから、合計しますと大体六十幾らになりますか、計算はいいなにですが、そういうことでございませう。

○木内四郎君 もちろんそれで国内のほうの処理は全部済んだと、かように了解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(坂田英一君) それで全部済むことになると思ひます。

○木内四郎君 そこで、先ほど韓国の世論、反響というよりなことを外務省の事務当局から伺いましたが、特に関係のある漁業協定に対する韓国漁民の態度、それからまたわが国の業界の意見、こういうものは一体どんなふうでしょうか。

○国務大臣(坂田英一君) これについては、先ほど大体のお話があったと思ひますが、韓国では、全国水産業協同組合中央会というのがございませう。それからこの漁業協同組合の組合長でもって組織しております漁業対策委員会というのがございませう。これらの意見は大体漁業者を代表しておるのでありますが、まよふかろう。それから中には、非常によろしいという、いろいろのなにはありますが、悪いというのとはほとんどございませう。で、個人的な問題になるとどうか知りませんが、全体として、さようなことであつて、過去の感情を捨て、大局的にやるべきだといふので、これはたいへん、この調印後、そういう声明を出しておりますから、全体としてはさうであらう。国内のほうは大体御存じでございませうが、まあ全体の世論としては、もう少し何とかでなかつたかといふのが若干ございませう。しかし、大部分はまあよかつた、非常によかつた、こゝろ言ふのと同じでございます。特にならうの苦しみをずっと受けておりました漁民としてはたいへん喜んでおるよゝな次第でございませう。

○木内四郎君 農林大臣から、韓国においても、ことにまたわが国においても、漁業界が非常に、農林大臣の御説明によれば、満足しておるといふことを伺ひまして、私もたいへん喜んでおるのでございませうが、そうすると、この漁業協定のねらいといふものは大体貫き得た、かように了解していいのですか。その漁業協定のねらいはどうか。そのねらいは大体これを貫き得た、かように了解したいと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(坂田英一君) お答えいたします。大体さういふことにならうかと思ひますが、まず、李ラインは実質的にこれは解消されて、それからいろいろの共同規制水域における規制の隻数、船の出漁隻数等の制限にいたしても、これも満足すべき状態でありませう。それからなおあわせて漁業資源を確保するという問題も解決に近づいておるといふわけでございます。大体よかろうと思ひます。

○木内四郎君 まあ一番大事な李ラインの問題、これが解決して、さうして安全操業が確保された、これは非常に大きなことだと思ひますけれども、これに對しては、韓国の法律、ことに漁業資源保護法との関係もございませうし、また韓国のほうでは、李ラインはお健在だといふようなことを言つておる一部の説明などもありませう。それに伴つて多少不安を持つ向きもあると思ひますが、さういふ不安については、農林大臣におかれましては、また総理その他におかれましては、十分にひとつ解消するように御努力をお願いしたいと思ひますが、それについて農林大臣のお考えをお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(坂田英一君) お答えいたしますが、この点についてはしばしば外務大臣からも、総理からもそれぞれお答え申しておるわけでございます。結局これは一番心配しておるのは、拿捕の問題であるいは臨検、不法不当のことが行なわれなくなつたことでございます。これは結局、もつと詳細に申しますならば、漁業水域を十二海里まで認め

る、その外側は共同規制水域として、これは全体として公海になるわけでございます。こういうのでございまして、その取り締まりその他については、その漁船の属するわゆる國がそれを取り締まり、あるいは裁判権を行使するのでありますから、いわゆる旗國主義によつておるわけでございます。ですから、完全にいつていくらゐても完全です、これは、完全に解消しておるといふことでございませうから、御安心をお願いしたいと思います。

○木内四郎君 農林大臣の非常に力強い御説明によりまして、私も安心しておるわけですが、どうか漁民のほうも十分に安心できるようにお願いしたいと思います。この共同規制水域に対する規制、これは隻数その他でやつておられます。いまお話の旗國主義によつてやられるのですが、これについては、済州島付近、あの漁場の入り組んでおる済州島付近を含んで将来紛争を起すようなおそれがないだろうか、これに對してはどういう配慮をしておられるかといふことを伺ひたいし、それからさらに附屬書一項(e)によりまして、日韓漁船の漁獲能力の格差を考慮し調整すると、こういうことがあるのですが、これは一体どういふことでしょうか、漁獲能力の格差を考慮して調整するといふ規定があるのですが、これについてもひとつあわせて御説明願ひたい。

○国務大臣(坂田英一君) 隻数の規制につきましては、いろいろこの附屬書に全部出ておるわけでございます。隻数、それに網目、それから船の大きさ、それから光力といったようなものでございまして、それからいろいろの規制等につきます。いろいろのやはり国内ではこの何を遵守するよゝにしていかなきゃなりませんから、非常にいろいろと準備しております。大体やはり漁業法によるところの調整に要するいろいろの省令を設けるとか、いろいろなことやつております。

それからなお取り締まりに對する体制を立てていくといふ点についても準備しております。

それからなお一番大事なものは、漁業者自身がこれは一番よく納得する必要があるもので、それらに對する内容のいろいろの説明、打ち合わせ、さういふ点にもやつておるわけでございます。さらに民間の代表団、今度は大日本水産會が中心になりまして、さうしていま韓国と協定するわけになるわけでありませうが、いわゆる民間によるところの操業の安全と、それから操業の秩序維持といったよゝな問題について民間的に話をしようといふことにまあ準備をしております。いつでも出かけられるよゝに体制が整つておるわけです。これらは単に民間のさういふことの協定をやるというだけななしに、さういふ安全と、それから規則遵守といったよゝな問題について民間同士が十分に有効にこれを完成していこうといふことで努力をしようといふわけでありませう。それから最後の漁獲量に関する問題だと思ひますが、これは協定によるよゝの義務ではございませう。協定によるものは、これは出漁の隻数によつてやつておるわけでございますが、それをチェックする意味で漁獲数量といふもの話し合ひができておるわけでございます。これは別に協定ではないのでありまして、行政指導で、自主的に行政指導をやつていこうと、さういふことで裏打ちをしていこうといふことでやつておるよゝなわけでありませう。

○木内四郎君 いまの大体わかりましたけれども、最後の点はちよつとはつきりしないんですが、協定の義務じゃないとおっしゃるけれども、附屬書1の(e)に、日韓兩國の漁船の漁獲能力の格差を考慮して調整すると、さういふことありませう。

○国務大臣(坂田英一君) お答えいたしますが、ちよつと御質問の趣旨を間違えておりました。全体の漁獲数量のこととの関連を申し上げたんであります。いま調整の問題は、韓国の漁業といふものは、非常にいまのところ貧弱なんです、さういふ関係がありますので、必要に応じてその点を調整していこうと、さういふことでございませう。

○木内四郎君 隻数ですか。

○國務大臣(坂田英一君) 隻数等についても。

○木内四郎君 次に、たびたび問題になっているように、専管水域、アウターシックスの入漁権のほう、それと同時に、十二海里の専管水域というものを設ける、こういうようなことが今後他国との関係において問題になることはないでしょうか。

○國務大臣(坂田英一君) 十二海里の漁業水域を兩國、日本と韓国の兩國が合意でこういうものをつくったことを御了承であらうと思えます。で、十二海里の問題にいたしましたは、もちろん世界の趨勢としてはそういうことが多くなってくる傾向であることは言うまでもありませんが、しかし、日本としては、これはいつでもこういうことをやろうというつもりではございません。したがって、この点はやはり日本の漁業の直接及び間接のいろいろの關係を見て、それをひとつケース・バイ・ケースでやってみよう、こういう考え方を持っておるわけでございます。それから、いわゆる入漁権の問題ですね、これも同じような考え方でいっておるわけでございます。

○木内四郎君 大体わかりました。大体はわかったんですが、この入漁権の放棄ということが、他の国との協定その他を考慮する際に問題になりはしないだろうか、こういうこと、それからまあ中国とは国と国との間でないけれど、民間には何かあるらしいんですが、そういう入漁権などに対しても影響を及ぼすことがないだろうか、そういう点をひとつ伺っておきたいと思えます。

○國務大臣(坂田英一君) 中共との日中民間漁業協定というのがございます。これは今年の十二月二十二日かと思えますが、ちょうどそのときに契約が切れるわけでございます。そこでこの契約を、いま民間でまた再び継続しようというところで、もう代表団は出発しております。これは、この何はちやうど華東ラインというやつでございます。沿岸から十二海里よりもずっとはるかに沖

のほうにきておるのでございまして、その間に開ける問題でございまして、この問題は別に關係は起らないと思っております。

○木内四郎君 いまお話のすつと広いところですが、その間に入漁権というものはないんですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。

中国との民間協定の問題でございまして、これは中国沿岸には広い地域にわたって底引き禁止区域が定められております。その地域に対しては日本も入らない。その範囲は、いま農林大臣が説明いたしました十二海里どころでなく、非常に広い範囲を中国自身も禁止しておる。その地域に入らない。その外側に六カ所ばかりの地区をきめてまして、兩國で入り会おうというのが日中の民間協定でございまして、したがって、沿岸から十二海里の範囲よりもはるかに広い範囲が底引きの禁止区域として設定されておりますので、先生御指摘の十二海里との関連は出てまいらない、こういうこととでございます。

○木内四郎君 入漁権……

○政府委員(丹羽雅次郎君) 入漁権は、一定の海

区を定めまして日本と中国の船が民間で話し合ひまして同数ずつ入るということ、さきに三十年からきめられた協定でございまして、

○木内四郎君 いまの点は、これは将来への影響の問題ですからこの程度にいたしたいと思えますが、この漁業の図面を見ますと、休戦ライン以北にもこの共同規制水域の線が延びておりますね。これを延ばした実上の効果というものはどういふことでしょうか。あるんでしょうか。ただ、これは地図の上で引いたというだけで、實際的の意味あるいは効果がないものかどうか、この点をひとつ伺っておきたい。

それから、同時に、北鮮のほうにおきましては領海はどのくらいの幅にしておるか。そうして、その領海から専管水域——南のほうは専管水域を越して、その線までの間が共同規制水域になるというふうに考えられるのか、どうなんでしょうか。その共同規制水域の線を引いたけれども、そ

の線の意味ですね。政府委員の方でけっこうです。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。

沿岸の周囲に専管水域、いわゆる漁業に關する水域を引きまして、その外側に、公海といたしまして操業するの、資源保護の立場からお互いに規制をしようということ、日本と韓国とをきめたわけでございまして、したがって、公海上におきますところの規制の対策とする海域は、朝鮮半島周辺全部に日本と韓国との間で取りきめたわけでありまして、したがって、その範囲は朝鮮半島を取り巻きまして北にまで及んでおるわけでございます。それは日本と大韓民国とがその共同規制水域においては漁業の規制をやろう、こういう場合でございますので、南鮮のまわりだけ引いても——船は公海上で魚をとりますので、朝鮮半島周辺全部に引いた次第でございまして、

○木内四郎君 そこで、政府委員にまた伺いたいのですが、その意味はわかっておるんですけど、しかし、北のほうには専管水域というものは、その専管水域を飛び越えて共同規制のラインの間が共同規制水域になるんじゃないか。そうすると、それはどこから勘定するのか。領海の三海里から勘定するのか、どこから勘定するのか、そういう問題を伺っておきたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 協定の第二条で、共同規制水域の線を定めておりました。それと領海及び大韓民国の漁業に關する水域との間が共同規制水域。したがって、領海というものは、大韓民国の領海だけを意味いたしませんで、北鮮の領海も含めておるわけでございまして、北鮮の領海と、この協定の二条に定められます共同規制水域の線との間が、共同規制水域と相なります。

○木内四郎君 領海の幅……

○政府委員(丹羽雅次郎君) したがって、朝鮮半島の北の部分に關しましては、北鮮の領海の幅が問題になるわけでございます。これにつきましては、私どもは三海里と了解をいたしております。

○木内四郎君 そこで、先ほど農林大臣から、韓国の漁業の実態——非常にまあ程度が低いというお話がありました。日韓兩國の漁業の実態、ことに韓国の漁業の実態を、もう少し何かお話を願えないでしょうか。政府委員でもけっこうです。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。韓国の漁業の実態は、今回の日韓交渉を機会といたしまして、韓国で発表いたしました韓日会談白書によりまして、一応取りまとめられておるわけでございます。それで、漁船の隻数は四万七千隻でございますが、そのうち動力船はわずかに六千隻しかございません。そこで日本の船に対しては、船数で二二%、動力船の数では三%、こういう実態でございます。それから、それをトン数で見ますと、十五万九千トンということでございますので、日本の漁船総トン数との比較におきましては八%、漁獲高につきましては四十五万一千トンの水揚げでございますので、日本のそれと比較をいたしますと七%。それから、以上は養殖關係を除いたものでございまして、養殖のノリとか、その他の養殖關係について申しますと、一万八千トンでございます。日本の現勢力に対しては四%。漁民一人当たりの所得を、日本の沿岸漁民——十トン未満の漁民の所得と比較いたしますと、五%、年間一万三千六百六十円、きわめて……

○木内四郎君 年間ですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) ええ、年間一万三千六百六十円というふうに、韓国の白書では発表されておる、きわめて零細かつ貧困な現状にある、かように考えます。

○木内四郎君 私は、さつき総理にも伺いましたように、その際にも申し上げましたように、韓国のほうは、非常に漁民その他がレベルが低いから、ひとつわが国ではまあ相当な犠牲を払って、これは大いによび上げるべきだと、こういう主張を持つておるのですが、それはそれとして、いまの比率などを伺いますと、非常に低いレベルだと思っております。そうしますと日本が非常に協力をす

る、その結果、韓国の漁業が非常に伸びてきて日本の漁業と競合するだろう、水産物の輸入が日本を圧迫するだろうというふうなことを、一部においてはいわれおられます。私も、そんなことがあるんじゃないかと思つておつたのですが、いまの計数を伺うと、大したことはないように思うのですが、どういふ点についていかがでしょう。

農林大臣(坂田英一君) たいまの問題であります。○國務大臣(坂田英一君) たいまの問題であります。○國務大臣(坂田英一君) たいまの問題であります。

【理事草葉隆圓君退席、委員長着席】

われわれとしては、どうしてもこの振興をはかつていきたい。これはやはり友好、親善の意味において極力、漁業を——農業以外にやはり韓国にはその大きな産業がありませんから、こういう方面に力を注いでいきたいということを急願しておるわけでありませぬ。ただ、現在何しを急願しておるわけでありませぬ。ただ、現在何しを急願しておるわけでありませぬ。

この水産物の輸入というのが最近非常にふえております。それは相当ふえております。これらについても、われわれはできる限り、やはり輸入を許可していく必要があるわけでございますけれども、そのために、日本もやはり非常に小さな漁業者でございますから、これらに対して非常に悪い影響を及ぼすような結果になつては、これはたいへん問題でございます。この点については十分注意していただきたいという意味からして、われわれもいたしましては、その輸入するものについてある程度は制限を加える、それから輸入割当て量の問題を、需給関係をよく見て、あるいは価格関係を、そういう調整もしていく必要が起つてくるということでございます。それからなお国内態勢を十分整えておいて、悪影響の及ばない形において向こうから輸入を受ける。また、日本でも輸入をしなければならぬものも相当ありますから、そういう態勢を整えていきたいということでございます。こういう意味で、沿岸漁業等

振興審議会というのがございます。近く、これらの問題を根本的に——最近すぐという問題ではないけれども、いまお話のようなことがやはり十分考えなければならぬ点でございます。共存共栄の意味において、日本の零細漁民も困らないように、そういう意味で、その対策を詰問しようという点になっておるのでございます。

○木内四郎君 ところで、時間もありませんので、法的地位の問題について簡単に伺いたいと思つておる。○木内四郎君 ところで、時間もありませんので、法的地位の問題について簡単に伺いたいと思つておる。

永住権の問題につきましては、永住権を認める範囲、また、永住権を認められた者に対する待遇の内容等について、相当譲歩し過ぎたのじゃないかという意見もあるのです。これはまあ、非常な御苦心の結果ここに到達したものであると思つておる。この永住権の問題を処理するにあつたところから、お伺いできれば、まことにしあわせだと思つておる。

○國務大臣(石井光次郎君) 永住権を与えました根本の方針と考へ方は、この協定の前文に書いてあります。日本に長くおつた人々と日本人との接融のところ——そういう人たちが日本の秩序ある社会で安定した生活ができるようにしていくにはどうしたらいいかというふうなことを考へて、これにいい処置をすれば、やがて兩國の関係とか兩國の間に非常ないい状態になるであろうということである。この協定を結んだと書いておるが、これが根本方針でございます。こういうこと考へた永住権でございますが、永住権をどの範囲にするかという問題が、おそろくこの法的地位の問題の一番大きな問題であつたと思つておる。これは、これにつきましても、長い間の折衝中には、いろいろな話がその間にあつた。韓国のほうでは、日本におつた人たちの子々孫々に至るまで全部ひとつ永住権をもらいたい、日本側では、そういうわけにはいかないというふうなところ、両極端と申しますか、両方からだんだん歩み寄つた結果が、いまのような協定の第一条で

まつた範囲になつたわけでございます。しかし、これととも、ある人たちから見れば少し甘過ぎるのじゃないかという点はあるのではないかと思つておる。これは、そういうふうにしてわれわれが永住権を与えなくちゃならない状態になつた朝鮮の人たち、特に今度の關係の韓国の人たち、日本人であつた者がどうして日本人から切り離されなければならなかつたかということ、いままでのいろいろな沿革、歴史等を考えますと、これはどういふやむを得ぬことではなかつたかというふうな考へで私どもは処置してきておるような次第でございます。

○木内四郎君 非常に困難な問題で、御苦心の結果ここに到達されたもので、いろいろな要望はありますけれども、やむを得なかつたものだらうと思つておる。韓国人で永住権の申請をして認められた者、また認められない者及び北鮮系の朝鮮人、この間の待遇の差異は、これは政府委員からでけつておるから、わかりやすくひとつ御説明をお願いしたいと思つておる。同時に、これに關連して、この間には少し格差があつてもいいんじゃないかという説を言う人がある。この条約ができた以上は、永住権を認められた者とそうでない者と、そういう者の間にも少し格差があつてもいいんじゃないか、こういう説をなす者もある。○國務大臣(石井光次郎君) 永住権を認められた者とそうでない者との格差の說明をひとつ政府委員の方からお願ひしたいと思います。

○國務委員(八木正男君) お答えいたします。第一の点は、この協定が成立した結果、永住を認められた韓国人とそれ以外の朝鮮人ととの間の待遇の差がどういふことになるかという点でございます。具体的には、この協定にある第三条の退去強制という点、この点が一番大きな相違になります。○國務委員(八木正男君) お答えいたします。第一の点は、この協定が成立した結果、永住を認められた韓国人とそれ以外の朝鮮人ととの間の待遇の差がどういふことになるかという点でございます。具体的には、この協定にある第三条の退去強制という点、この点が一番大きな相違になります。○國務委員(八木正男君) お答えいたします。第一の点は、この協定が成立した結果、永住を認められた韓国人とそれ以外の朝鮮人ととの間の待遇の差がどういふことになるかという点でございます。具体的には、この協定にある第三条の退去強制という点、この点が一番大きな相違になります。

わりがありませんので、日本からの退去を強制される理由は、出入国管理令の二十四条に詳細に列挙してあります。この協定によつて退去を強制されるわけでございますが、この協定によつて永住を認められた韓国人は、この第三条に規定された四つの場合に当たらない限りは退去させられないというのがその内容でございます。そういう退去強制事由がしぼられたということは、こういう特殊の人たちに対して、先ほどから大臣が説明しましたように、その生活を安定させるという趣旨から、なるべく退去強制事由をしぼるといふことの結果でございます。

それから第二番目の御質問でございますが、これは実は一番むずかしい問題で、いろいろ論議もあることだらうと思つておる。しかし、私も交渉に當つた人間が常に考へておつたことは、この協定の対象になる人と、ならない人とを問はず、とにかく、かつては日本人であり、終戦前から引き続き日本に住んでおつた人々、そして自分の意思にかかわらず外国人とされたといつたような点を考へますと、韓国の国籍を取得している者と、そうでない者との間のいろいろな社会的な待遇という点がある。これは、長年の交渉の結果、退去強制事由がここまでしぼられて、いま申し上げたような四点というふうな差ができたといふことは問題の余地がありませんけれども、それ以外の一般的な処遇の問題については、ほとんど大きな差はございません。ただ、この協定には、処遇の点について妥協を考へておるという約束を日本がしておる。約束した限りにおいては、それは、われわれとしては一種の義務を認めたものであります。したがつて、その対象になる人にとつては、そういう処遇を与えられる権利を日本において認められたわけでありませぬ、ほかの朝鮮人は、単なる日本政府の一方的な行為といひますか、恩恵というか、そういうものによつて、そういう同じような待遇が得られるというだけの差で

わりがありませんので、日本からの退去を強制される理由は、出入国管理令の二十四条に詳細に列挙してあります。この協定によつて退去を強制されるわけでございますが、この協定によつて永住を認められた韓国人は、この第三条に規定された四つの場合に当たらない限りは退去させられないというのがその内容でございます。そういう退去強制事由がしぼられたということは、こういう特殊の人たちに対して、先ほどから大臣が説明しましたように、その生活を安定させるという趣旨から、なるべく退去強制事由をしぼるといふことの結果でございます。



でございます。それは、差であるといえ、差であり  
ますし、その受ける内容については、あまり大き  
な差はないように思います。

で、まあ最後の点、その百二十六号の問題でござ  
います。これは非常に技術的なことでござい  
まして、くどいようでございますが、一応御説明  
いたしますと、日本の入国管理の基本原則とい  
うのは、日本に在留する外国人というのは、常に何  
らかの在留資格という資格を持っていない限りは  
在留ができないというたてまえでございます。そ  
の趣旨から言いますと、一般の外国人は、本来、  
外から入ってくるのが外国人ですから、入って  
くるときに出入の在外公館から査証をもらって  
くる。それによって、日本に在留する場合の資格と  
いうのをあらかじめ取って入ってまいっております。  
それが一般の外国人のたてまえでございます。  
ところが、朝鮮人、台湾人の場合は、平和条  
約の発効と同時に自動的に外国人となった、日本  
の国籍を失ったという理由のために、外から資格  
を取って入ってくるということができなかったも  
のですから、それをカバーするために、法律百二  
十六号というのが設定されました。これは、将来  
別に法律が制定されるまでの間、特別の資格なく  
して在留することができるという法律でございます。  
で、問題は、その将来法律ができるときとい  
うのはいつかということがよくいわれます。しか  
し、この今度の協定が成立しますと、この協定の  
対象になる韓国人は自動的に百二十六号の対象か  
らはずれますけれども、この永住をとらない朝鮮  
の人がたくさんおられるわけでありまして、また別に  
元台湾人もおります。そこで、百二十六号とい  
うのは当然これは廃止するわけにはいきませ  
んで、引き続き存続するものと考えております。

いでもうまくいくでしょう、どうでしょう。こ  
れに対して、将来報償というものを考えられる  
ということがあるでしょう、どうでしょう。

○国務大臣(権名悦三郎君) さしあたり今度韓国  
政府に引き渡すものは日本の政府の管理下にある  
ものでございまして、韓国の文化事業に協力する  
という意味において、これを引き渡すというふう  
にしたのであります。民間の持つておるものにつ  
きましては、また特殊の考慮を加える必要があ  
るかと思はれますが、今回の場合はそれがござい  
ません。ただ、収集しておる人で特殊の篤志家があ  
る。それで、ぜひ提供したいというふうな向きも  
ございますので、まあ大部分は無償だと思いま  
すけれども、あるいは若干の補償を払ってやるとい  
うような必要が起ってくるかもしれない。そ  
れは今後の問題であります。

○木内四郎君 それはそれとしまして、あと一  
言、竹島問題であります。竹島問題は紛争であ  
る、あの交換公文によって処理されるという、そ  
ういう手続が規定されたことはもうきわめて明  
かでありまして、その適用を受けることは明らか  
であると思うのですが、解決のめどがいつか  
ちよつとことが多少何かオーバーなような感じ  
がするのですが、そういう点はいかがでしょう  
か。

○国務大臣(権名悦三郎君) 向こうに腹一ぱいの  
ことを言わせれば、これはもう絶対に韓国のもの  
であつて、もう将来何らこれに対して日本から文  
句を言われる筋はないと、こういうことを、言わ  
しておけば言う。しかし、われわれとしては、これ  
は従来から、もう明らかに日本の一部であるとい  
うことを主張しておきまして、それが二十回、三  
十回以上、終戦後に抗議文書を突きつけていると  
いうようなことで、明らかに両国の紛争問題であ  
ることは間違いない。そういうことを十分に念頭  
に置きつつ、あの紛争処理の交換公文というのは  
できたのでございまして、ただ、国内に向かつて説  
明する場合には、非常に強いことを言っておられ  
ますけれども、この問題が最大の紛争問題である

ということを考慮しつつ、あの交換公文というの  
はできたのでありまして、相当両国の友好的な雰  
囲気ができた、醸成された場合において、この問  
題をできるだけ詰めていきたい、こういうこと  
で、まあ、それだけの気持ちで書きおろされたの  
が、あの交換公文になっておりますので、決して  
オーバーなこととは私はないと考えております。

○木内四郎君 御説明の趣旨はよくわかりまし  
た。どうかひとつ、解決のめどをつけて、なるべく  
すみやかに有利に解決されるように御努力をお  
願いしたいと思います。

なお、そのほかにいろいろこまかな点で御質問  
申し上げたい点があるのでありますが、理事会の  
ほうから大体指定されました時間もきましたの  
で、私の質疑は、この程度にいたしておきたいと  
思います。(拍手)

○委員長(寺尾豊君) 木内四郎君の質疑は終了い  
たしました。

本日の質疑はこの程度とし、明日午前十時から  
委員会を開き、質疑を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

昭和四十年十一月二十七日印刷

昭和四十年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局